

輝きつむぐ理想郷

— いにしへの歴史と希望ある未来、そして人を育むまち —

第6次平泉町総合計画 後期基本計画

2026 ▶ 2030

【目次】

第1部	総論	1
第1章	計画策定にあたって	2
1	計画策定の目的	2
2	計画の位置づけと役割	2
3	計画の構成と期間	3
4	計画の評価体系	4
第2章	平泉町の概況	5
1	社会・経済の動向	5
2	町の概況	7
第3章	現計画達成状況調査結果	15
1	調査概要	15
2	調査結果	15
第4章	町民アンケート結果概要	23
1	調査実施概要	23
2	調査結果概要	24
第5章	平泉町の発展課題	33
第6章	SDGs との調和	35
第2部	基本構想	39
第1章	平泉町の将来像	40
1	将来像と基本目標	40
2	人口の将来推計	41
3	土地利用の方針	42
第2章	将来像の実現に向けて	43
1	施策の大綱	43
2	基本目標	44
第3部	後期基本計画	51
	基本目標1	
	一人ひとりの個性や生きがいを大切に、町民参加で進める協働のまち	52
1-1	子どもの教育の充実	52
1-2	生涯学習・社会教育の推進	54
1-3	生涯スポーツの推進	56
1-4	移住・定住の推進	58
1-5	町民参画のまちづくりの推進	60
1-6	持続可能な行財政運営の推進	62

基本目標2

いつまでも健やかに暮らし続けられるやさしいまち	64
2-1 保育・子育て支援の充実	64
2-2 地域福祉の充実	66
2-3 高齢者福祉の充実	68
2-4 障がい者（児）福祉の充実	70
2-5 保健・医療の充実	72
2-6 社会保障制度の充実	74

基本目標3

新たな時代の流れをつかみ、にぎわいと活力を生み出すまち	76
3-1 農業の振興	76
3-2 農山村環境の保全	78
3-3 観光の振興	80
3-4 商工業の振興	82
3-5 働く場の充実	84

基本目標4

支え合いの心でつくる安全・安心なまち	86
4-1 消防・救急体制の充実	86
4-2 地域防災力の強化	88
4-3 防犯・生活安全の向上	90
4-4 交通安全の推進	92
4-5 道路の整備	94

基本目標5

環境と調和した快適で美しいまち	96
5-1 上下水道の整備	96
5-2 住宅・市街地・公園の整備	98
5-3 地域公共交通の充実	100
5-4 環境保全の推進	102
5-5 空き家対策の推進	104
5-6 情報環境の充実	106

基本目標6

歴史と文化を継承し、交流と創造が花開くまち	108
6-1 世界文化遺産の保存と活用	108
6-2 文化財の調査研究の推進	110
6-3 芸術・文化の振興	112
6-4 景観の保全・整備	114

策定経過	118
諮問・答申	119
平泉町総合計画審議会	121
平泉町総合計画策定委員会	124
用語解説	126

第1部

総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

本町では、令和3年3月に第6次となる「平泉町総合計画前期基本計画」を策定し、基本構想において「輝きつむぐ理想郷－いにしへの歴史と希望ある未来、そして人を育むまち－」を将来像に据えて、その実現のための諸施策を推進してきました。

この前期基本計画が令和7年度をもって最終年度を迎えることから、町の現状を改めて見直し、この5年間の取組みの評価や課題などを踏まえ、平泉町が持続・発展していくために町民と行政が協働しながら、将来に向けて活性化していくため、後期の5年間を目標とする「第6次平泉町総合計画後期基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけと役割

総合計画とは、自治体が進めていくまちづくりのすべての分野における行財政運営の「最上位計画」であり、本町においては、今後10年間における町の将来像と基本目標、基本施策等を明確にし、町民と一体となって進めていく指針となるものです。

本計画は、このような位置づけを踏まえて、次のような役割を持ちます。

【役割】

1 町内のあらゆる主体が一体となって進めるためのもの

今後、本町のまちづくりを進めるにあたっては、町民、地域、企業、学校、各種団体、行政等のあらゆる主体が協力し合い、一体となってまちづくりに取り組むことが重要です。総合計画は、そのための共通目標となるものです。

2 暮らしを支える行財政運営の指針となるもの

時代の潮流の激しい変化や町の財政状況が年々厳しさを増している中、町民の暮らしがより一層豊かなものとなることを目指すため、様々な施策や事業を計画的かつ効率的に実施していくための行財政運営の総合的な指針となるものです。

3 国、県、広域圏との連携の基礎となるもの

国や県、周辺自治体等と広域的に連携していくための基礎となるものです。

3 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成されます。

(1)基本構想

本町が目指すべき将来像やそれを実現するための基本方針、施策の大綱を示すものです。
計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

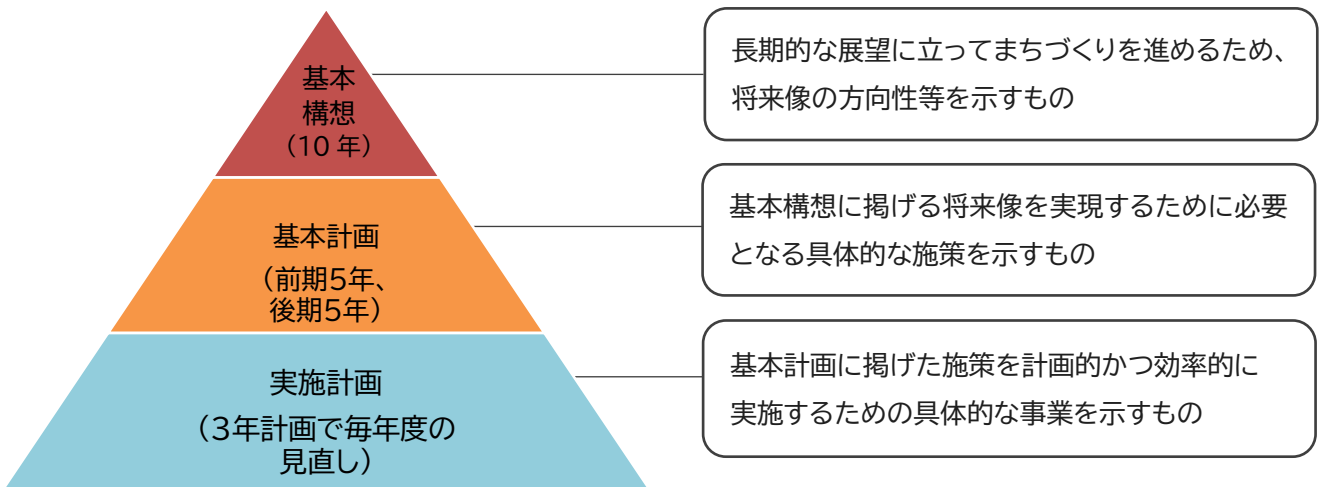
(2)基本計画

基本構想を実現するために、今後推進すべき施策や目標事業等を体系的に示すものです。
計画期間は、前期を5年間、後期を5年間として、後期基本計画は、令和8年度を初年度として、令和12年度を目標年度とします。

(3)実施計画

基本計画に挙げた施策を実現するため、財政見通しを勘案しながら、計画的かつ効率的に実施する事業を定めるもので、具体的な事業内容や事業費、財源内訳等を示すものです。
計画期間は3年間として、別途策定します。
また、社会情勢の変化や政策評価の結果を反映させるため、毎年度、ローリング方式*による見直しを行います。

【総合計画の構成イメージ】



◆計画期間の一覧

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	令和3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
基本構想	[Gray arrow spanning from 2021 to 2030]									
基本計画	前期基本計画					後期基本計画（今回策定）				
実施計画	[Gray arrow 2021-2022]	[Gray arrow 2022-2023]	[Gray arrow 2023-2024]	[Gray arrow 2024-2025]	[Gray arrow 2025-2026]	[White arrow 2026-2027]	[White arrow 2027-2028]	[White arrow 2028-2029]	[White arrow 2029-2030]	[White arrow 2030-2031]

3年計画で毎年度見直し（ローリング）

4 計画の評価体系

第6次平泉町総合計画では、PDCAサイクル*を用いて行政評価*を実施していきます。評価は、前総合計画でも毎年度実施してきた「政策評価」において、毎年度の実施計画への見直しに反映させていきます。

本後期基本計画の策定にあたっては、これまでの「政策評価」の結果及び町民アンケート結果を踏まえた前期基本計画の総合的な評価を実施し、計画事項に反映していきます。

具体的な施策や事業などは、様々な分野で定める個別計画などに位置付けて、総合計画との整合性を図りながら柔軟に対応していきます。

PDCAサイクル*とは、計画の立案から評価に至るまでの過程として、計画(PPLAN)・実行(DO)・評価(CHECK)・改善(ACTION)のサイクルとして表したもので、事業を実施した結果を成果の視点で評価し、次の改善に結びつけようとするものです。



第2章 平泉町の概況

Ⅰ 社会・経済の動向

第6次平泉町総合計画前期基本計画策定以降の主な社会・経済情勢の変化について整理します。

(1) 人口減少・少子高齢化

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口(令和5年推計)」によると、今後、我が国の人口は、2060年には約9,600万人まで減少すると見込まれています。また、高齢化も進行し、65歳以上人口の割合は2060年には約38%に増加すると予測されています。

人口減少による労働力不足を解消するため、出入国管理法が改正され、外国人受入れ政策の見直し、拡大が進んでいます。

(2) 自治体SDGs(持続可能な開発目標)の推進

持続可能な開発目標(SDGs)は、平成27年の国連サミット*で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に盛り込まれた令和12年までの国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことが宣誓されています。

基礎自治体である市町村行政をはじめとして、社会のあらゆる部門にわたってSDGsの観点を取り入れた取組の展開が求められています。

(3) 脱炭素社会(カーボンニュートラル*)の推進

昨今の地球温暖化による気温上昇や、気候変動、気象災害などが全世界的な問題となっており、将来にわたり持続可能な経済社会をつくるためにも、脱炭素社会の実現が求められています。

国では、令和32年までに二酸化炭素排出実質ゼロ(カーボンニュートラル*)を表明しており、この実現に向けて、政府はGX(グリーントランスフォーメーション)など、従来のビジネスや社会の仕組みの大転換が求められています。

(4) DXへの対応

近年、IoT*やAI、ロボットに代表される「第4次産業革命」と称される技術革新が、世界的に急速に進展しています。国の「未来投資戦略2018」では、第4次産業革命の最先端の技術が社会生活や産業に行き渡ることにより、社会課題の解決と経済発展を両立した社会「Society5.0*」が推進するとしています。

人口減少・少子高齢化が進む中、より良い社会環境を形成するため、産業、観光、交通分野など、あらゆる分野において、データとデジタル技術を活用して製品やサービス、ビジネスモデル、生活の在り方そのものを変革するデジタルトランスフォーメーション(DX)*の推進が求められています。

(5) 生活様式変容への対応

令和元年度末に発生した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、世界中に感染が拡大し、法律上の5類感染症*に移行した令和5年5月までの間、日常生活や社会経済活動など多方面に大きな影響を与えました。

この間、テレワーク*の普及による働き方の見直しや、地方移住への関心の高まりなど、人々の生活に関する価値観や様式に大きな変化が生じました。

今後も、こうした新しい生活様式やライフスタイル*の変化に柔軟に対応しながら、多様な働き方や暮らしを支える仕組みが求められています。

(6) 多様化する「自然災害リスク」への対応

我が国は、これまで阪神淡路大震災、東日本大震災など、様々な大規模自然災害を経験してきました。昨今の気候変動による集中豪雨の頻発化や、発生すれば甚大な被害が想定される首都直下型地震など、この先も災害の発生リスクは増大していくことが見込まれています。

多様化するリスクに対応するため、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築する「国土強靱化*」の推進と、自助*・共助*の重要性が高まっています。

2 町の概況

(1) まちづくりの歩み

前期基本計画策定以降の、本町にまちづくり関わる主な出来事を整理します。

【令和 3 年度(2021)】

- 世界遺産*登録 10 周年を記念し、多彩なイベントを開催。
- 平泉スマートインターチェンジ*供用開始。
- 高田前工業団地に長島製作所平泉工場が竣工。町と連携し「スパルタキャンプ*」を開始。
- 結婚祝金、出産祝金制度を開始。

【令和 4 年度(2022)】

- 平泉町学習交流施設「エピカ」がオープン。
- 束稲山麓地域が日本農業遺産*に認定。
- コミュニティバス「よしつね号」「べんけい号」の本格運行を開始。
- 3年ぶりに春の藤原まつり「源義経公東下り行例」を開催。俳優・伊藤健太郎さんが義経公に扮し、過去 2 番目の人出を記録。

【令和 5 年度(2023)】

- 世界遺産*拡張登録を目指す推薦書案を「柳之御所遺跡」のみとすることが決定。
- 山形県酒田市と文化交流協定を締結。
- 営農継続農業機械支援事業*を開始。
- 初めて中国からの国際交流員*を配置。
- 初めて地域おこし協力隊*員3人を委嘱。

【令和 6 年度(2024)】

- 役場に「子育て支援課」を設置。
- 中尊寺金色堂建立 900 年の節目に多彩なイベントを展開。
- 「いわて平泉歴史文化観光地域計画」が文化観光推進法の地域計画として認定。

【令和 7 年度(2025)】

- 平泉町合併 70 周年を迎え、記念誌を発行。
- 岩手県紫波町と文化交流協定を締結。
- 役場に「人口減少対策推進本部」を設置。
- 都市計画マスタープラン*を改訂。

(2)位置・地勢・気候

本町は、岩手県の南部(北緯 38 度 59 分、東経 141 度 7 分)に位置し、北は奥州市、南は一関市と接しています。また、県都盛岡市から南に約 83km の距離にあり、東西 16.15km、南北 8.51km と東西に長く、総面積は 63.39 km²となっています。

町の中央部には、全国で 5 番目の長さを持つ北上川が南北に流れ、その流域の両側に田園地帯が広がっています。町の東部には北上山地に含まれる束稲山(595.7m)、音羽山(539m)、観音山(325.2m)などが連なり、西部は奥羽山脈に続く標高約 100~200m 前後の丘陵地が広がっています。

気候は、北上山地と奥羽山脈に挟まれているため、内陸性の気候で、年間降水量は 1107.5mm、年平均気温は 13.5℃で、4 月から 10 月は気温も上昇し、比較的温暖な気候となっています。

(3)交通

本町を取り巻く広域的な道路網は、広域的幹線道路として、東北自動車道が南北に走っています。幹線道路としては、町の中央部に国道 4 号、主要地方道一関北上線が南北に走り、東西方向には、主要地方道平泉巖美溪線、一般県道相川平泉線が通じています。これらを基幹として、町道が接続する形で道路網が整備され、生活圏の形成に重要な役割を果たしています。

公共交通は、JR 東北本線が町の中央を南北に通っており、町内には平泉駅があります。東北新幹線は、隣接している一関市に一ノ関駅があり、仙台や盛岡まで約 40 分の距離です。

町の北部にある東北自動車道の平泉前沢インターチェンジから盛岡市までは約 50 分、JR 東北本線の平泉駅から盛岡駅へは約 1 時間 20 分で連絡しています。

また、令和 3 年 12 月には、新たに平泉スマートインターチェンジ*の供用が開始されています。

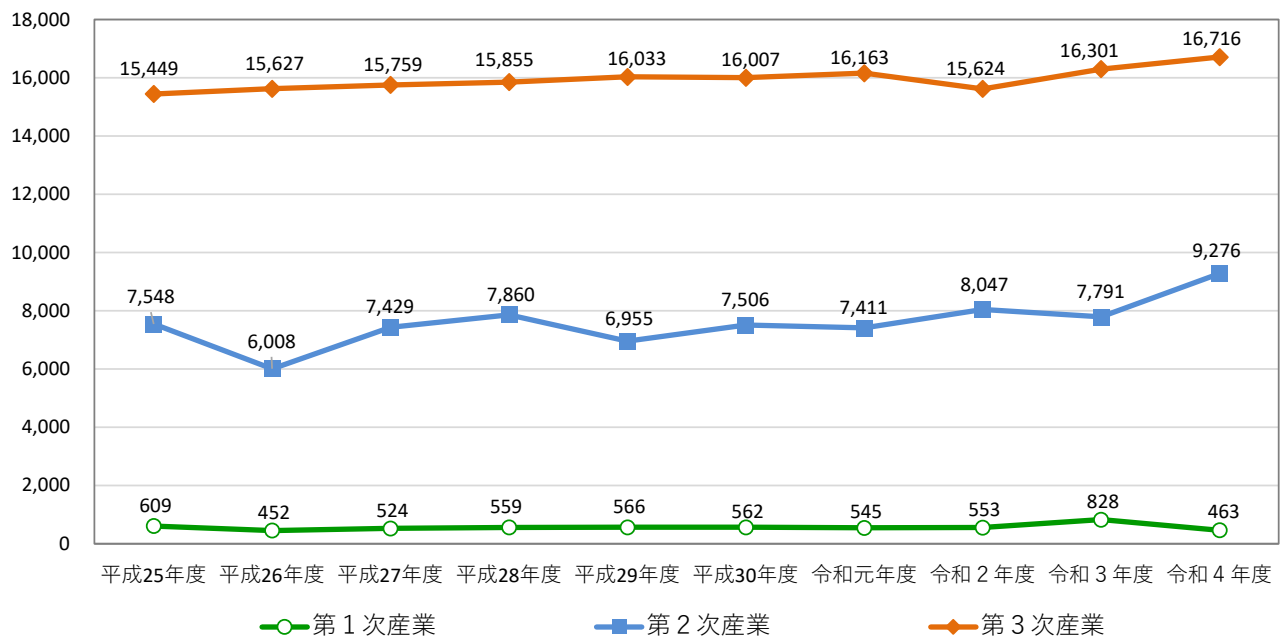
(4)町内総生産

本町の総生産は、令和4年度の第3次産業(サービス業・商業など)が167億1,600万円で最も大きく、近年は令和2年度にやや落ち込みつつも増加傾向となっており、本町の経済基盤を担うものとなっています。

第2次産業(製造業・建設業など)については令和4年度で92億7,600万円となっており、推移に増減がありつつも、近年は増加傾向となっています。

第1次産業(農林水産業など)については、規模としては最小で約5億円～8億円程度で推移しており、令和3年度から4年度にかけては減少となっています。

町内総生産 (単位:百万円)



資料：令和4年度 岩手県市町村民経済計算年報

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
第1次産業	609	452	524	559	566	562	545	553	828	463
第2次産業	7,548	6,008	7,429	7,860	6,955	7,506	7,411	8,047	7,791	9,276
第3次産業	15,449	15,627	15,759	15,855	16,033	16,007	16,163	15,624	16,301	16,716

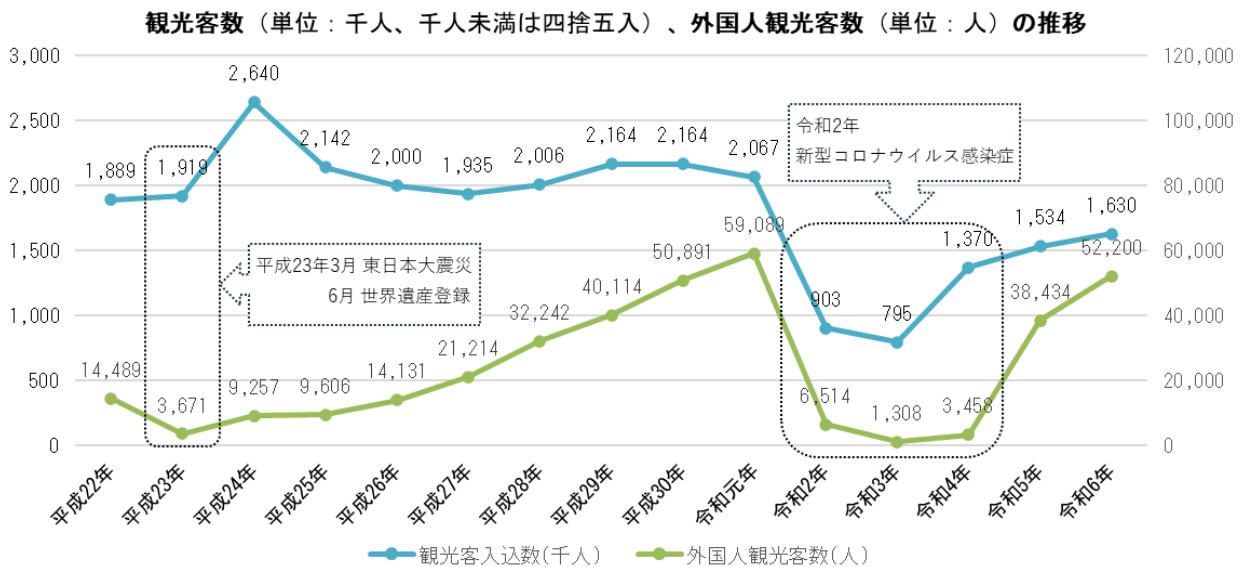
(5)観光

本町には、中尊寺や毛越寺、達谷窟などの歴史文化遺産が所在し、東北有数の観光地となっています。

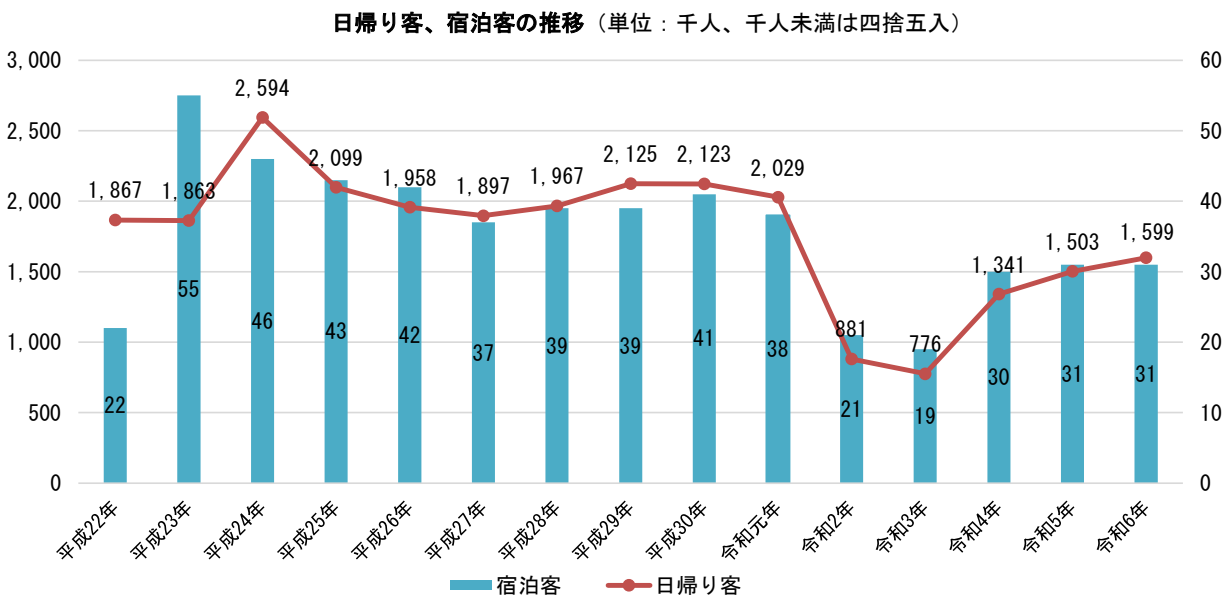
平成22年から200万人前後で推移していた観光客数ですが、令和2年および3年には新型コロナウイルス感染症の影響で100万人を割り込み、大きく減少しています。令和4年以降は増加に転じ、令和6年には約163万人となっています。

外国人観光客数は、東日本大震災が発生した平成23年には大きく減少しましたが、同年6月の世界遺産*登録後は右肩上がりに上昇しました。令和2年以降新型コロナウイルス感染症の影響で、激減しましたが、令和4年以降は増加に転じ、令和6年には5万人台まで回復しています。

日帰り客、宿泊客をみると、令和6年では日帰り客が98%を占め、宿泊客は2%にとどまっています。



資料：町調べ



資料：町調べ

(6)人口と世帯

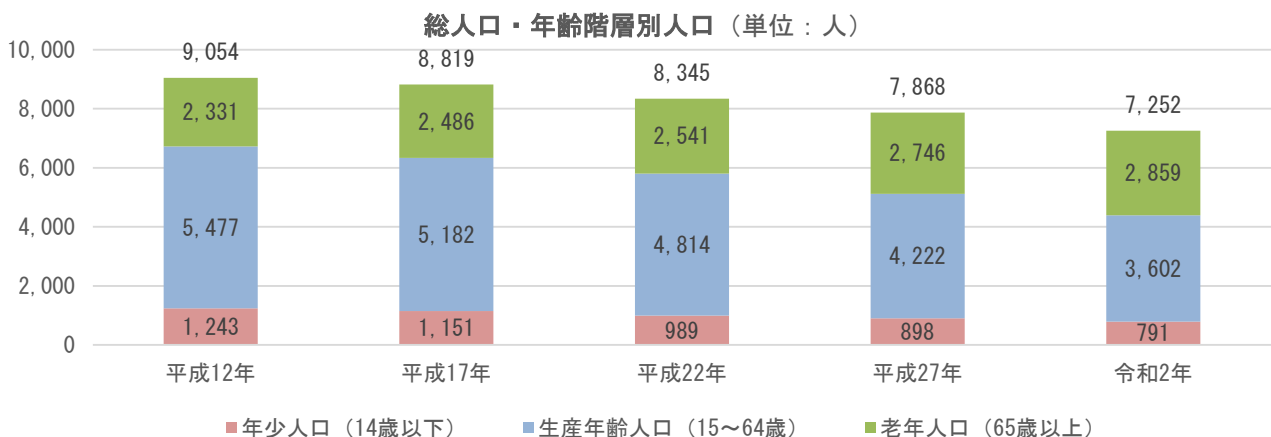
本町の総人口は、令和2年の国勢調査時点で7,252人となっており、平成12年の9,054人から1,802人(19.90%)、平成17年から平成22年にかけては474人(5.37%)、平成22年から平成27年にかけては477人(5.72%)、平成27年から令和2年にかけては616人(7.83%)減少しており、人口減少が確実に進んでいます。

世帯数は、平成12年以降緩やかに増加し、令和2年には2,409世帯となっている一方、一世帯当たりの人数は減少し続け、令和2年には一世帯あたり2.93人となっています。

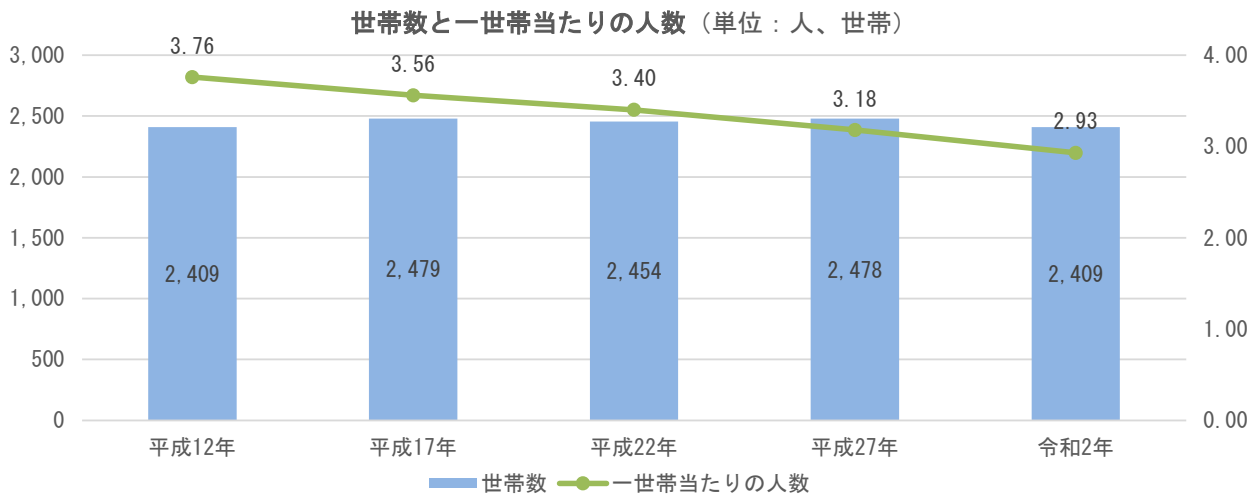
年齢階層別人口の推移をみると、年少人口(14歳以下)は、平成12年の1,243人(13.73%)から令和2年には791人(10.91%)となり、人数、構成比率ともに減少しています。また、生産年齢人口(15～64歳)については、平成12年の5,477人(60.49%)から令和2年には3,602人(49.67%)となり、同様に人数と構成比率が減少しています。

一方、老年人口(65歳以上)については、平成12年の2,331人(25.75%)が令和2年には2,859人(39.42%)となり、人数と構成比率はともに増加しています。

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	年平均増減率		
						H17～22年	H22～27年	H27～令和2年
総人口(人)	9,054	8,819	8,345	7,868	7,252	-5.37%	-5.72%	-7.83%
年少人口 (14歳以下)	1,243	1,151	989	898	791	-14.07%	-9.20%	-11.92%
	(13.73%)	(13.05%)	(11.85%)	(11.41%)	(10.91%)			
生産年齢人口 (15～64歳)	5,477	5,182	4,814	4,222	3,602	-7.10%	-12.30%	-14.68%
	(60.49%)	(58.76%)	(57.69%)	(53.66%)	(49.67%)			
老年人口 (65歳以上)	2,331	2,486	2,541	2,746	2,859	2.21%	8.07%	4.12%
	(25.75%)	(28.19%)	(30.45%)	(34.90%)	(39.42%)			
年齢不詳	3	0	1	2	0	-	-	-
	(0.03%)	(-)	(0.01%)	(0.03%)	(-)			
世帯数	2,409	2,479	2,454	2,478	2,409	1.01%	0.98%	-2.78%
一世帯当たりの人数	3.76	3.56	3.40	3.18	2.93	-5.56%	-5.88%	-7.86%



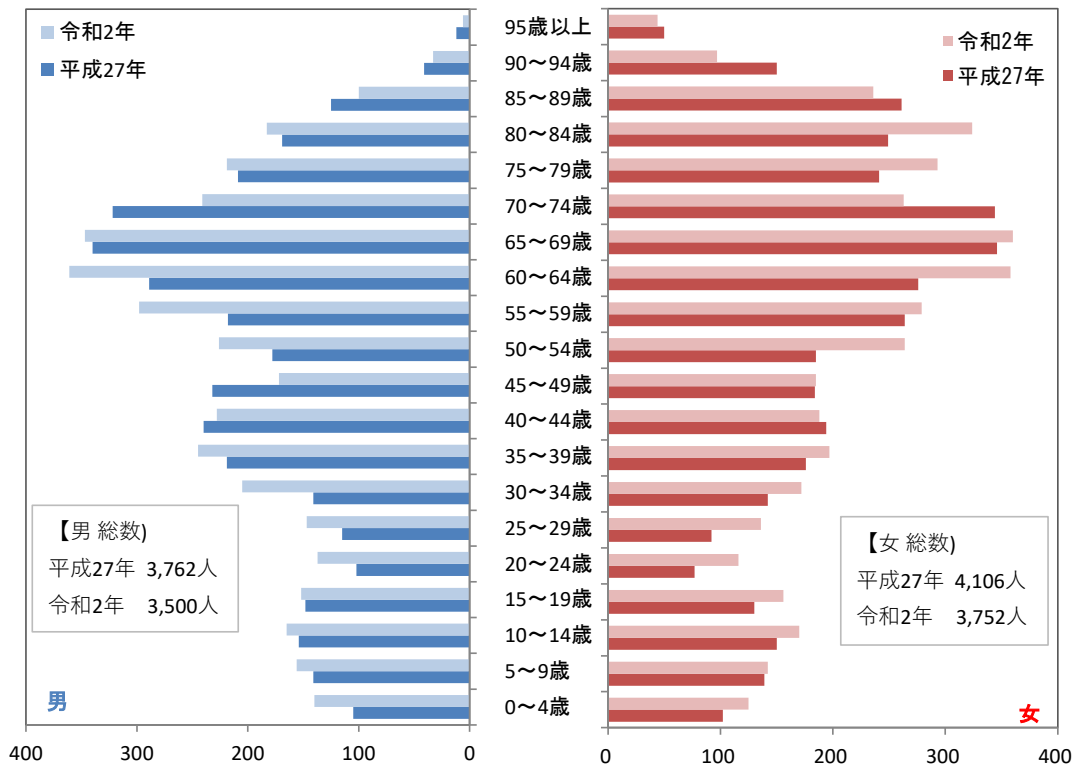
資料：国勢調査※合計には年齢不詳人口を含む



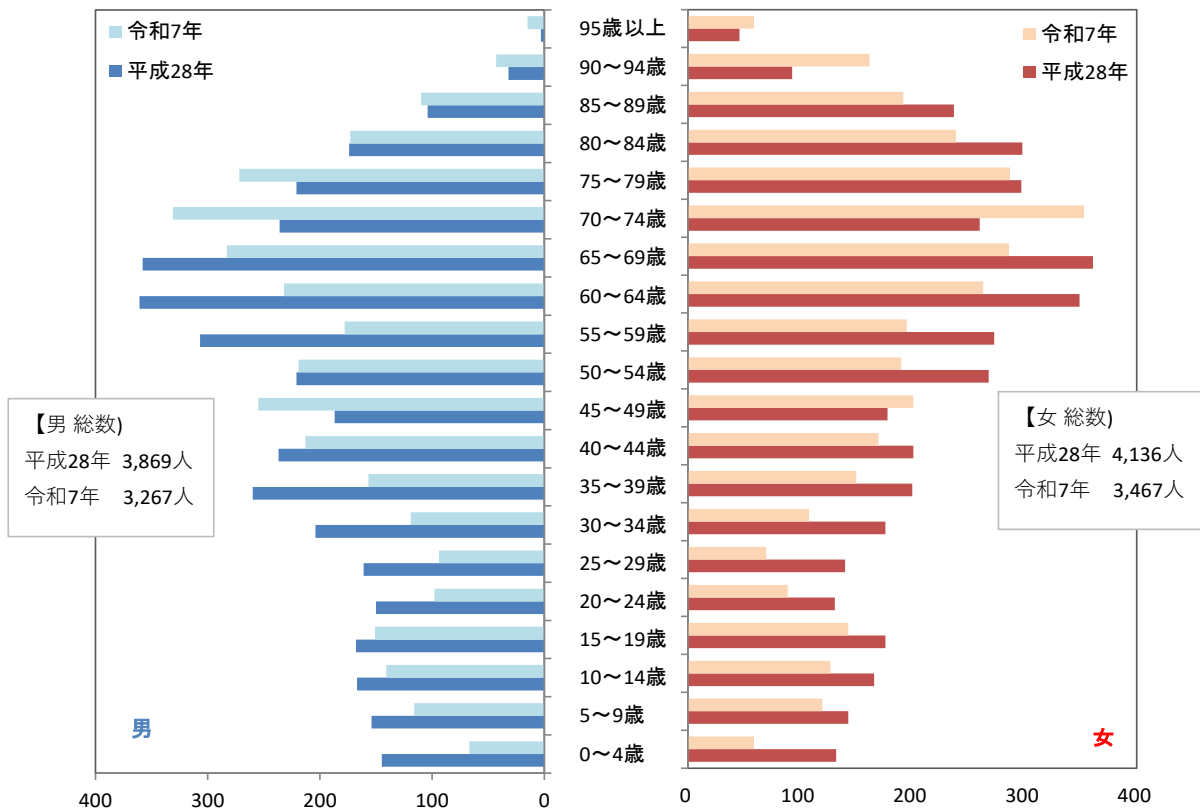
資料：国勢調査

【参考】5歳階級別男女別人口の比較（国勢調査(5年間)・住民基本台帳(10年間)）

5歳階級別男女別人口（単位：人）



資料：国勢調査



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(7)就業構造

令和2年の国勢調査結果によると、本町の就業者総数は3,784人となっており、人口の動向と同様に減少傾向にあります。

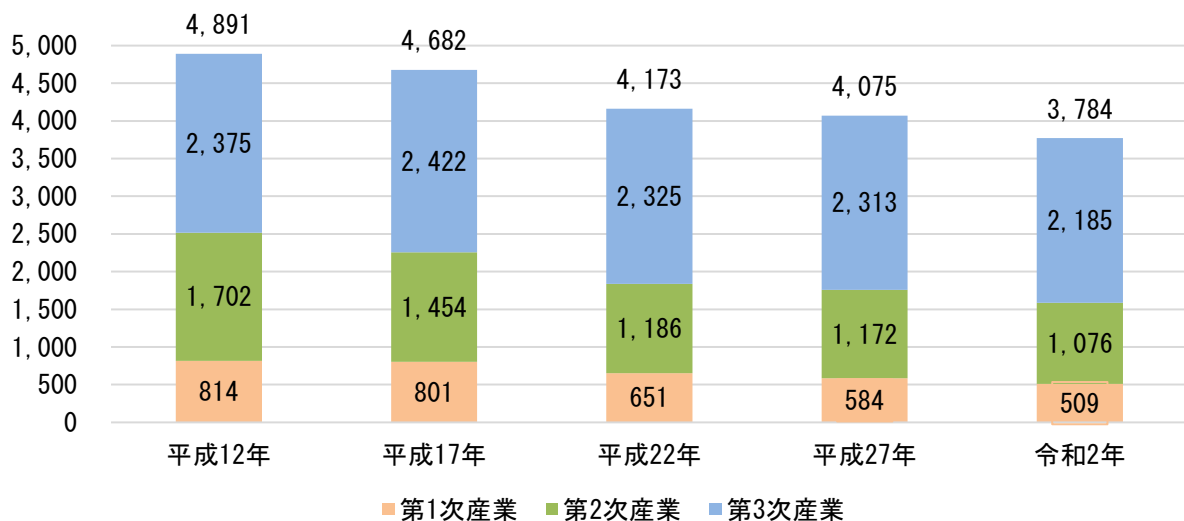
また、産業別でもすべての産業で就業者数が減少傾向となっています。就業率は平成22年まで減少していましたが、平成27年以降増加しています。

産業別就業者数・就業率（単位：人）

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
就業者総数	4,891	4,682	4,173	4,075	3,784
第1次産業	814	801	651	584	509
第2次産業	1,702	1,454	1,186	1,172	1,076
第3次産業	2,375	2,422	2,325	2,313	2,185
分類不能	0	5	11	6	14
就業率	54.02%	53.09%	50.00%	51.79%	52.17%

〔年平均増減率〕

	平成12 ～17年	平成17 ～22年	平成22 ～27年	平成27 ～令和2年
就業者総数	-4.27%	-10.87%	-2.35%	-7.14%
第1次産業	-1.60%	-18.73%	-10.29%	-12.84%
第2次産業	-14.57%	-18.43%	-1.18%	-8.19%
第3次産業	1.98%	-4.00%	-0.52%	-5.53%



資料：国勢調査※就業者総数には、分類不能の数値を含む

第3章 現計画達成状況調査結果

1 調査概要

現行の第6次平泉町総合計画前期基本計画(令和3年度～令和7年度)に掲げられたすべての基本施策を対象に「施策動向調査シート」を作成し、各担当課により前期基本計画における目標指標の達成状況把握とともに、後期基本計画策定に向けた新たな記載事項の検討を行いました。

達成度については、第6次平泉町総合計画前期基本計画の基本施策に位置付けた目標指標の達成状況を基に、下表のとおりA～Eの5段階で評価しました。

達成度	評価	達成状況
A	前期基本計画に掲げた施策を達成した。 (ほぼ100%の成果を上げることができた)	ほぼ100%
B	前期基本計画に掲げた施策を概ね達成した。 (75%程度の成果を上げることができた)	75%程度
C	現在、施策の達成に向けて動いている。 (半分程度の成果を上げることができた)	50%程度
D	現在、施策の達成に向けて動き始めている。 (施策に着手し、動き始めることはできた)	25%程度
E	現在、ほとんど手をつけていない。 (施策に着手することができなかった)	10%未満～0%

2 調査結果

(1) 全体評価

第6次平泉町総合計画前期基本計画のすべての基本施策に位置付けた目標指標の達成度評価(A～E)について、それぞれA:100点、B:75点、C:50点、D:25点、E:0点として点数化し、平均値を求めると、100点満点で、

82.3 点

となりました。

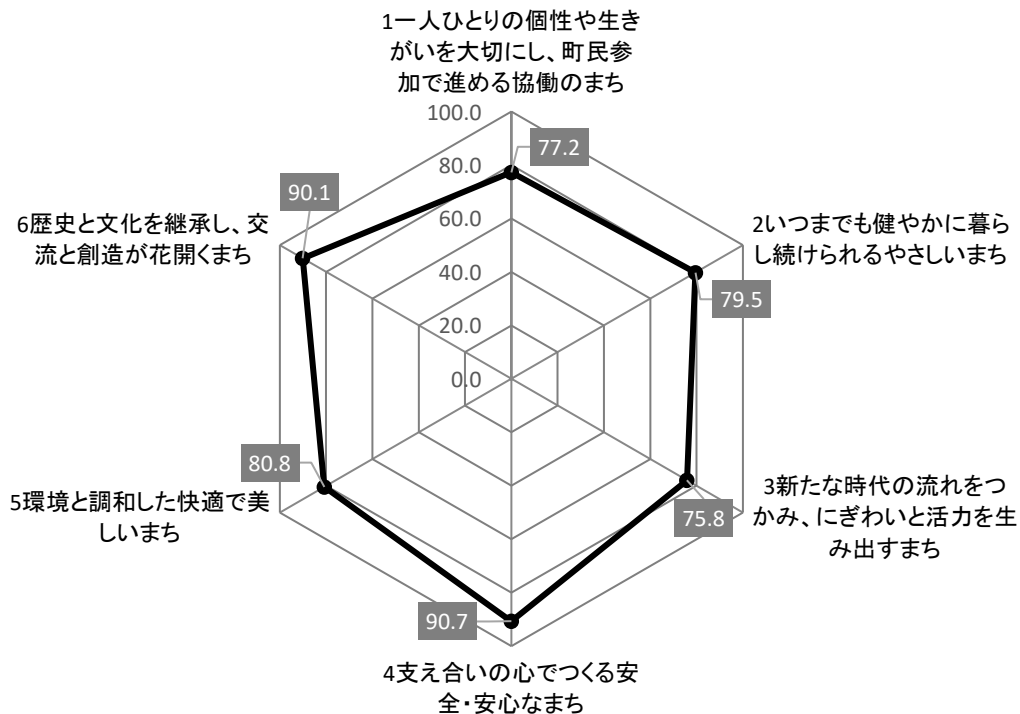
(2)基本目標について

(1)全体評価と同様に基本目標別に算出すると、「4 支え合いの心でつくる安全・安心なまち」(90.7点)が全体平均(82.3点)を8ポイント程度上回り、最も高くなっています。

以下、「6 歴史と文化を継承し、交流と創造が花開くまち」(90.1点)、「5 環境と調和した快適で美しいまち」(80.8点)、「2 いつまでも健やかに暮らし続けられるやさしいまち」(79.5点)、「1 一人ひとりの個性や生きがいを大切に、町民参加で進める協働のまち」(77.2点)、「3 新たな時代の流れをつかみ、にぎわいと活力を生み出すまち」(75.8点)となっています。

【基本目標別達成度（平均点）】

基本目標	達成度 (平均点)	順位
1 一人ひとりの個性や生きがいを大切に、町民参加で進める協働のまち	77.2	第5位
2 いつまでも健やかに暮らし続けられるやさしいまち	79.5	第4位
3 新たな時代の流れをつかみ、にぎわいと活力を生み出すまち	75.8	第6位
4 支え合いの心でつくる安全・安心なまち	90.7	第1位
5 環境と調和した快適で美しいまち	80.8	第3位
6 歴史と文化を継承し、交流と創造が花開くまち	90.1	第2位
平均点	82.3	



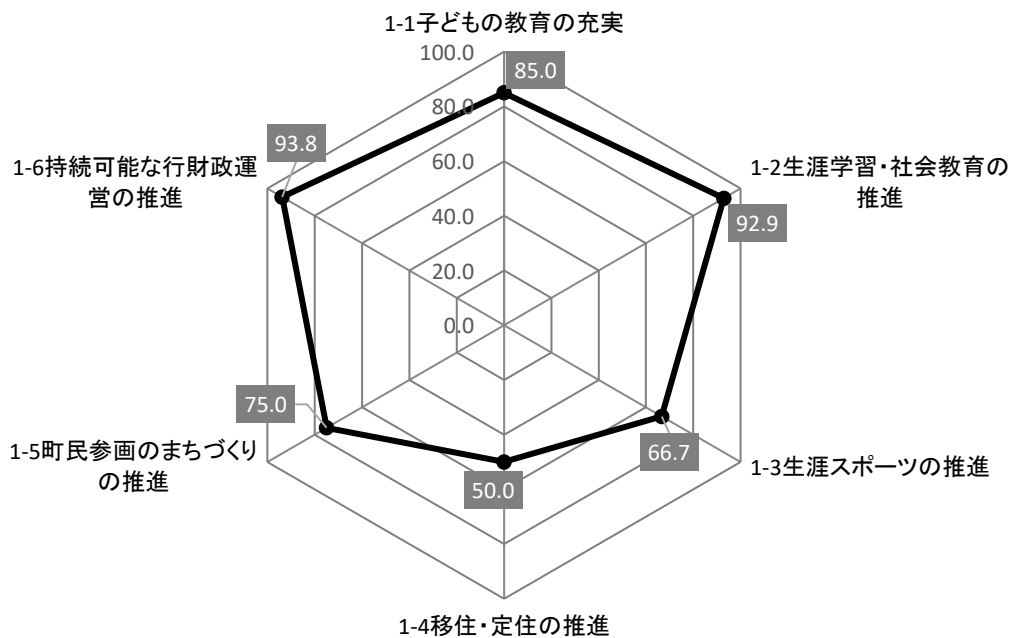
(3)基本施策について

基本目標を実現するための「基本施策」ごとに設定した複数の目標指標の達成度評価(A～E)について、それぞれA:100点、B:75点、C:50点、D:25点、E:0点として点数化し、平均値を求め、その算出結果について基本目標別にレーダーチャート状に示します。

基本目標 1 一人ひとりの個性や生きがいを大切にし、町民参加で進める協働のまち

【基本施策別達成度（平均点）】

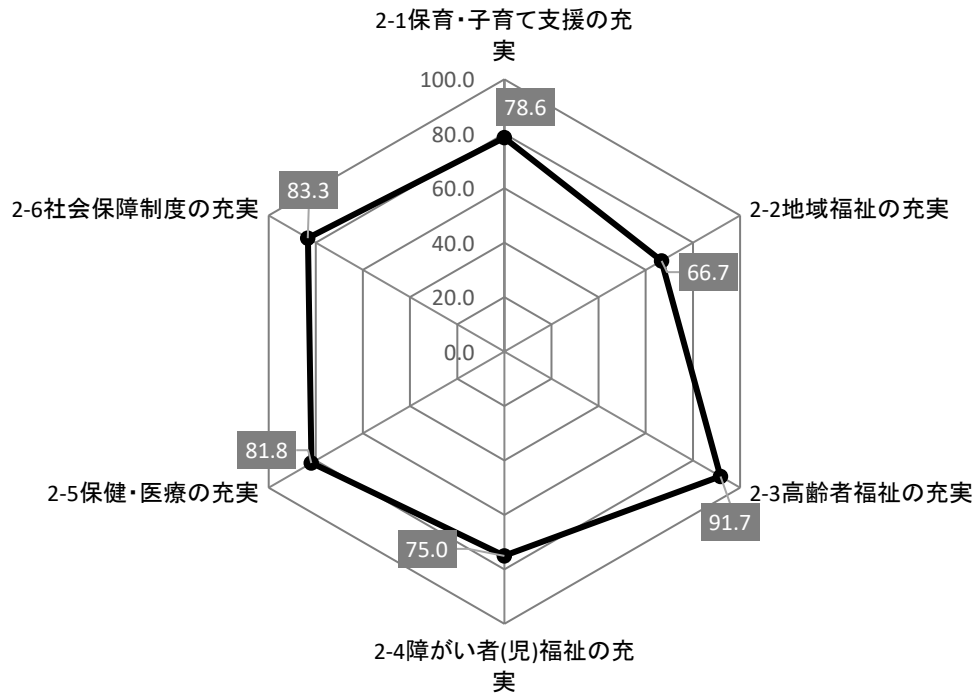
基本施策	達成度 (平均点)	順位
1-1 子どもの教育の充実	85.0	第3位
1-2 生涯学習・社会教育の推進	92.9	第2位
1-3 生涯スポーツの推進	66.7	第5位
1-4 移住・定住の推進	50.0	第6位
1-5 町民参画のまちづくりの推進	75.0	第4位
1-6 持続可能な行財政運営の推進	93.8	第1位
平均点	77.2	



基本目標2 いつまでも健やかに暮らし続けられるやさしいまち

【基本施策別達成度（平均点）】

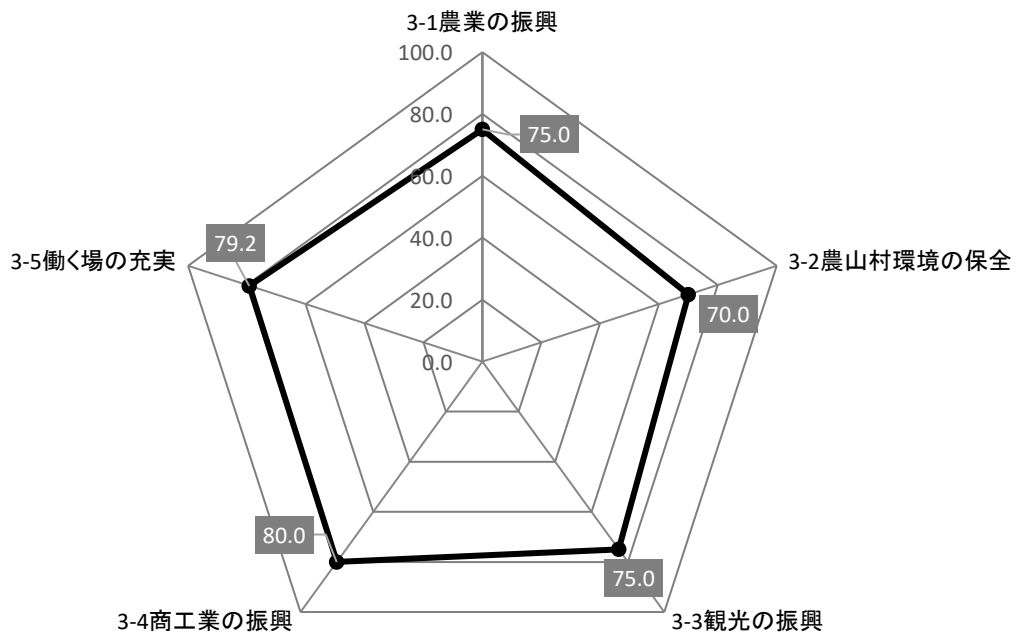
基本施策	達成度 (平均点)	順位
2-1 保育・子育て支援の充実	78.6	第4位
2-2 地域福祉の充実	66.7	第6位
2-3 高齢者福祉の充実	91.7	第1位
2-4 障がい者(児)福祉の充実	75.0	第5位
2-5 保健・医療の充実	81.8	第3位
2-6 社会保障制度の充実	83.3	第2位
平均点	79.5	



基本目標3 新たな時代の流れをつかみ、にぎわいと活力を生み出すまち

【基本施策別達成度（平均点）】

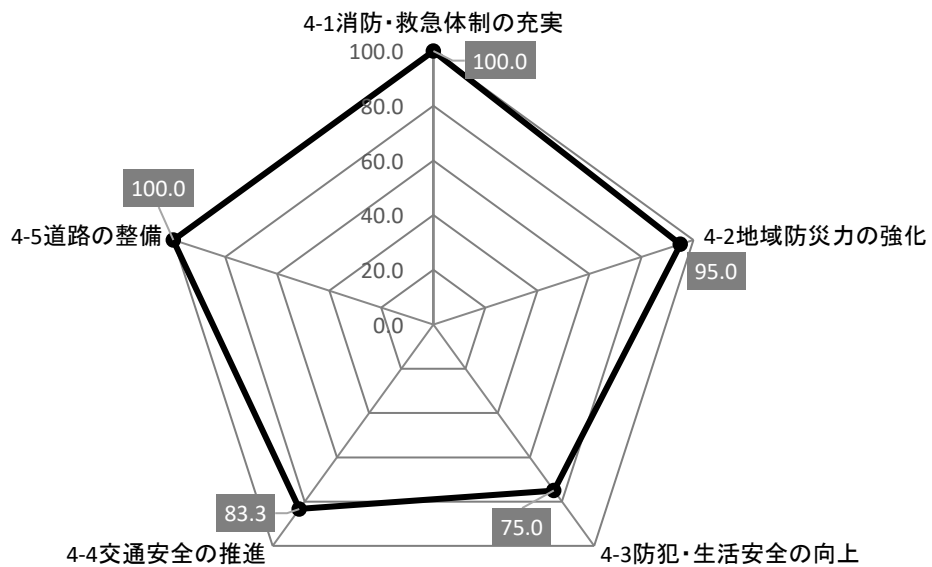
基本施策	達成度 (平均点)	順位
3-1 農業の振興	75.0	第3位
3-2 農山村環境の保全	70.0	第5位
3-3 観光の振興	75.0	第3位
3-4 商工業の振興	80.0	第1位
3-5 働く場の充実	79.2	第2位
平均点	75.8	



基本目標4 支え合いの心でつくる安全・安心なまち

【基本施策別達成度（平均点）】

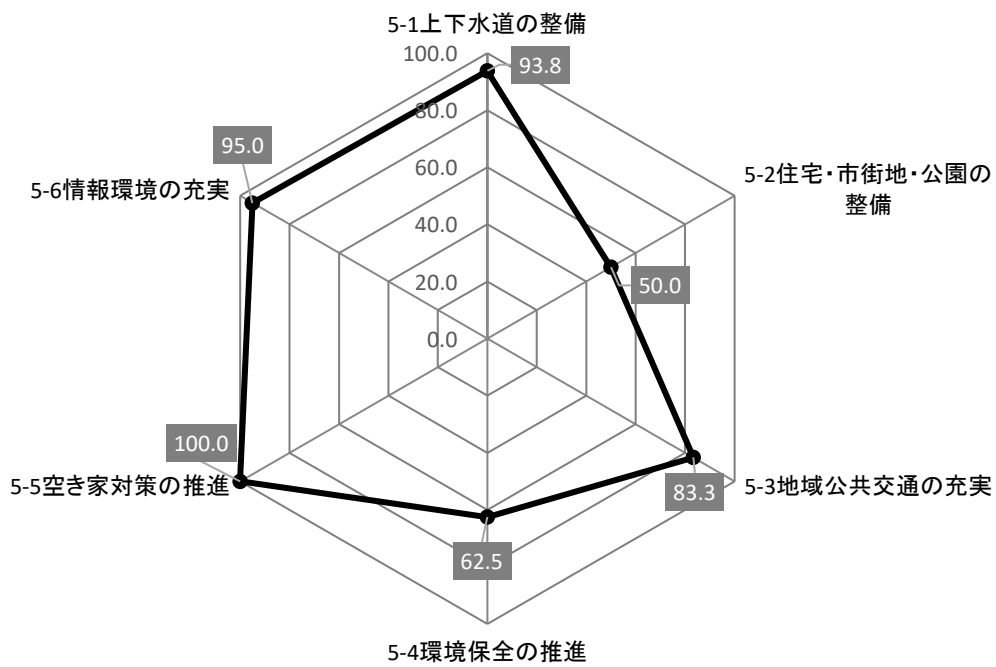
基本施策	達成度 (平均点)	順位
4-1 消防・救急体制の充実	100.0	第1位
4-2 地域防災力*の強化	95.0	第3位
4-3 防犯・生活安全の向上	75.0	第5位
4-4 交通安全の推進	83.3	第4位
4-5 道路の整備	100.0	第1位
平均点	90.7	



基本目標5 環境と調和した快適で美しいまち

【基本施策別達成度（平均点）】

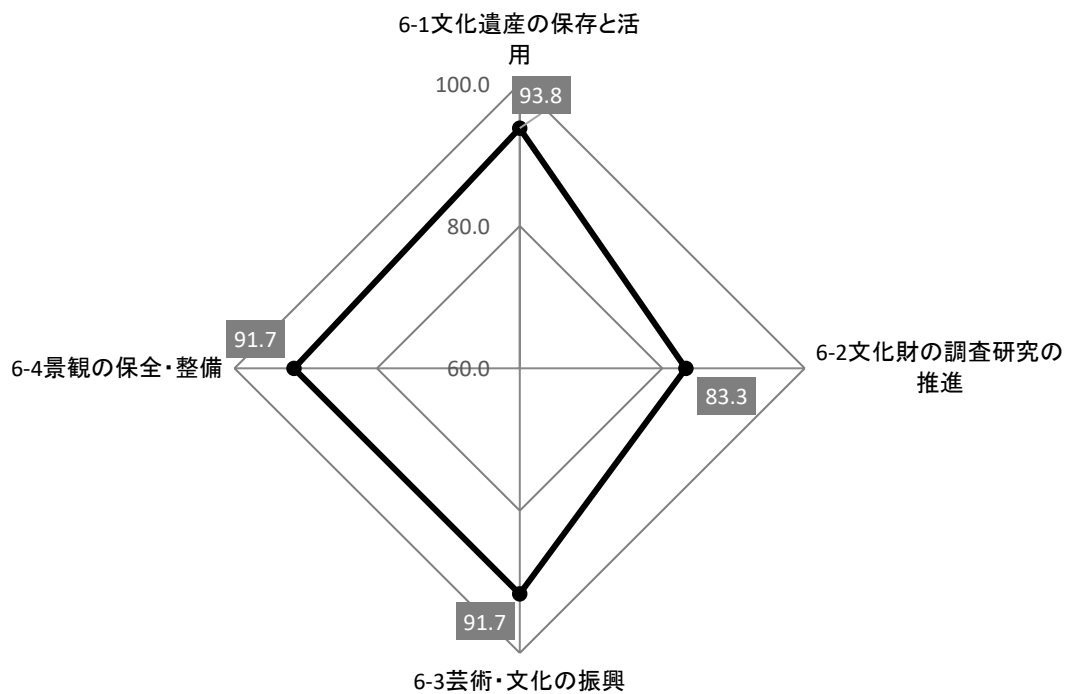
基本施策	達成度 (平均点)	順位
5-1 上下水道の整備	93.8	第3位
5-2 住宅・市街地・公園の整備	50.0	第6位
5-3 地域公共交通の充実	83.3	第4位
5-4 環境保全の推進	62.5	第5位
5-5 空き家対策の推進	100.0	第1位
5-6 情報環境の充実	95.0	第2位
平均点	80.8	



基本目標6 歴史と文化を継承し、交流と創造が花開くまち

【基本施策別達成度（平均点）】

基本施策	達成度 (平均点)	順位
6-1 文化遺産の保存と活用	93.8	第1位
6-2 文化財の調査研究の推進	83.3	第4位
6-3 芸術・文化の振興	91.7	第2位
6-4 景観の保全・整備	91.7	第2位
平均点	90.1	



第4章 町民アンケート結果概要

I 調査実施概要

(1) 調査目的

第6次平泉町総合計画前期基本計画が令和7年度をもって最終年度を迎えることから、新たに後期の5年間を見据えた第6次平泉町総合計画後期基本計画を策定するにあたって、基礎データの把握や前期基本計画の評価とともに、町民と行政が協働しながらまちづくりを進めていく必要があることから、町民意見等を伺うためのアンケート調査を実施しました。

(2) 調査概要

項目	概要	
◇調査対象	① 平泉町に居住する18歳以上(令和7年4月1日現在)の町民 1,519名	②平泉町に居住する 15歳以上18歳未満 (令和7年4月1日現在)の 町民 181名 (※高校生に相当する年齢)
◇調査方法	郵送配布・回収(Webフォームでの回答併用)	
◇実施時期	令和7年8月1日～8月18日	
◇回収数	489票 紙回答 339票 Web回答 150票	47票 紙回答 13票 Web回答 34票
◇回収率 (小数点以下、四捨五入値)	32.2%	26.0%

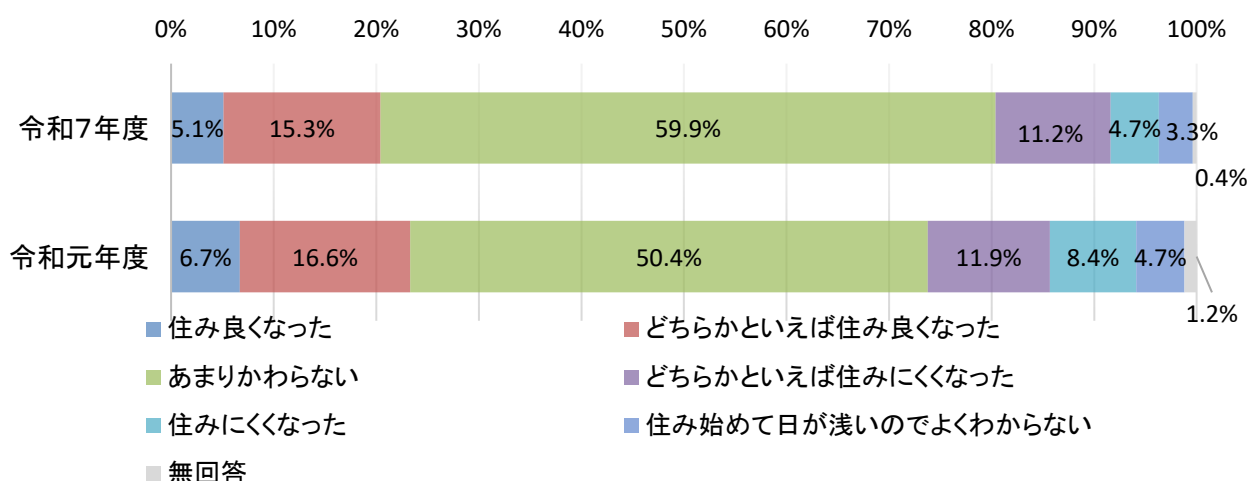
2 調査結果概要 (主なポイント)

◆暮らしやすさについて

〔18歳以上～の回答〕

- 6割弱が「あまりかわらない」と回答しており、令和元年度調査と比較して増加しています。

問：あなたは、以前(5年位前)と比べて、平泉町が住み良くなったと思いますか

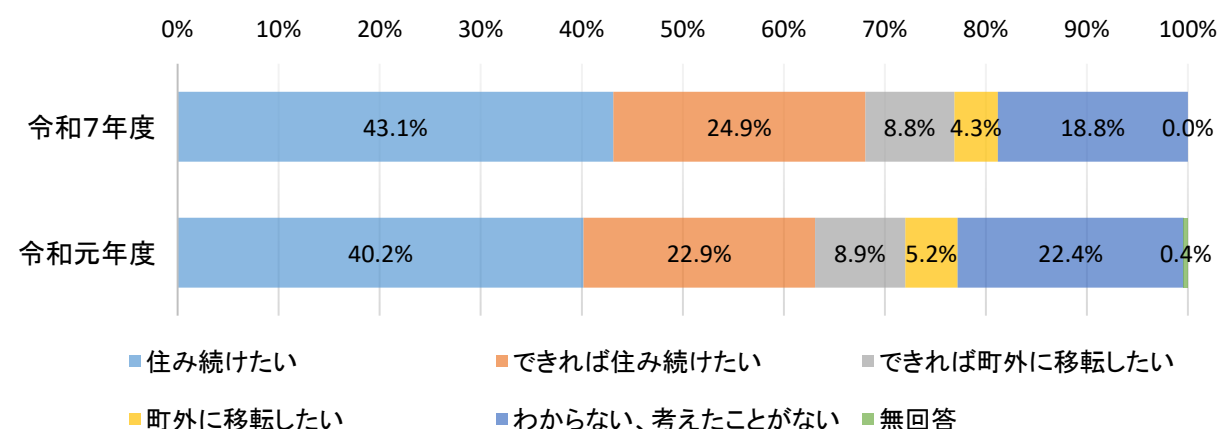


◆定住意向について

〔18歳以上～の回答〕

- 約7割弱が平泉町に住み続けたい(「住み続けたい」または「できれば住み続けたい」と回答しており、令和元年度調査と比較して増加しています。

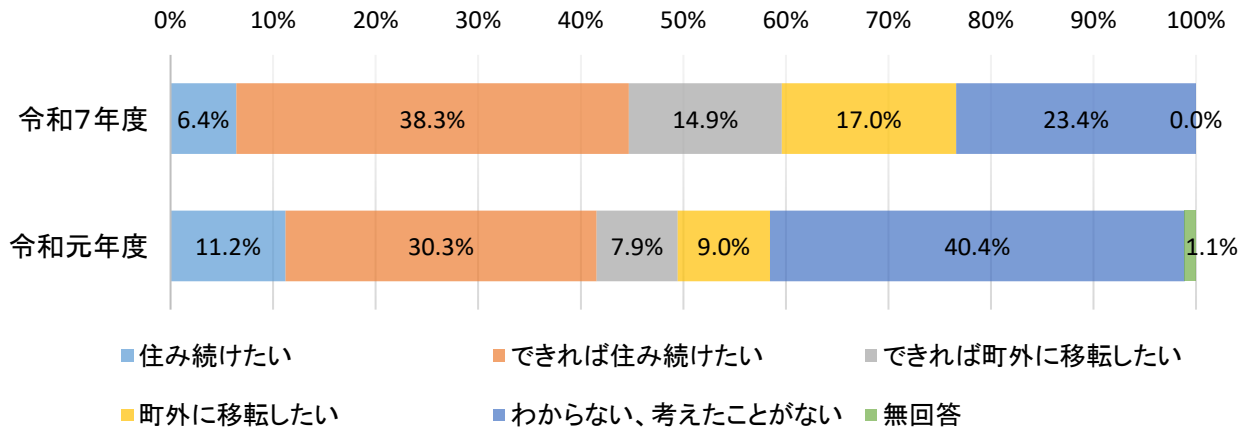
問：あなたは、これからも平泉町に住み続けたいと思いますか



〔15歳以上～18歳未満(高校生)の回答〕

- 約4割強が平泉町に住み続けたい(「住み続けたい」または「できれば住み続けたい」と回答しており、令和元年度調査と比較して増加していますが、「わからない、考えたことがない」という回答が減少した一方で、町外に移転したい(「町外に移転したい」または「できれば町外に移転したい」という回答も増加がみられます。

問: あなたは、これからも平泉町に住み続けたいと思いますか

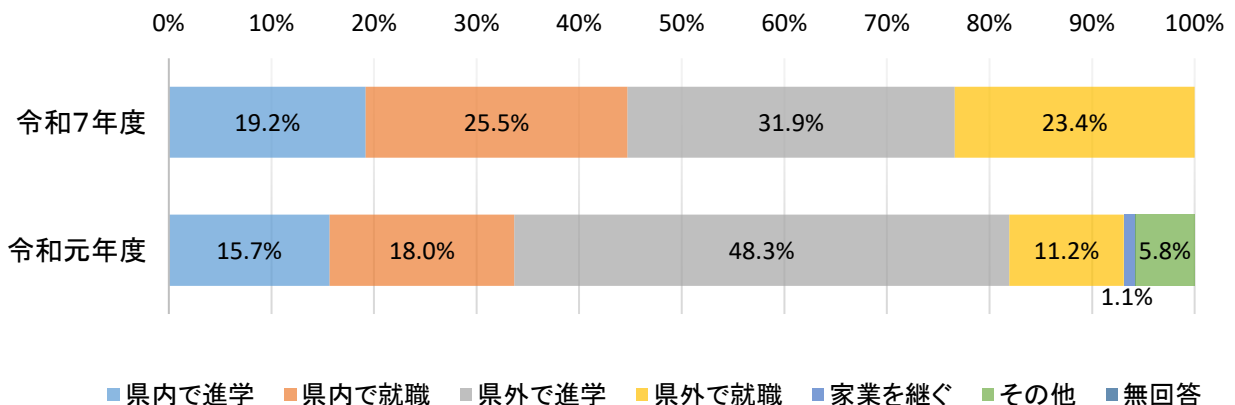


◆高校卒業後の進路について

〔15歳以上～18歳未満(高校生)の回答〕

- 高校卒業後の進路希望については、約5割強が県外での就職または進学と回答していますが、令和元年度調査と比較して減少しており、代わって県内での進学・就職希望の回答割合が増加しています。

問: あなたが考えている進路について

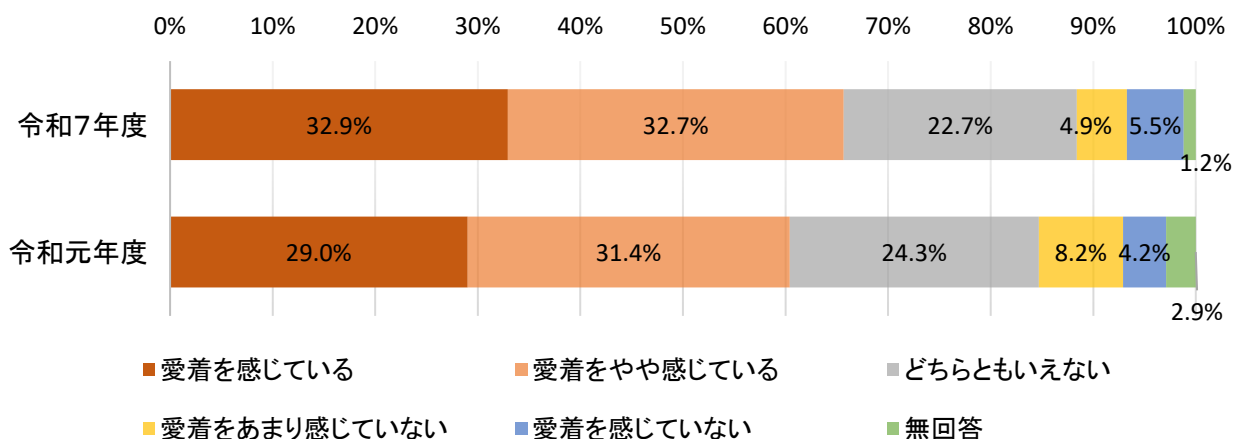


◆愛着度について

〔18歳以上～の回答〕

- 約7割弱が平泉町に愛着を感じている（「愛着を感じている」または「愛着をやや感じている」と回答しており、令和元年度調査と比較して増加しています。

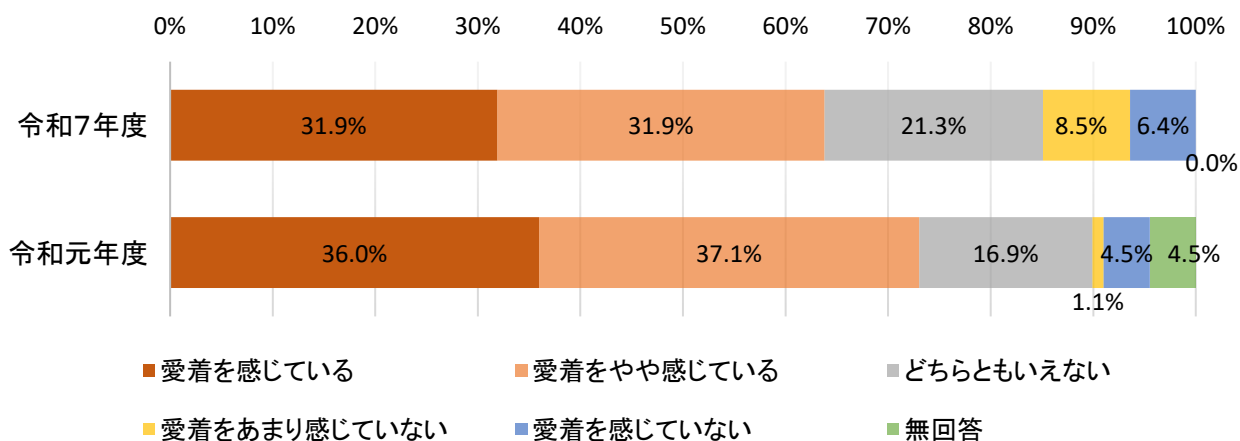
問：あなたは、平泉町にどの程度「愛着」を感じていますか。



〔15歳以上～18歳未満(高校生)の回答〕

- 約6割強が平泉町に愛着を感じている（「愛着を感じている」または「愛着をやや感じている」と回答していますが、令和元年度調査と比較して減少しています。

問：あなたは、平泉町にどの程度「愛着」を感じていますか。



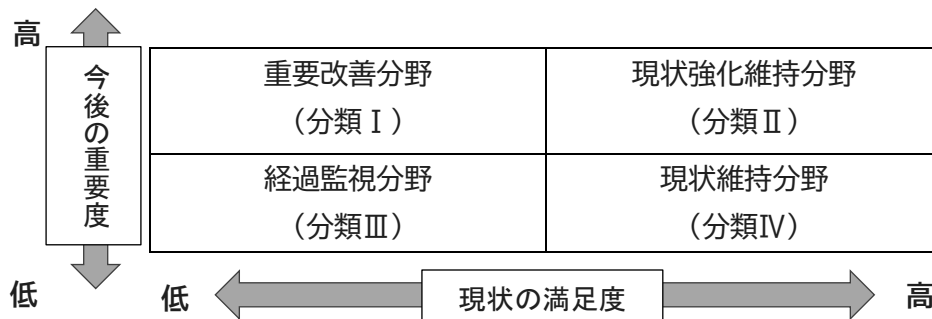
◆施策の重要度と満足度について

まちづくりの20項目の「現状の満足度」と「今後の重要度」の回答結果を点数化して再集計し、以下の4象限の内容に整理しました。

〔重要度と満足度の点数化〕

【現状の満足度】 ・非常に満足……2点 ・満足……1点 ・どちらでもない……0点 ・不満……-1点 ・非常に不満……-2点	【今後の重要度】 ・重要……2点 ・やや重要……1点 ・ふつう……0点 ・あまり重要ではない……-1点 ・重要ではない……-2点
---	--

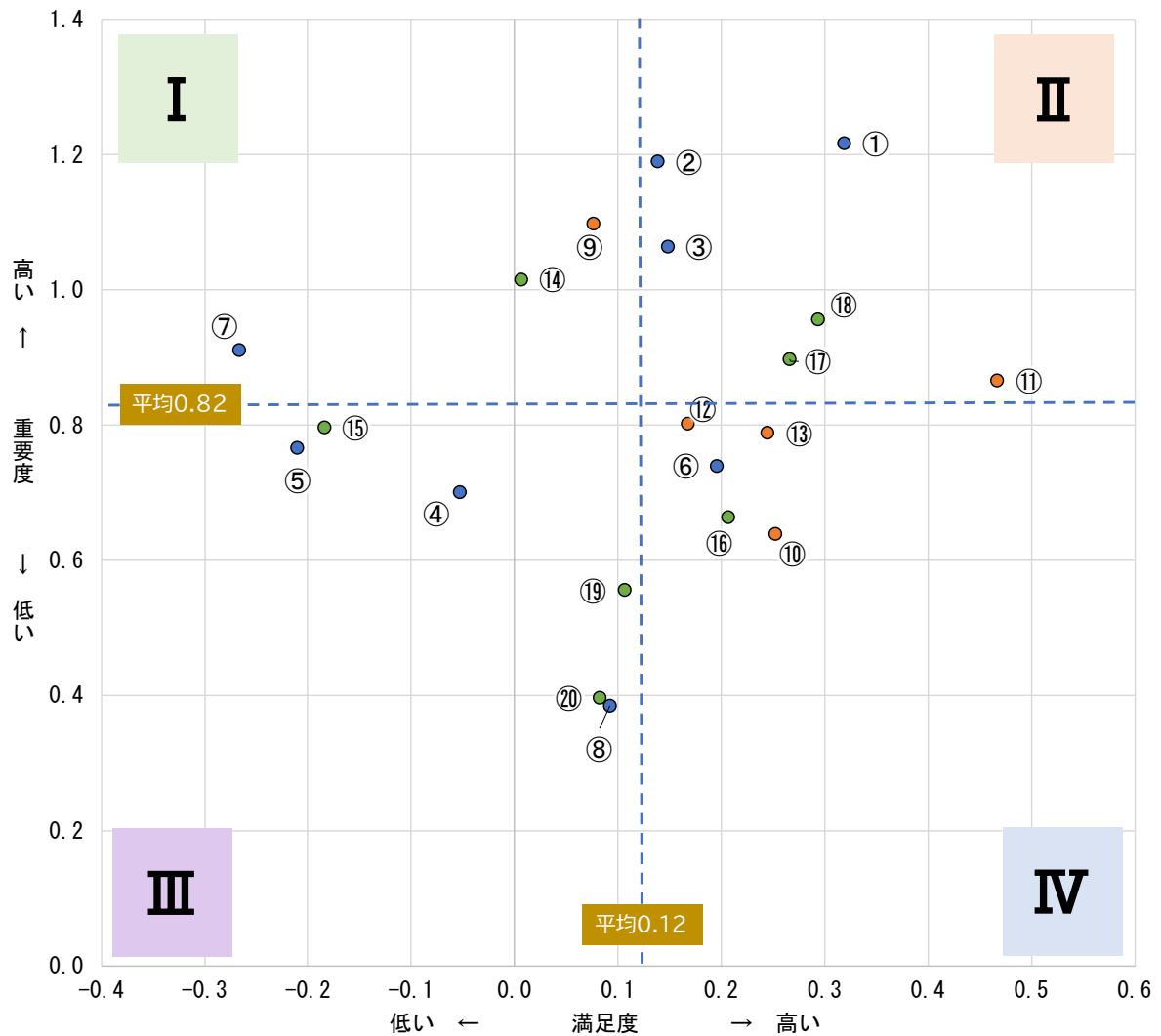
〔重要度×満足度の分類〕



分類	満足度	重要度	位置づけ
分類Ⅰ	低	高	現在の満足度が低く、今後の重要度が高い施策 →既存の取り組みの改善や新たな事業展開を行うことを検討する。
分類Ⅱ	高	高	現在すでにある程度満足しているが、今後とも引き続き重要度が高い分野 →現状の取り組みの継続を念頭に、さらなる向上の検討を行う。
分類Ⅲ	低	低	現状の満足度が低く、相対的に今後の重要度も低い施策 →事業展開の周知や関心度の引き上げの検討を行う。
分類Ⅳ	高	低	現在すでにある程度満足しており、相対的に今後の重要度がやや低い分野 →現状の取り組みの継続を基本とする。

集計結果から、特に「重要改善分野(現在の満足度が低く、今後の重要度が高い施策)」としてあげられたのは、⑦雇用・勤労者施策の推進、⑨幼児教育・学校教育の充実、⑭道路・交通網、上下水道の整備となっています。

重要度×満足度集計結果グラフ



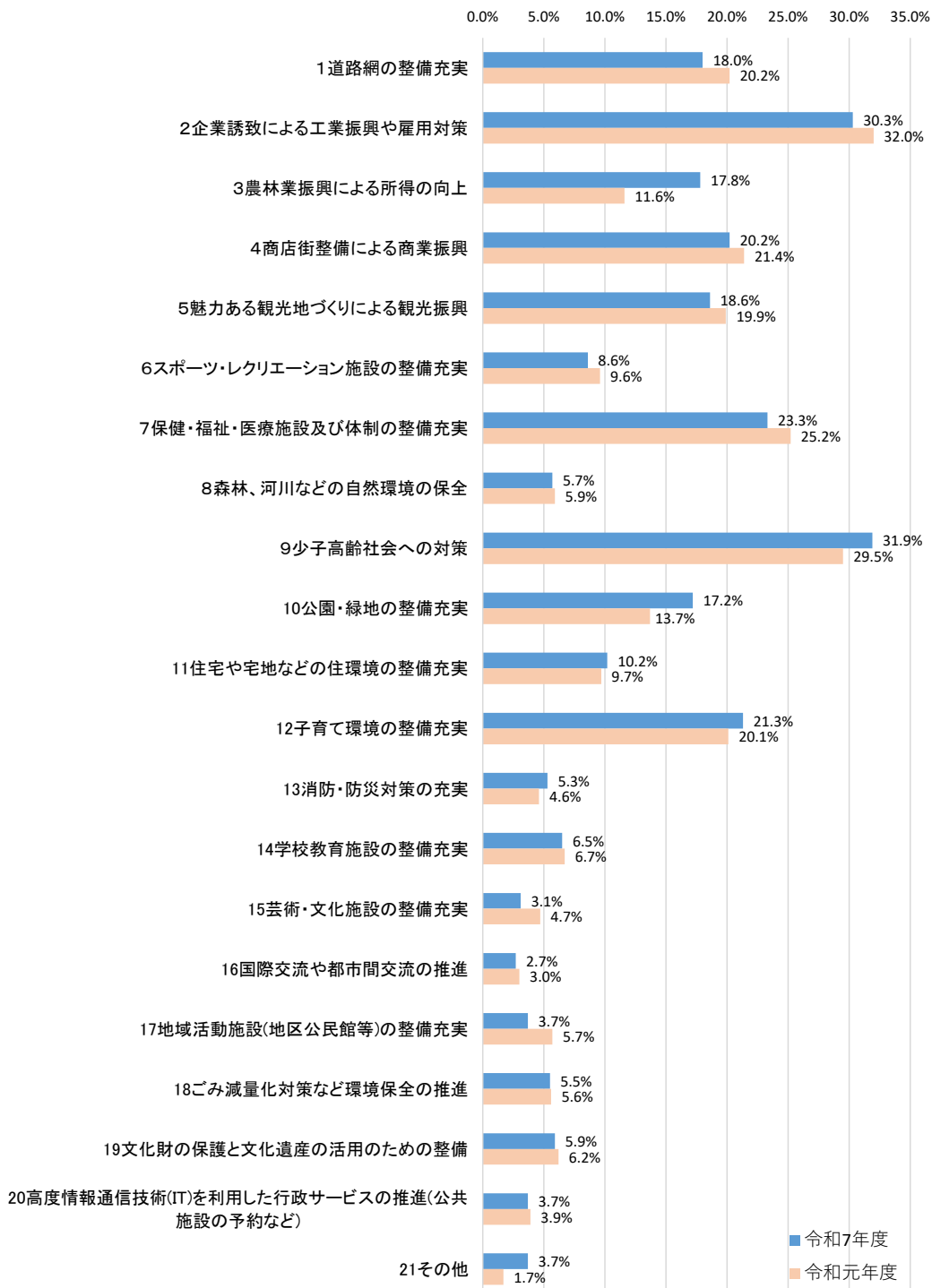
<p align="center">「重要改善分野」</p> <p>→既存の取り組みの改善や新たな事業展開を行うことを検討する。</p> <p>⑦雇用・勤労者施策の推進 ⑨幼児教育・学校教育の充実 ⑭道路・交通網、上下水道の整備</p>	<p align="center">「現状強化維持分野」</p> <p>→現状の取り組みの継続を念頭に、さらなる向上の検討を行う。</p> <p>①保健・医療、福祉事業の推進 ②子育て支援事業の推進 ③医療保険・年金制度等の適正運用 ⑪文化遺産の保存と活用 ⑰交通安全・防犯意識の高揚 ⑱消防・防災・救急体制の強化</p>
<p align="center">「経過監視分野」</p> <p>→事業展開の周知や関心度の引き上げの検討を行う。</p> <p>④農林業の振興 ⑤商工業の振興 ⑧生涯学習・生涯スポーツの振興 ⑮公園・緑地・水辺の整備 ⑲町民参加のまちづくりの推進 ⑳男女共同参画・人権尊重社会の形成</p>	<p align="center">「現状維持分野」</p> <p>→現状の取り組みの継続を基本とする。</p> <p>⑥観光・交流の推進 ⑩地域文化の振興 ⑫環境保全活動の推進 ⑬ごみの適正処理・リサイクルの促進 ⑯景観の保全・整備</p>

◆特に力を入れるべき施策について

〔18歳以上～の回答〕

- 「少子高齢社会への対策」、「企業誘致による工業振興や雇用対策」、「保健・福祉・医療施設及び体制の整備充実」が上位となっており、令和元年度調査と同様ですが、「企業誘致による工業振興や雇用対策」、「保健・福祉・医療施設及び体制の整備充実」については回答割合がやや減少しています。

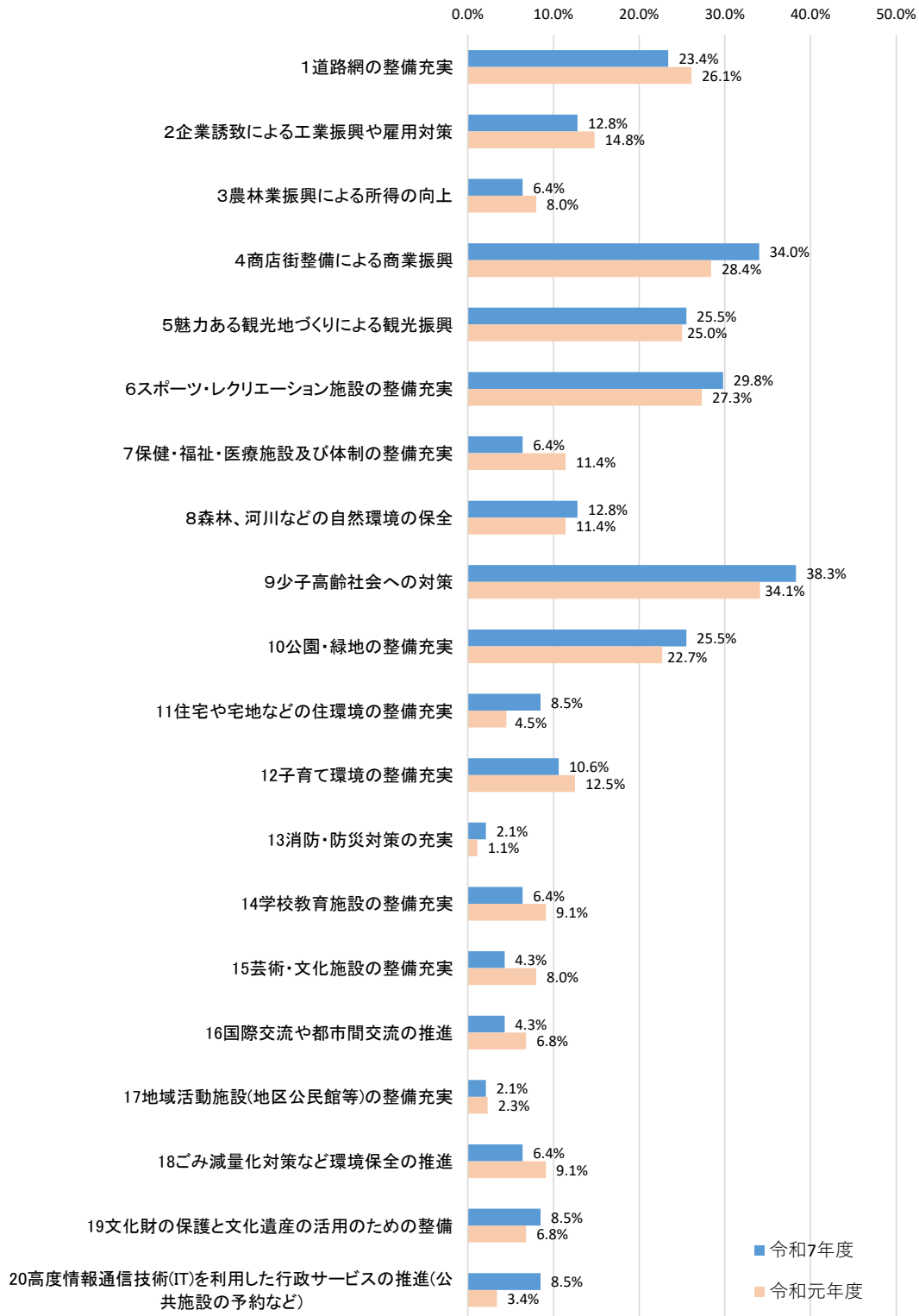
問：あなたは、平泉町のまちづくりを推進するにあたって、今後10年間で特に力を入れて欲しいと思うことは何ですか（複数回答）



〔15歳以上～18歳未満(高校生)の回答〕

- 「少子高齢社会への対策」、「商店街整備による商業振興」、「スポーツ・レクリエーション施設の整備充実」が上位となっており、令和元年度調査と比較して、それぞれ回答割合が増加しています。

問：あなたは、平泉町のまちづくりを推進するにあたって、今後10年間で特に力を入れて欲しいと思うことは何ですか(複数回答)



◆個別施策について

子育て支援施策について

〔18歳以上～の回答〕

- 「子どもの医療費助成や保育料の無料化、給食費の無償化など、子育て世代への経済的支援」、「安心して遊ばせる遊び場・公園の整備」、「延長保育や休日保育、学童保育などのサービスの充実」が上位となっており、令和元年度調査と比較して上位回答に変化はありません。

高齢者施策について

〔18歳以上～の回答〕

- 「高齢者にやさしい交通機関や施設、道路・歩道の整備」、「特別養護老人ホームなどの福祉施設の整備充実」、「高齢者や障がい者が利用しやすい施設の整備」が上位となっており、令和元年度調査と比較して上位回答に変化はありません。

安心・安全なまちづくり施策について

〔18歳以上～の回答〕

- 「防犯灯、街路灯などの整備」、「通学路など地域の重要な道路の安全確保」、「交差点などの危険箇所の改善」が上位となっており、令和元年度調査と比較して上位回答に変化はありません。

防災施策について

〔18歳以上～の回答〕

- 「身近な避難場所・避難所の整備」、「高齢者や障がい者などの災害弱者への対策」、「災害時支援体制の強化」が上位となっており、令和元年度調査と比較して上位回答に変化はありません。

環境施策について

〔18歳以上～の回答〕

- 「自然環境・自然景観の保全」、「美しいまちなみの保全整備」「ごみの減量化や資源ごみ分別の住民意識の高揚・啓発」が上位となっており、令和元年度調査と比較して上位回答に変化はありません。

産業振興施策について

〔18歳以上～の回答〕

- 農林業施策については、「担い手の育成・確保」、「鳥獣被害対策の推進」、「耕作放棄地*対策の推進と良好な農村環境の維持」が上位となっており、特に「担い手育成・確保」の回答割合が過半数となっています。
- 商工業施策については、「空き店舗の活用」「企業誘致の推進」「商業の再生・活性化」が上位となっており、令和元年度調査で上位だった「平泉町の特産品(平泉ブランド*)の開発・活用」、「町民の雇用の推進」を超えています。

教育施策について

〔18歳以上～の回答〕

- 「子どもたちの基礎的な学習の向上」、「不登校、いじめなどの心の問題への対応」、「個性や創造性を伸ばす教育の推進」が上位となっており、令和元年度調査と比較して上位回答に大きな変化はありません。

〔15歳以上～18歳未満(高校生)の回答〕

- 「不登校、いじめなどの心の問題への対応」、「子どもたちの基礎的な学習の向上」、「個性や創造性を伸ばす教育の推進」が上位となっており、令和元年度調査と比較して上位回答に大きな変化はありませんが、不登校、いじめなどの心の問題への対応がより高まっています。

人材育成施策について

〔18歳以上～の回答〕

- 「雇用機会の確保と地元就職の推進」の回答割合が過半数となっており、令和元年度調査でも同様の傾向が見られました。

〔15歳以上～18歳未満(高校生)の回答〕

- 「健全な社会環境づくり」、「家庭・地域の教育機能の向上」、「雇用機会の確保と地元就職の推進」が上位となっており、令和元年度調査と比較して、「国際感覚豊かな人材の育成」に代わって、「家庭・地域の教育機能の向上」が上位になっています。

第5章 平泉町の発展課題

町民意識や社会の潮流、将来の動向等から見えるまちの課題認識を踏まえ、後期基本計画期間において重視すべき本町の課題を次のとおり整理しました。

課題1 子育て支援と教育環境の充実、UIJターン*による定住化の促進

少子化が進む本町において、未来を担う子どもは町の財産であることから、子育て世代のニーズを的確に捉えながら、多様な保育サービスの提供や相談支援体制の強化を図り、誰もが安心して子どもを産み育てることができる地域を実現するとともに、幼児・学校教育の充実によって子どもたちが地域に誇りと愛着を持ちながら、未来へととはばたいていく環境をつくるのが大切です。

また、すべての町民に対して、平泉の歴史・文化を背景とした生涯学習や社会教育、スポーツの充実を図ることで、町民一人ひとりが暮らしに喜びと生きがいを持つことのできる環境を整えていくことが求められています。

さらに、UIJターン*の促進や、外部からの新しい人材等との交流を促進することによって、移住・定住者が本町の新たな担い手となり、町民と手を取り合いながら主体的に地域づくりを行うための取り組みを進めていくことも、地域を支える人材を確保するための重要な要素となっています。

課題2 福祉施策と保健・医療体制の充実

本町の65歳以上の高齢者の割合は、国勢調査によると平成12年の25.8%から令和2年には39.4%へと急増し、少子高齢化は全国と同様に今後もより一層進行するものと見込まれています。

町民が主体的に行う健康づくりによって健康寿命の延伸を図るとともに、医療・介護・福祉の連携による相談支援体制と各種サービスの充実、知識と経験を活かして社会に参画できる機会の創出や地域で支え合う仕組みづくりを推進し、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もがいつまでも、住み慣れた地域で自立した生活を送ることのできる環境づくりが求められています。

課題3 地域経済の活性化と雇用の場の拡充に向けた産業振興と観光振興の充実

本町では、少子高齢化や若者世代の都市部への流出を背景として、多くの企業で慢性的な人材不足が続いており、地域経済を支える産業の活力を向上するための取り組みが求められています。

町民アンケートからも産業の振興と雇用の場の確保を望む声は多く、地域の将来を担う若者世代の定住を促進し、地域の経済基盤を維持していくためには、地域資源を活用した新たなビジネスの創出を促進するとともに、企業誘致を推進することによって産業の重層化を図り、1年を通じて安定的に機能する産業構造と魅力的な雇用を生み出していく必要があります。

本町の観光は、中尊寺や毛越寺を中心とした「通過型観光*」であり、経済効果も限定的となっていることが課題であり、「滞在型観光*」への転換とともに、四季を通じた来訪によって、安定的な観光客数の確保を図り、経済効果を町内全体に波及させていくことが地域経済を活性化するための重要な要素となっています。

課題4 安全・安心な地域社会の推進

昨今の全国的な自然災害の激甚化、局所化とともに、巧妙化する特殊詐欺などの新たな犯罪、継続的な物価高、世界情勢の不安定化など、近年、町民の生活を脅かすリスクが一層多様化・複雑化しています。

町民の安全を確保し、安心して暮らせる環境づくりのためには、町民・地域・団体・行政などあらゆる主体の連携による一体的な取り組みが不可欠であり、防災・防犯体制の充実をはじめ、地域福祉の観点もふまえた、相互に助け合う地域力*の強化を図っていく必要があります。

課題5 環境と共生した便利で快適な暮らしの実現

家族構成の変化や高度情報化の急速な進展の一方で、先の見えない社会経済情勢の不安定さも相まって、町民の暮らしの質を維持していくために求められるニーズも多様化しており、一人ひとりのライフスタイル*や価値観の変化、ICT*・AI 活用の加速化などを踏まえ、時代に即した柔軟な対応が求められています。

利便性の追求とともに、地域の自然環境や生活環境を良好に保持していくことは、快適な日常生活の構築にもつながっているということを再認識し、資源やエネルギーを大切にす環境負荷の少ない暮らしを推進していくことも重要です。

本町の公共インフラの多くは老朽化が進行し、維持管理や更新にかかる費用の増大が見込まれていることから、今後、町民の生活に不可欠な公共サービスを限られた財源の中で持続的に提供するため、長期的な視点のもと、効果的かつ効率的な管理及び更新を行っていく必要があります。

課題6 歴史・文化の保全及び活用と景観の整備

本町は、貴重な歴史文化遺産が数多く残されており、調査・保存に取り組みながら、世界遺産*のまちの責務として「平泉の文化遺産」を保全し、学びに活用することによって、その理念を未来に継承していかなければなりません。

こうした歴史文化遺産と周囲の緑豊かな山々や清らかな川、美しい田園風景、町民の暮らしがおりなす調和の取れた景観は、平泉固有の景観として魅力の一つにもなっていますが、一部にはそのような景観にふさわしくないものも見受けられることから、平泉の景観が美しく価値あるものとして受け継いでいくための取り組みを推進していくことが重要です。

地域で受け継がれてきた個性豊かな伝統文化は、構成員の減少や後継者不足が存続に向けた大きな課題となっていることから、活動を積極的に発信するとともに、その継承活動を通じて、町民が芸術や伝統文化に触れられる機会を創出していく必要があります。

第6章 SDGs との調和

平成 27 年9月の国連サミット*において採択された国際社会における共通目標「SDGs」の達成に向け、国では、全国の自治体による積極的な取り組みの推進が不可欠であるとして、各種計画や戦略、方針の策定等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

「平泉の文化遺産」の世界遺産*登録の理念でもある「平和」と「平等」は、SDGs が目指す世界共通の課題の解決に向けた理念にも通じていることから、本町においても、第6次平泉町総合計画後期基本計画の各施策にSDGsが掲げる 17 のゴールを関連付けることで一体的な推進を図ります。

また、令和6年に町と中学生が共同で「平泉町のSDGs」オリジナルロゴマークを制作しました。SDGsの推進に向け意識高揚を図り、個人や企業等での幅広い活用を促進し普及啓発に取り組んでいます。

(SDGsの 17 のゴール(国際連合広報センターHP より))



「平泉町のSDGs」オリジナルロゴマーク



HIRAIZUMI SDGs LOGO DESIGN PROJECT

子どもたちが持つアイデアを持続可能なまちづくりにつなげる「中学生アイデア実現プロジェクト」で、町内の中学生が町のSDGs推進のシンボルとしてデザインしたロゴマークです。

■SDGsの17のゴールと自治体の果たしうる役割について

国際的な地方自治体の連合組織UCLGでは、SDGsの17のゴールに対する自治体行政の果たし得る関係を以下のとおり示しています。

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>目標1 貧困をなくそう</p> <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての町民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>目標2 飢餓をゼロに</p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>目標3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>目標4 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みが重要です。</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>目標5 ジェンダー*平等を実現しよう</p> <p>ジェンダー*平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p> <p>自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー*平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取り組みといえます。</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>目標6 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>

<p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> 	<p>目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギー*へのアクセスを確保する。</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネルギー・再生可能エネルギー*利用の推進や住民が省エネルギー・再生可能エネルギー*対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
<p>8 働きがいも 経済成長も</p> 	<p>目標8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
<p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p> 	<p>目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
<p>10 人や国の不平等 をなくそう</p> 	<p>目標10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
<p>11 住み続けられる まちづくりを</p> 	<p>目標11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p> <p>包摂的で、安全、持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>目標12 つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネルギーや3Rの徹底など、住民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>

<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> 	<p>目標 13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス*削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
<p>14 海の豊かさを 守ろう</p> 	<p>目標 14 海の豊かさも守ろう</p> <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
<p>15 陸の豊かさも 守ろう</p> 	<p>目標 15 陸の豊かさも守ろう</p> <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
<p>16 平和と公正を すべての人に</p> 	<p>目標 16 平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度(誰一人取り残されることなく、世界の構成員として一人ひとりが社会のシステムに参画できること)を構築する。</p> <p>平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
<p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p> 	<p>目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ*を活性化する。</p> <p>自治体は公的／民間セクター、住民、NGO／NPO*などの多くの関係者を結び付け、連携・協働体制の推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

第2部

基本構想

第1章 平泉町の将来像

将来像と基本目標

前総合計画において計画的に取り組んできたこれまでのまちづくりの成果を引き継ぎ、さらに未来に向かって発展させていくため、次のように新しく将来像を定め、町民、地域、企業、団体、行政などのあらゆる主体が手を合わせてまちづくりを進めていきます。

<平泉町の将来像>

輝きつむぐ理想郷

-いにしへの歴史と希望ある未来、そして人を育むまち

<将来像に込めた想い>

- ◆ 町民一人ひとりの個性が尊重され、それぞれの生き方が「輝き」、
- ◆ 豊かな地域資源が磨き上げられ、あらゆる産業が「輝き」、
- ◆ 自然と歴史、文化が調和し、美しく快適な環境を守り育てあげ、地域が「輝き」、
- ◆ 観光と交流を通じて人と人との結びつきが生まれ、その絆が「輝き」、
- ◆ 誇りと愛着を持ち、協働によって創り上げる町の魅力が「輝き」、
- ◆ 平泉に関わるすべての人、ものが「輝き」を放ち続けるように

そのためには、いにしへの歴史、今生きている現代、これからの未来を紡いでいく、一つの軸線で考えることが大切であり、あらゆる多様性が町をつくる推進力となります。

この「輝き」を生み出し続けることで、新しい時代のまち(理想郷)づくりに挑戦していきます。

<まちづくりの基本方針>

基本方針1 つながりを力に感じられるまち

基本方針2 新たな魅力を力に

[新たな魅力5本柱]

- ❖ 平泉スマートインターチェンジ*の供用開始
- ❖ 平泉スマートインターチェンジ*周辺開発（産業の集積）
- ❖ 社会教育施設*の整備・運営
- ❖ 企業誘致と創業の促進による新たな雇用機会の創出
- ❖ 道の駅*平泉・東稲山麓地域における農林業システム・遊水地完成を起爆剤とした農業の活性化

基本方針3 歴史・文化・自然の恵みを力に

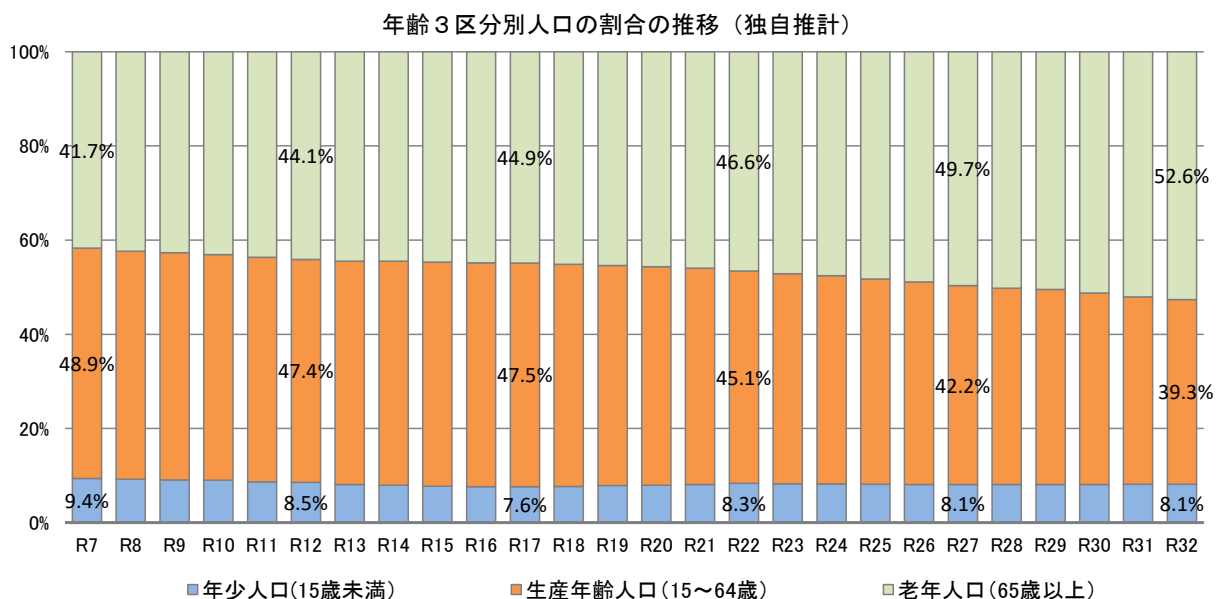
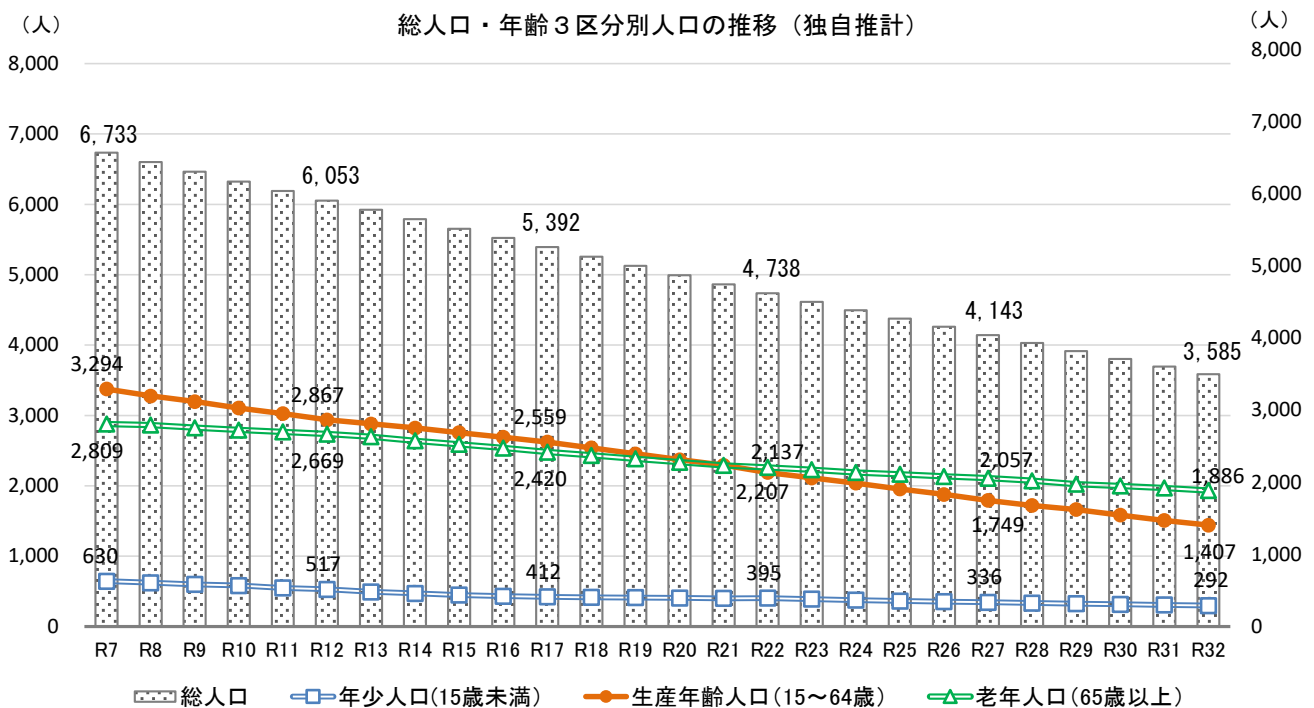
2 人口の将来推計

総人口及び年齢階層別人口の推計は、第6次平泉町総合計画後期基本計画と並行して改定した人口ビジョンを参照しています。

この推計は、令和2(2020)年～令和7(2025)年の5年間の住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法*により行いました。

その結果、令和7(2025)年には6,733人だった総人口が、25年後の令和32(2050)年には3,585人まで減少することが予想されています。

また、年齢階層別人口も年少人口(15歳未満)、生産年齢人口(15～64歳未満)、老年人口(65歳以上)の3つの階層すべてが今後減少していくことが予想されています。



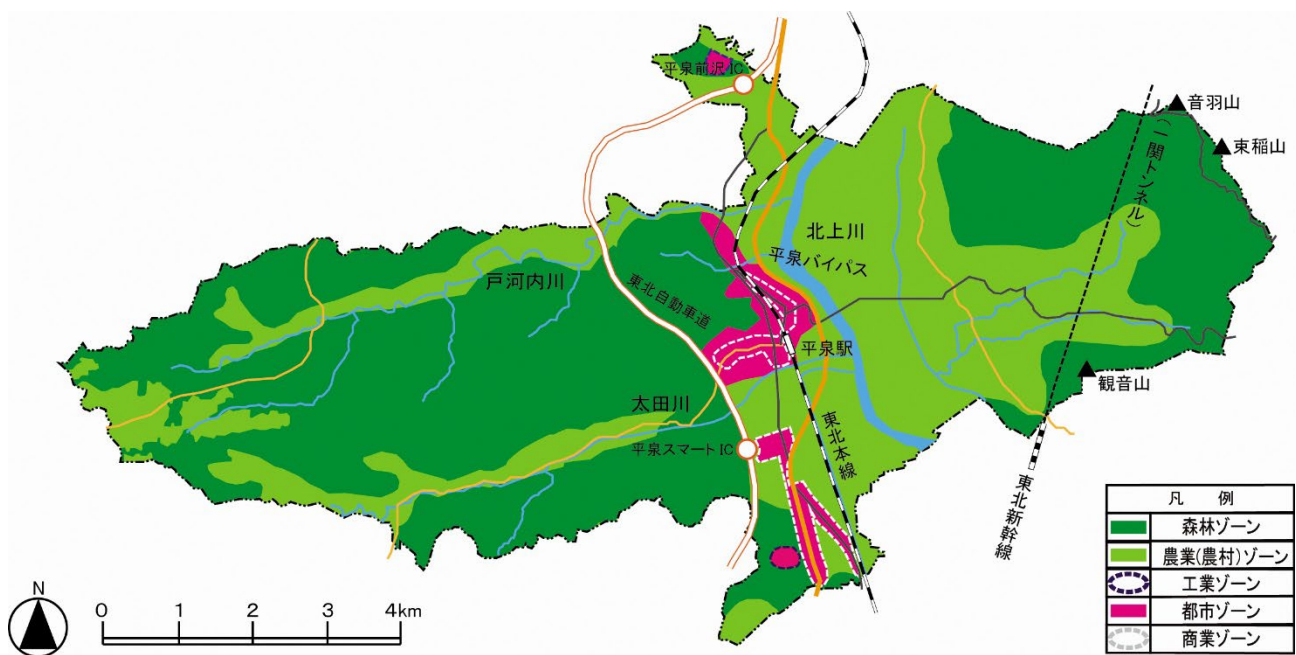
3 土地利用の方針

町土は、現在及び将来における町民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤となるものです。

町土の利用においては、公共の福祉を優先し、自然環境の保全を図りつつ、地域の社会的、経済的及び文化的条件に配慮し、良好な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行うものとして、以下の基本方針により、より良い状態で町土を次世代へ引き継ぐことのできる「持続可能な町土管理」の実現を図ることとします。

- ① 土地需要の量的調整
- ② 町土利用の質的向上
- ③ 複合的な施策と多様な主体の取り組みの推進

[土地利用構想イメージ図]



第2章 将来像の実現に向けて

施策の大綱

前期基本計画を継承し、以下の6つの基本目標と基本目標ごとに基本施策を設定します。

【将来像】

輝きつむぐ理想郷

-いにしへの歴史と希望ある未来、そして人を育むまち-

【基本方針】

- 1 つながりを力に
- 2 新しい魅力を力に
- 3 歴史・文化・自然の恵みを力に

【基本目標1】

一人ひとりの個性や
生きがいを大切にし、
町民参加で進める協働のまち

【基本施策】

- 1-1 子どもの教育の充実
- 1-2 生涯学習・社会教育の推進
- 1-3 生涯スポーツの推進
- 1-4 移住・定住の推進
- 1-5 町民参画のまちづくりの推進
- 1-6 持続可能な行財政運営の推進

【基本目標2】

いつまでも健やかに
暮らし続けられるやさしいまち

【基本施策】

- 2-1 保育・子育て支援の充実
- 2-2 地域福祉の充実
- 2-3 高齢者福祉の充実
- 2-4 障がい者(児)福祉の充実
- 2-5 保健・医療の充実
- 2-6 社会保障制度の充実

【基本目標3】

新たな時代の流れをつかみ、
にぎわいと活力を生み出すまち

【基本施策】

- 3-1 農業の振興
- 3-2 農山村環境の保全
- 3-3 観光の振興
- 3-4 商工業の振興
- 3-5 働く場の充実

【基本目標4】

支え合いの心でつくる
安全・安心なまち

【基本施策】

- 4-1 消防・救急体制の充実
- 4-2 地域防災力*の強化
- 4-3 防犯・生活安全の向上
- 4-4 交通安全の推進
- 4-5 道路の整備

【基本目標5】

環境と調和した
快適で美しいまち

【基本施策】

- 5-1 上下水道の整備
- 5-2 住宅・市街地・公園の整備
- 5-3 地域公共交通の充実
- 5-4 環境保全の推進
- 5-5 空き家対策の推進
- 5-6 情報環境の充実

【基本目標6】

歴史と文化を継承し、
交流と創造が花開くまち

【基本施策】

- 6-1 世界文化遺産の保存と活用
- 6-2 文化財の調査研究の推進
- 6-3 芸術・文化の振興
- 6-4 景観の保全・整備

2 基本目標

【基本目標1】一人ひとりの個性や生きがいを大切に、町民参加で進める協働のまち

幼児教育・学校教育の質をさらに高めるとともに、本町に生まれ育ったことに誇りと愛着を持つことができるよう、「平泉学」学習を行い、未来にはばたく教育を進めます。

すべての町民に対して生涯学習や社会教育、スポーツの充実を図り、町民一人ひとりの個性や生きがいを大切に、本町で生きることの喜びと誇りを持つことができる取り組みを進めます。

まちの新たな担い手を確保するため、関係人口の拡大も踏まえた移住・定住を促進するとともに、町民と行政が共に手を取り合いながら主体的に考えるまちづくりを推進します。

1-1 子どもの教育の充実

- 確かな学び、豊かな心の育成、健やかな体づくりのため、社会の変化に柔軟に対応した学校教育を推進し、地域一体で安心かつ充実した学習環境を整備します。

1-2 生涯学習・社会教育の推進

- 情報化社会の一層の進展や、幼少期から高齢期に至る町民のライフステージ*に対応し、町民及び地域コミュニティとの協働による生涯学習・社会教育の環境づくりを進めます。

1-3 生涯スポーツの推進

- 高齢化の進展や健康増進意識の向上などによって、スポーツに対するニーズは年々多様化していることから、町民が気軽に参加できる機会の提供や施設の整備を進めます。

1-4 移住・定住の推進

- 地域での暮らしの魅力を発信しながら、UIターン*の促進や関係人口の拡大とともに、関係機関との連携による切れ目のない継続的な相談・フォローアップ体制を整備し、本町への移住・定住を促進します。

1-5 町民参画のまちづくりの推進

- 自立したまちづくりを継続していくため、町民と行政がそれぞれの役割を理解し、町民一人ひとりが自らの個性や知識、経験を活かせる環境づくりを進めます。

1-6 持続可能な行財政運営の推進

- 住民ニーズに対応した行政サービスを将来にわたって持続的に提供するため、行政評価*による事業の質の向上、行財政改革の推進等に努め、限られた行財政資源の効率的かつ効果的な運用を進めます。

【基本目標2】いつまでも健やかに暮らし続けられるやさしいまち

本町の未来を担う子どもは町の財産であることを強く認識し、本町で安心して子どもを生み育てることができる地域づくりを進めます。

地域における支え合いの精神のもと、安心して地域で生活を営んでいくことができるように地域福祉、高齢者福祉、障がい者(児)福祉の充実を図ります。

町民が健やかに生活していけるように保健・医療の充実を推進し、少子高齢化が進行してもすべての町民が生涯にわたって元気にあらゆる活動ができる環境づくりに取り組みます。

2-1 保育・子育て支援の充実

- すべての子育て家庭に対して、多様な保育ニーズを踏まえた保育サービスの提供や地域社会での包摂的な子育て支援に向けた環境整備を進めるとともに、安心して子どもを産み育てられるよう妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援の充実を図ります。

2-2 地域福祉の充実

- 誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていくことができるよう、町民同士の支え合いの意識を醸成し、地域福祉の向上を図ります。

2-3 高齢者福祉の充実

- 有益な生活支援サービスの掘り起こしや高齢者の自立を目指した支援の充実を図り、さらには認知症の人を理解し、「ともに支え合う」意識の醸成を進めます。

2-4 障がい者(児)福祉の充実

- 障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、日常的な生活支援の充実に努め、本人や家族の状況に応じた福祉サービスの提供と相談体制の構築を進めます。

2-5 保健・医療の充実

- 生涯を通じて、誰もが安心して健康に暮らすため、保健・医療・福祉の連携を図るとともに、人の一生を丸ごと捉えるライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを推進し、健康寿命の延伸に努めます。

2-6 社会保障制度の充実

- 医療保険制度の適正かつ安定的な運営に努めるとともに、福祉医療の充実に努め、経済的に困窮する世帯などには自立支援や生活意欲の高揚に向けた取り組みを継続します。

【基本目標3】 新たな時代の流れをつかみ、にぎわいと活力を生み出すまち

農業の収益性の向上や新たな担い手の確保、農産物のブランド*化などの多様な取り組みを行い、基幹産業である農業の一層の振興を進めるとともに、生産基盤の充実や持続可能な農山村環境づくりを進めます。

世界遺産*登録から15年が経過することから、観光客のニーズを捉えながら観光資源のブラッシュアップ*や掘り起こしによって、さらなる誘客とリピーター*の獲得に取り組みます。

商工業種に係る地元企業への支援を継続していくとともに、平泉スマートインターチェンジ*を活用した企業誘致や周辺土地における産業の集積を好機として捉えた取り組みを進めることによって、雇用の拡大や多様な働き方を促進し、働く場の充実を進めます。

3-1 農業の振興

- 農業従事者の高齢化や後継者不足を踏まえた次代の担い手の確保に努めるとともに、農産物のブランド*化や先端技術の導入などを積極的に促進し、農業を魅力的で収益性のある産業として成長させる取り組みを進めます。

3-2 農山村環境の保全

- 地域や関係団体との連携のもと、農山村環境の維持に取り組むとともに、農村と都市部との交流を通じて、観光客等の交流人口の増加を図ります。

3-3 観光の振興

- 地域経済への波及効果を拡大させるため、観光関係団体や企業だけでなく、あらゆる主体との連携によって観光資源の磨き上げと情報発信に取り組みながら、通年型・滞在型の観光への転換を図ります。

3-4 商工業の振興

- 商工業者の経営革新及びサービスの向上などによる魅力の創出と、人材確保及び育成支援等による経営基盤の強化を促進しつつ、関係機関との連携による切れ目のない支援を展開し、事業活動の継続と活性化に努めます。

3-5 働く場の充実

- 地元企業への支援や新たに企業が立地する環境の整備と誘致活動に一体的に取り組むことによって、地元就職及びUIターン*を促進するとともに、性別、年齢、障がいの有無に関わらず地元で就業できるよう、雇用の拡充と多様な就業環境の創出を促進します。

【基本目標4】 支え合いの心でつくる安全・安心なまち

近年の大規模な自然災害の増加や犯罪の巧妙化等の影響によって、安全・安心な地域社会を構築するためには地域と行政が一体となった取り組みが不可欠であることから、地域を巻き込んだ防災・防犯体制及び消防・救急体制の充実を図り、安心して生活ができるまちづくりを進めます。

交通安全の推進や道路整備の充実により、快適で安全な暮らしの実現を目指します。

4-1 消防・救急体制の充実

- 社会環境や生活環境の変化に柔軟に対応し、生涯にわたって安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するため、様々な災害に迅速かつ的確に対応できる消防・救急の質の向上に取り組みます。

4-2 地域防災力*の強化

- 近年の全国的な気候変動の影響による自然災害の激甚化、局地化に対応し、情報伝達及び避難対策の確立や災害防止に向けた施設の計画的な整備等、地域防災体制のより一層の充実に努めます。

4-3 防犯・生活安全の向上

- 少子高齢化、核家族化、コミュニティ意識の希薄化等に伴う地域の犯罪防止機能の低下に対応し、町民が犯罪被害に遭うことのないよう、防犯設備の充実と地域における見守り体制を強化するとともに、複雑化する消費者問題に対して相談・指導体制の充実を図ります。

4-4 交通安全の推進

- 町民の安全・安心を守るため、町民一人ひとりの交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促しつつ、計画的な道路や交通安全施設の整備を進めるとともに、高齢者の交通安全対策にも重点的に取り組みます。

4-5 道路の整備

- 誰もが安全で快適に移動できる道路環境づくりを推進していくため、道路及び橋梁等の計画的な点検と修繕による適切な維持管理に努めるとともに、道路の利用実態に応じた効果的な整備を進めます。

【基本目標5】 環境と調和した快適で美しいまち

町民の暮らしを快適でより良いものとしていくため、上下水道や住宅・市街地の整備を進めるとともに、交通弱者*に配慮した地域公共交通の充実を進めます。

環境負荷の少ない持続可能なまちづくりに向けた環境保全の取り組みを進めるとともに、増加傾向にある空き家の対策や新しい時代に対応した情報環境の整備を進めます。

5-1 上下水道の整備

- 上水道の管路と施設の更新及び漏水防止対策について計画的かつ効率的に実施します。
- 下水道の接続率の向上に努め、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全を図ります。

5-2 住宅・市街地・公園の整備

- 家族構成の変化や生活スタイルの多様化を背景にした居住環境へのニーズ変化や平泉スマートインターチェンジ*開通後の周辺土地活用も見据えた新たな住宅地や公園・緑地の整備により、多世代に魅力的な居住環境づくりを推進します。

5-3 地域公共交通の充実

- 町民の暮らしの質を維持し、観光客の町内周遊を促進する重要な地域の足の確保のため、交通事業者との連携によって既存の公共交通網を維持していくとともに、移動ニーズに応じた利用しやすい新たな交通体系の構築を進めます。

5-4 環境保全の推進

- 健康で安全かつ快適な暮らしを営める豊かな環境を確保するため、新エネルギー*の積極的な導入などを推進し、環境負荷の少ない循環型社会*の構築を目指します。
- 福島第一原発事故による放射能被害については、引き続き町民の安全・安心を確保し、放射量の低減化に向けて適切に対応していきます。

5-5 空き家対策の推進

- 住民生活における安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等を改善、防止するため、空き家の適切な管理の促進と利活用を含めた対策に取り組みます。

5-6 情報環境の充実

- 公共サービスの利便性向上と行政運営の効率化を図るため、デジタル化・ネットワーク化を基本とする地域情報化を積極的に推進します。

【基本目標6】 歴史と文化を継承し、交流と創造が花開くまち

「平泉の文化遺産」は、本町の誇りであり、後世にわたって守り、育て、紡いでいく必要があることから、適切な保存に取り組むとともに、その価値を活用したまちづくりを推進します。

町民の生活に潤いが溢れるように芸術文化活動の振興に努め、さらには本町の特徴的な景観の保全と整備を行います。

6-1 世界文化遺産の保存と活用

- 「平泉の文化遺産」を未来に継承していく取り組みを推進するとともに、全容が明らかになっていない史跡地の調査や調査成果に基づく史跡公園等の整備・修復をしていくことによって、新たな魅力を発信していきます。

6-2 文化財の調査研究の推進

- 「平泉の文化遺産」の裾野には、多くの一般文化財があることから、これらの文化財を未来に継承していくため、調査研究を推進していくことによって、新たな文化財の掘り起こしを図ります。

6-3 芸術・文化の振興

- 先人たちがそれぞれの地域で守り伝えてきた伝統を次世代に継承し、芸術文化活動を持続的に発展させていくため、担い手となる人材の育成を支援し、町民が芸術や伝統文化に気軽に触れられる環境づくりを推進します。

6-4 景観の保全・整備

- 景観保全とその理念を普及するための活動を実施し、「世界遺産*のまち」として貴重な景観に配慮した整備を町民や企業等と協働して推進することによって、本町の歴史と調和した美しい景観の形成を図ります。

第3部

後期基本計画

基本目標1 一人ひとりの個性や生きがいを大切にし、町民参加で進める協働のまち

基本施策 | 子どもの教育の充実

1 現 状

人口減少や少子高齢化の加速、家族構成の変化や人とのつながりの希薄化などに伴う家庭や地域社会の変容とともに、急速な社会変化やコロナ禍後の生活様式の変化に対応し、すべての子どもが共に学べる「誰一人取り残さない学びの仕組み」の推進が求められており、本町では、地域や家庭との協働、教職員の働き方改革、1人1台端末環境を活用した授業改善、情報モラル教育、平泉学や持続可能な社会を担う力を育む教育の充実、さらにいじめ・不登校や特別支援教育への対応に取り組み、子どもたちの健やかな成長と可能性を支える学校づくりを進めています。

2 課 題

- 多様な子どもへの対応と学習環境の充実
- 計画的な学校施設・教育環境の整備
- 学校、家庭、地域の協働による学校運営の推進
- 地域との連携と探究型学習の推進

3 基本方針

- 社会の変化や多様な子どもの学習ニーズに対応し、誰一人取り残さない学びの仕組みを整備するとともに、ICT*を活用した授業改善や個別最適化された学習環境を充実させます。
- 学校・家庭・地域が一体となった協働による教育活動を推進し、連携による学校経営の向上を図ります。
- いじめや特別支援教育、不登校への対応を通じて、子どもたちの健やかな成長を支えます。
- 教職員の研修の充実を図り、学習の質を一層高める授業改善の取り組みを推進します。
- 児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣が身に付けられるよう、地場産物を活用した学校給食の充実と食育*の推進に努めます。

4 主要施策(主な取り組み)

(1)新しい時代に対応した教育内容の充実

社会の急速な変化に対応し、ICT*活用や学習のスタイル・習熟度に応じた個別最適化学習を推進します。また、いじめや不登校、特別支援教育への対応を充実させ、多様なニーズに応える教育環境の整備を図ります。これにより、子どもたちが将来にわたり能動的に学び続ける力を育むことを目指します。

(2)学習環境の整備・充実

児童生徒1人1台端末環境の整備を活かし、ICT*を活用した学習環境を維持・更新します。さらに、教育内容の充実に直結した設備や教材・教具の整備を進めることで、学習効果の向上と授業の質の向上を図ります。

(3)認定こども園*、小・中学校での平泉学の推進

子どもたちがふるさと「平泉」を語り、未来に向けて自らが社会の創り手となる人づくりに取り組む学

習を充実させます。世代や立場を超えた交流や協働を促進し、地域活動の活発化を通じて、豊かな地域コミュニティの構築と持続可能な地域社会づくりに努めます。また、地域資源を活用した探究型学習や課題解決型学習を推進し、郷土への理解と愛着を深めます。

(4)教職員の研修と学校運営の充実

教職員の研修や授業交流を通じて授業改善に努めるとともに、教職員の連携による学校運営の充実を図ります。これにより、教職員の専門性向上を促進し、業務の適正化や負担軽減につながる働き方改革を進めていきます。

(5)社会に開かれた教育課程の推進

学校、家庭、地域が連携・協働する体制を強化し、地域とともにある学校づくりを推進します。コミュニティ・スクール*を活用し、地域教育力の向上と教育活動の充実を図ることで、地域全体で子どもたちの学びを支える環境を整備します。

(6)健やかな体づくりと学校給食の充実

運動や体力向上を通じた健康教育を推進するとともに、安全・安心な学校給食の提供に努めます。

また、地場産物の活用や食育*を通じて、地域の食文化や食生活への理解を深め、子どもたちの健やかな成長と望ましい生活習慣の形成を支援します。

5 目標指標

指 標	単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
「授業の内容がよくわかる」と答えた小学5年生の割合	%	51.4	60
「授業の内容がよくわかる」と答えた中学2年生の割合	%	28.2	35
地元の給食食材生産者との交流事業開催数	回	7	12
学校支援ボランティア*登録者数	人	189	200

6 関連する分野別計画

平泉町教育大綱

平泉町公共施設等総合管理計画

7 関連するSDGsのゴールと町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)



- ▶ 町の未来を担う子どものため、質の高い教育環境づくりに地域一体となって取り組みましょう。
- ▶ 学校行事に積極的に協力しましょう。
- ▶ 地域の人材や資源を活かして、学校教育を支援しましょう。

基本目標1 一人ひとりの個性や生きがいを大切にし、町民参加で進める協働のまち

基本施策 2 生涯学習・社会教育の推進

1 現 状

本町では、情報化社会の一層の進展や町民のライフスタイル*の多様化に伴い、生涯学習に求められるニーズが複雑化しており、柔軟な学習環境の整備が求められています。特に、家庭教育力の向上や子育て中の保護者同士の学び合い、家庭・地域・学校の連携による子どもの暮らしと学びの支援が重要です。

また、「学習交流施設エピカ」を活用した多世代・多様な主体の参加の促進や、地域課題を考え合う学びの場づくりを通じた地域との連携・協働による学習環境の充実が、新たな地域社会づくりに不可欠となっています。

2 課 題

- 学習交流施設や地域資源を活用した、多様な学習機会の提供体制を充実
- 学習活動を通じた、町民の生きがいづくりや地域コミュニティの活性化
- 保護者世代への学習機会の提供や関係機関との連携による、家庭教育力の向上や子育て支援の推進
- 多世代・多様な主体の参画と協働の促進
- 地域課題や社会課題に対応した、探究的・参加型学習の場づくりの充実

3 基本方針

- 多様な学習機会や主体的な学習活動を通じ、町民の生きがいや地域で活躍する人材の発掘・育成を推進します。
- 家庭教育力の向上や子育て支援、地域課題対応型学習、多世代・多様な主体の交流・協働を促進し、持続的に実施することで、町民の主体的な学びと地域社会の活性化を目指します。

4 主要施策(主な取り組み)

(1)学習交流施設の充実

すべての町民が年齢や性別、障がいの有無に関わらず学習活動に親しみ、楽しむことができるよう、施設の運営を一層充実させます。また、地域課題や社会課題に主体的に取り組む学びの場として施設を活用し、地域で活躍する人材の発掘・育成を図ります。

(2)生涯にわたって学ぶことができる学習環境づくり

学習交流施設を拠点として、町民のライフステージ*に応じた多様な学習機会を提供します。自主的な団体活動や地域を牽引する人材の育成支援、ボランティア育成、町民が参加できる学習の機会の提供に加え、学習成果を地域で活用する機会を拡充し、地域社会との協働を一層促進します。

(3)家庭教育の充実

子どもたちの発達段階に応じた健やかな成長を支えるため、家庭教育の果たす役割の重要性を学習する機会や親子のふれあいによる体験学習の場を提供します。

また、学校、家庭、地域の連携、さらには、学習交流施設の子育て機能を活用することで、家庭教育力の一層の向上を図ります。

(4)平泉の将来を担う人材の育成

全世代型平泉学や認定こども園*、小・中学校の系統的学習と連携し、地域を知り、理解するための学習プログラムを提供します。さらに、子どもから大人まで地域住民が集い、学び合う場を充実させることで、郷土愛の醸成と地域コミュニティの活性化を図りながら、未来を担う人材を育成します。

5 目標指標

指 標	単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
社会教育施設*利用団体数	団体	41	85
公民館利用者数	人	22,227	23,000
町民講座参加者数	人	978	1,000
図書館利用者数(貸出者数)	人	9,638	10,000
1人あたりの図書平均貸出冊数	冊	4.4	5.0
社会教育事業参加者数	人	2,746	4,200
各行政区における地域学習の実施率	%	90.4	100

6 関連する分野別計画

平泉町社会教育施設*整備基本構想・基本計画

7 関連する SDGs のゴールと町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)



- ▶ 生涯学習及び社会教育活動に参加し、大人になっても学び続けましょう。
- ▶ 学びと交流を通じて様々な知識や教養を身につけ、心豊かな生活を実現しましょう。
- ▶ 自らの学びを地域に還元することで新たな学びの意欲を生み出しましょう。
- ▶ 学習交流施設を訪れ、活動に参加するとともに自らも企画を考えてみましょう。

基本目標1 一人ひとりの個性や生きがいを大切にし、町民参加で進める協働のまち

基本施策 3 生涯スポーツの推進

1 現 状

本町では、「出前スポーツ教室」や「ふるさとオリンピア」により健康づくりや交流を進めてきました。近年は健康寿命延伸への関心が高まり、町スポーツ協会の設立により多様な活動機会が提供されています。さらに、部活動の地域展開を推進するにあたり、生徒が継続的にスポーツや文化活動に親しむ仕組みを確保していく必要があります。

また、世代間交流や共生社会の実現に向け、ライフステージ*に応じた取り組みの推進や更なる施設の改修・環境整備が求められています。

2 課 題

- ライフステージ*に応じたスポーツ機会を確保し、健康寿命の延伸や健康維持のための予防対策に資する取り組みの推進
- 学校部活動の地域展開を踏まえ、町スポーツ協会等と連携しながら、生徒が継続的にスポーツ・文化活動に親しめる体制の整備
- 障がい者や高齢者、子育て世代など多様な町民が安心して参加できる環境の整備
- 老朽化する体育施設の改修や町民の健康維持に向けた取り組みの推進
- スポーツ指導者やリーダーとなる人材を計画的に育成し、多様な担い手の参画

3 基本方針

- ライフステージ*に応じた多様なスポーツ機会を提供するとともに、町スポーツ協会等と連携し、町民が継続的にスポーツ・文化活動に親しめる体制を整えます。
- 町民が安心して参加できる環境の整備や、老朽化施設の改修、指導者・リーダーの育成を推進し、持続可能で共生的な地域スポーツの発展を図ります。

4 主要施策(主な取り組み)

(1) ライフステージ*に応じたスポーツ活動の推進

町民一人ひとりが幼児期から高齢期まで、年齢・性別・障がいの有無に関わらず、ライフステージ*に応じてスポーツに親しみ、楽しめる環境整備を推進します。学校部活動の地域展開や町スポーツ協会との連携により、継続的なスポーツ活動の参加機会の確保に努めます。

(2) 未来を担う人材の育成

スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブ*を通じて町民のスポーツへの参加促進を図るとともに、正しい知識と質の高い指導力を持った指導者やボランティアを計画的に育成・支援し、地域全体でスポーツを支える体制の構築に努めます。

(3)スポーツ環境の整備・活用

既存体育施設の老朽化対策に加え、新たな体育館の整備を検討します。

また、施設利用の利便性向上や学校施設の開放を進め、町民が安全にスポーツに親しめる環境を確保するとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。

5 目標指標

指 標	単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
町内体育施設の利用者数	人	36,058	45,000
スポーツ教室・大会等の参加者数	人	1,230	3,750
町内体育施設利用団体登録者数	人	709	750

6 関連する分野別計画

平泉町社会教育施設*整備基本構想・基本計画

7 関連する SDGs のゴールと町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)



- ▶ スポーツクラブやスポーツイベントなどに参加し、積極的にスポーツに親しみましょう。
- ▶ 身体を動かすことの楽しさや健康づくりの重要性を認識し、日常的にスポーツを行いましょう。
- ▶ スポーツの技能向上のための指導者やリーダーの育成に協力しましょう。
- ▶ どんな人でもスポーツが楽しめるような環境づくりに協力しましょう。

基本目標1 一人ひとりの個性や生きがいを大切に、町民参加で進める協働のまち

基本施策 4 移住・定住の推進

1 現 状

全国的に人口減少が進む中、本町においても今後も人口減少が進むことが予想されており、地域コミュニティや産業などで担い手が不足することによって、様々な分野に影響が及ぶことが考えられます。

人口減少の影響を緩和するためには、移住者・定住者を増やすことが重要な要素の一つであり、進学や就職で一旦町外へ出た若者等が再び戻り、定住するきっかけとなる結婚を支援するとともに、スパルタキャンプ*の開催や地域おこし協力隊*、ふるさと住民制度*の活用により、関係人口の拡大、維持を図る取り組みを着実に進めながら、その後の移住につながる支援が求められています。また、移住希望者にとってはニーズが多岐にわたることから、国の二地域居住*等の政策動向を注視しながら、移住前から定住後まで一体的な相談・フォローアップ体制を構築する必要があります。

2 課 題

- 移住・定住者向け支援施策のパッケージ化*による情報発信
- 関係人口、交流人口が継続して町と関わる仕組みづくり
- 移住者に対するきめ細やかなサポート体制の構築
- 移住支援施策の充実

3 基本方針

- 町の魅力を発信し、関係人口及び交流人口の拡大を図るとともに、継続して町と関わる取り組みを推進し、移住・定住につなげます。
- 平泉での「暮らし」の支援施策を複合的に展開し、移住・定住者の確保を図り、移住前から定住後まで切れ目のない相談支援とフォローアップ体制を整備します。

4 主要施策(主な取り組み)

(1)UIJターン*等の促進

移住・定住ガイドブックにより、本町の特徴、移住者支援制度、子育て支援制度及び暮らしの情報を集約し、多様な発信手段によって広く情報提供に取り組むとともに、二地域居住*など新たなニーズにも対応します。

(2)UIJターン*者の相談支援とフォローアップ

移住前から定住後まで切れ目のない相談支援及びフォローアップ体制を構築し、行政区長や民生委員など地域の軸となる人との連携を図り、地域行事への参加を促すなど、地域への定着を支援します。

また、移住支援金等の補助事業の周知を図り、移住コーディネーターを配置することで、移住希望者と地域とのマッチングを支援し、移住前から定住後まで一貫した相談・フォローアップに取り組めます。

(3)結婚支援による定住の促進

結婚に魅力を感じてもらい、結婚へのステップを進めていくために、交流企画や新生活支援など、幅広い世代の結婚支援に取り組みます。

(4)関係人口の拡大による移住の促進

スパルタキャンプ*の開催や地域おこし協力隊*、ふるさと住民制度*の活用により、関係人口の維持、拡大を図り、継続して町と関わる機会を創出しながら、移住につながる取り組みを推進します。

5 目標指標

指 標	単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
移住支援施策を利用して移住した転入者数(累計)	人	9	20
結婚祝金給付件数	件	5	20
スパルタキャンプ*修了生の町内への移住者数(累計)	人	6	10
スパルタキャンプ*修了生の地域企業就職及び町内での起業者数(累計)	人	12	20
ふるさと住民票カード発行数(累計)	枚	8	100

6 関連する分野別計画

なし

7 関連する SDGs のゴールと町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)



- ▶ 移住・定住者が増えるよう、平泉の魅力を発信しましょう。
- ▶ 移住・定住者を地域コミュニティに積極的に受け入れ、本町での充実した生活を支援しましょう。
- ▶ 移住・定住者が地域に溶け込みやすいように日頃から声をかけ合いましょう。

基本目標1 一人ひとりの個性や生きがいを大切にし、町民参加で進める協働のまち

基本施策 5 町民参加のまちづくりの推進

1 現 状

本町では、地域懇談会や各種ワークショップ*など、町民と行政が直接、意見交換する機会を設けることによって、町民参画によるまちづくりを推進してきました。

また、町の広報紙やホームページのほか、ラジオやSNS*等の活用によって情報発信の拡充によって、町民が分かりやすく、より身近に情報を入手できることで、町政への関心を高める取り組みを行ってきました。

引き続き、財政状況が厳しさを増す中、自立したまちを持続していくためには、町民と行政がそれぞれの役割を理解し、性別等に捉われないことなく、町民一人ひとりが持つ個性や知識、経験がまちづくりに活かされる環境の整備が必要となっています。

2 課 題

- 町民と行政による協働体制の確立
- 町民がまちづくりに関心を高める取り組みの実施
- 地域コミュニティ活動の活性化による自治機能の向上
- 男女共同参画及び多様な性への理解の促進

3 基本方針

- より多くの町民が町政運営に参画できる仕組みや機会を設け、協働のまちづくりを推進します。
- 広聴広報活動を積極的に展開し、町民の意見収集と行政情報の発信に努めます。

4 主要施策(主な取り組み)

(1)協働のまちづくりの推進

町民がまちづくりに主体的に関わることができるよう、地域懇談会や各種ワークショップ*の開催などの参画機会の拡充を図ることで、幅広い世代のニーズを的確に把握するとともに、地域の課題を共有し、町民・地域・企業・団体等との協働によるまちづくりを推進します。

(2)町政への関心を高める情報発信の推進

町民と行政の相互理解を深めるため、広報紙やホームページ、ラジオやSNS*など多様な手段の活用により、町内外の幅広い年齢層に分かりやすく町政情報を提供し、町民の関心を高めます。

(3)地域コミュニティ活動の活性化

町民や地域が自主的、主体的に展開する地域コミュニティ活動を支援し、地域人材(リーダー)づくりや多世代交流を促進し、地域コミュニティの基盤維持と強化を図ります。

(4)男女共同参画社会の推進

男女が共に輝く心豊かな社会の実現のため、男性も女性も自らの意思で自分の人生を選択できる環境づくりや多様な性の尊重と性的マイノリティ*(LGBT*等)への偏見や差別の解消に努め、女性の働きやすい職場環境の整備や能力開発の取り組みを支援するなど、性別によらない社会のあらゆる分野への参画を促進します。

5 目標指標

指標	単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
まちづくりに関するワークショップ*の開催回数	回	0	7
町ホームページチャットボット機能利用回数	回	-	8,700
SNS*を活用した情報発信回数	回	444	680
行政区事業活動回数	回	349	430
各種委員会等における女性登用率	%	27.4	40

6 関連する分野別計画

平泉町男女共同参画プラン

7 関連するSDGsのゴールと町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)



- ▶ 町政運営に関心を持ち、地域活動に積極的に参加・協力するよう努めましょう。
- ▶ 地域に関心を持ち、みんなで支え合う地域づくりを行いましょ。
- ▶ まちづくりの取り組みに主体的に参加し、町に提案しましょ。
- ▶ 性差の固定概念にとらわれず、男女平等参画を理解し、お互いに尊重しましょ。

基本目標1 一人ひとりの個性や生きがいを大切にし、町民参加で進める協働のまち

基本施策 6 持続可能な行財政運営の推進

1 現 状

本町では、生産年齢人口の減少等を背景に税収が減少していく中で、高齢化に伴う社会保障経費や大型事業等の実施による公債費、老朽化する施設の維持管理経費等の増加により、厳しい財政状況が見込まれています。

このように、大きく変化する社会情勢や住民ニーズに適切に対応し、質の高い行政サービスを将来にわたって持続的に提供するため、行政評価*による事業の質の向上、行財政改革の推進、公共施設の適正な管理等に努め、限られた行財政資源を効率的かつ効果的に運用していくことが必要です。

2 課 題

- 効率的な行財政運営の継続
- 適正な賦課、徴収による税収の確保
- 公共施設等の適正な管理

3 基本方針

- 効率的な行財政運営を行い、健全な行財政運営に努めます。
- 広域行政*体制によって、より合理的なまちづくりを推進します。
- 適正な賦課、徴収を行い、安定した税収の確保に努めます。

4 主要施策(主な取り組み)

(1)健全な行財政運営の推進

限られた財源を効率的かつ効果的に活用するため、行政評価*等を通じて事務事業及び補助金等の見直しを行い、経費の節減や合理化に努め、事業の選択を図りながら財政計画に基づいた健全な財政運営に努めます。

また、町税の適正な賦課・徴収に努め、ふるさと応援寄附金*やガバメントクラウドファンディング*の推進などによる自主財源の確保を図るとともに、国・県支出金等特定財源についても的確な活用を図ります。

さらに、町職員の定員管理の適正化や給与の適正化を図ります。

(2)広域連携による行政の推進

効率的な行政運営を行うため、定住自立圏を形成する一関市をはじめとする周辺自治体または関係自治体と連携し、広域的事業を推進します。

(3)公共施設の適正な管理

町が有する認定こども園*、小・中学校、住宅及び社会教育施設*等の公共施設について、「公共施設等管理計画」に基づき、施設の老朽化による改修費の負担や人口減少等による利用需要の変化などに的確に対応しつつ、学校においては避難所としての防災機能強化を図り、公共施設の適切な管理と適正配置に努めます。併せて、多様化する施設需要やまちづくりへの投資など、持続可能な行政運営に向けた多様なニーズへの対応が求められていることから、未利用財産の有効活用について検討します。

5 目標指標

指 標	単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
実質公債費比率*	%	10.4	15.0(以内)
徴収率(全体)	%	99.2	99.3
行政改革プランの達成率	%	90.7	92.5
定住自立圏共生ビジョン*取組事業数	事業	42	45
ふるさと応援寄附金*の寄附額	億円	1.0	2.4

6 関連する分野別計画

- 平泉町定員適正化計画
- 平泉町行政改革大綱
- 平泉町行政改革プラン
- 一関・平泉定住自立圏共生ビジョン*
- 平泉町公共施設等総合管理計画

7 関連する SDGs のゴールと町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)



- ▶ 町政に関心を持ち、健全な行財政運営ができているかチェックしましょう。
- ▶ 税の納付は、決められた期限内に行いましょう。

基本目標2 いつまでも健やかに暮らし続けられるやさしいまち

基本施策 1 保育・子育て支援の充実

1 現 状

本町では、共働き世帯の増加と勤労形態の多様化によって、特に0～2歳の低年齢児の保育や放課後児童の居場所に対する需要が増加していることから、子育て期の保護者が安心して子育てと仕事と両立できる環境づくりが求められています。

子どもの発達や特性に応じた就学前教育や架け橋期の支援を含め、子育て世帯が安心して仕事と子育てを両立できる教育・保育環境の充実が求められています。

各ライフステージ*における健康状態や生活環境が、その後の健康に影響を与えることから健康管理が重要となります。特に妊娠前・妊娠期の母体の健康状態は胎児の健康にも大きく影響し、また乳幼児は心身の基礎が形成され基本的な生活習慣が身に付く重要な時期であることから、ライフコースアプローチの考えを踏まえながら健康づくりに取り組む必要があります。

2 課 題

- 核家族化、共働き等によって増加する保育需要への対応
- 保護者、家族、地域の協力による子どもの育成環境の充実
- 児童の放課後等における安全・安心な居場所づくりの推進
- 妊娠期、出産期、子育て期の切れ目のない支援の充実
- 子ども、子育て世帯を取り巻く環境の変化に応じた正しい生活習慣の普及啓発や専門的な支援を要する子どもへの支援
- 多様なニーズに合わせた教育・保育サービスの充実と幼児教育の質の向上

3 基本方針

- 多様な保育ニーズに対応できる環境づくりに努め、子育て家庭の育児不安を低減します。
- 子育て家庭と地域との交流機会を増やし、地域の子育て環境の充実を支援します。
- 安心して子どもを産み育てられるよう妊娠から出産、子育て期まで切れ目のない支援を行います。
- 妊産婦健康診査や乳幼児健康診査等を通じて、正しい生活習慣の普及啓発と健康管理を支援します。
- 子どもの発育や発達、子育てに関する相談体制を整え、子どもと家族の健康づくりを支援します。
- 安心して学校生活を送られるよう、認定こども園*・小学校・地域の連携による架け橋期の支援充実を図ります。

4 主要施策(主な取り組み)

(1)保育サービスの充実

保護者の多様化する価値観を踏まえた保育ニーズに対応し、子ども・子育て支援新制度移行に基づいた支援の量及び質の向上を図るよう、質の高い幼児教育・保育及び提供体制の確保に努めます。

引き続きICT*システムの導入、活用を推進し、保護者の利便性向上を図ります。

(2)地域子育て環境の充実

在宅で子育てを行う家庭やひとり親家庭などを含むすべての子育て世帯に対する支援の観点から、利用者のニーズを十分に踏まえながら地域子育て支援拠点の充実を図るとともに、利用を通じて地域や子育てする親同士の交流を育み、安心して子育てができる場の提供等、子育て支援センター*の機能充実を図ります。

在宅育児家庭などを含む全ての子育て世帯に対する支援の充実を図り、安心して子育てできる環境づ

くりに努めます。また、放課後の居場所づくりの受け皿として、児童クラブ*の運営体制の充実を図るとともに、子どもの遊び場の整備に向けて取り組んでいきます。

(3)子育て世帯の経済的負担の軽減

子育て世帯の不安を軽減するとともに、貧困の状態にある子どもや家庭への支援の充実を図り、全ての子どもの可能性が十分に発揮されるよう、地域での子育てを応援していくために経済的支援の充実を図ります。

(4)児童福祉の推進

地域社会が包括的に子どもや子育て家庭を支え、誰もが安心して子育てできる環境づくりを推進します。

また、すべての児童の健全な心身の成長と社会的自立を促していくため、児童虐待の未然防止、早期発見と迅速な対応に努めます。

(5)母子保健の充実

妊娠前・妊娠期から出産・子育て期までの母子とその家族の心身の健康づくりを推進します。妊娠前からの健康管理や不妊治療の支援、妊産婦健康診査等を通じて安心して子どもを産み育てられる環境を整えます。乳幼児健康診査や乳幼児訪問、各種育児教室等を実施し子どもの健やかな成長を支援します。

(6)子育てに関する相談支援体制の充実

こども家庭センター機能として、児童福祉と母子保健関連業務を一体的に行いながら、子育てに関する様々な相談に対応し、安心な子育て環境の充実を図ります。

5 目標指標

指 標	単 位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
一時預かり事業利用者数(保育所型)	人	79	26
地域子育て支援拠点事業*利用者数	人/月	26	29
放課後児童クラブ*利用者数	人/月	94	92
子育て応援在宅育児支援金交付世帯数	世帯	7	5
子どもすこやかネットワーク実務者会議の開催数	回	4	4
産婦・乳児訪問実施率	%	100	100
妊婦健康診査受診率	%	100	100
親子関係形成支援事業利用者数	人/回	-	8
5歳児健康診査受診率	%	-	100

6 関連する分野別計画

平泉町子ども・子育て支援事業計画

7 関連する SDGs のゴールと町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)



- ▶ 地域全体で子どもの成長を見守るとともに、世代を超えて子育て世帯をサポートしましょう。
- ▶ 子育て中の保護者が不安にならないように、温かく見守り、声をかけるなど交流しましょう。
- ▶ 児童虐待等が疑われる子どもがいた場合、ただちに関係機関に連絡しましょう。
- ▶ 妊娠出産期から子育て期まで、必要な検診や保健指導を受けて健康の保持に努めましょう。

基本目標2 いつまでも健やかに暮らし続けられるやさしいまち

基本施策 2 地域福祉の充実

1 現 状

本町では、一人暮らし高齢者世帯の増加や生活困窮者、ひきこもり、児童虐待などの課題が複雑化・複合化していることから、社会福祉協議会や民生児童委員*等との協働による地域福祉活動*を通じて多様な支援に取り組んでいます。

誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていくことができるよう、関係機関との連携のもと、町民同士が相互に支え合う意識を醸成し、福祉活動に携わる人材を育成することによって、福祉を必要としている方を見守り、支えていく地域コミュニティの形成が求められています。

2 課 題

- 支援の必要な高齢者や生活困窮者等の増加による地域福祉ニーズの複雑化・多様化と物価高の進行
- コロナ禍以降続く住民の孤立・孤独化、地域の支え合いの停滞化
- 身近な総合相談体制とネットワークづくりによる地域支援体制の整備
- 福祉サービスの充実と利用しやすい仕組みづくり
- 住民参加による福祉ボランティア活動とボランティア意識の醸成
- 健康福祉交流館の利活用の促進と老朽化対策

3 基本方針

- 関係機関、組織によるネットワークの構築と連携を図ることにより、地域で支援を必要とする人が抱える多様な課題の状況把握と適切な支援に努めます。
- 福祉に関する広報や啓発に努め、地域での支え合い意識の醸成と福祉への理解と関心を高めます。
- 健康福祉交流館の利活用を図りながら、魅力ある交流の場を創出します。

4 主要施策(主な取り組み)

(1)地域福祉活動*の推進

町民一人ひとりの生活様式が変化する中、複雑化・多様化する地域の福祉ニーズを的確に把握していくため、社会福祉協議会や地域包括支援センター*を中心とした関係機関や民生児童委員*協議会などの地域組織と情報を共有し、効果的な活動を推進する連携・協力体制の強化を図ります。

(2)地域福祉人材の育成支援

誰もが地域福祉活動*に参加できる地域を目指し、社会福祉協議会を中心とした団体や地域組織等と協力しながら、地域の担い手となるボランティア人材やNPO*等の育成・支援を図り、地域全体での支え合いを推進します。

(3)福祉サービスの充実と相談支援体制の強化

誰もが必要な時に適切な福祉サービスを利用できるよう、民生児童委員*等の活動を中心に各種福祉サービスに関する情報提供の充実を図るとともに、相談支援体制の強化を進めていくために、相談・解決できる仕組みづくりに向けた総合的な相談窓口の設置の検討を行います。

(4)地域福祉に対する町民意識の高揚

町民一人ひとりが地域で共に支え合う心を醸成するため、学校、事業所等において地域福祉に関する学習や体験活動の機会を促進するとともに、広報紙等による啓発活動を行いながら町民の地域福祉に対する意識の高揚を図ります。

(5)健康福祉交流館の利活用と運営体制の整備

健康福祉交流館が地域の福祉活動拠点として、町民相互の交流の場、健康増進の場として、さらなる利活用が図られるよう検討していくとともに、施設の老朽化や令和7年4月からの料金改定を踏まえた今後の運営方向・体制などについても引き続き十分検討していきます。

5 目標指標

指 標	単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の実態調査	回	1	1
ボランティア団体活動支援団体数	団体	7	7
総合的な相談窓口の設置数	箇所	0	1
生活困窮者等の就労相談からの就労者数(累計)	人	2	7
地域福祉に関する学習や体験活動の実施数	回	8	12
健康福祉交流館の利用者数(累計)	人	2,248,424	2,700,000
平泉町福祉活動センター「アピユイ」の利用者数	人	1,352	1,500

6 関連する分野別計画

平泉町地域福祉計画*

平泉町再犯防止推進計画

7 関連する SDGs のゴールと町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)



- ▶ 主体的に地域福祉活動*に参加しましょう。
- ▶ 支え合いの地域づくりに向けて、地域での声かけなど、誰もが地域ボランティア活動に参加できるような雰囲気づくりに努めましょう。
- ▶ 地域福祉に関する情報を共有し理解を深めるとともに、活動団体を支援しましょう。
- ▶ 健康福祉交流館を積極的に利用しましょう。

基本目標2 いつまでも健やかに暮らし続けられるやさしいまち

基本施策 3 高齢者福祉の充実

1 現 状

本町では、全国に比べて急速に少子高齢化が進展しており、これまで高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づく介護予防*を重視した施策を展開しながら、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進、健康づくりの推進などに取り組んできました。

更なる高齢化の進展に伴い、介護サービスが必要になる高齢者が増加しています。しかし、介護サービスを提供する側の人材確保が難しい状況も見られています。

団塊の世代が後期高齢者になる 2025 年問題、団塊ジュニアが 65 歳になる 2040 年問題を鑑み、介護人材確保・定着への支援が必要となっています。

成年後見制度については、一関市と平泉町を対象圏域とする中核機関「一関地方成年後見支援センター」を令和6年 10 月に一関市との間で設置し、地域における権利擁護支援体制の連携・対応強化を図っています。

認知症施策については、令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」により、「新しい認知症観」に立った、本人参画による共生社会の実現に向けた取り組みが求められています。

2 課 題

- 高齢者世帯や一人暮らし高齢者の増加に伴う身寄りのない高齢者への支援
- 高齢者を家族で介護する「家族介護力」の低下、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」の対策と支援
- 介護サービス事業所に従事する介護職員人材の確保と定着に向けた支援
- 新しい認知症観の理解促進
- 成年後見制度の認知度向上
- 高齢者の生きがいづくり活動への支援

3 基本方針

- 介護予防*や認知症予防などの事業を推進するとともに、安心して在宅介護が受けられるよう、様々な福祉・医療団体などとの連携による地域包括ケアシステム*の構築を推進します。

4 主要施策(主な取り組み)

(1) 高齢者福祉サービスの充実

高齢者の方が住み慣れた地域で安心して在宅生活が送れるよう、見守りネットワークの活用や配食サービスをはじめとする在宅介護支援などの各種サービスの充実を図るとともに、町民への周知に努めます。

(2) 地域で支える体制づくりの推進

高齢者が地域で生活していく上で切れ目なく包括的にサービス提供ができるよう、地域における支援体制の推進と強化を図るとともに、介護職員人材の確保、定着に向けた支援拡充に努めます。成年後見制度については、積極的な広報・啓発活動を通じて認知度の向上を図ります。

また認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症に関する知識の普及と「予防」と「共生」に向けた取り組みを推進するとともに、新しい認知症観の理解促進を図ります。

(3)高齢者の健康づくりと生きがいづくりの推進

高齢者の地域の通いの場「平泉いきいき百歳体操」を中心として介護予防*・フレイル対策に取り組み、高齢者の健康づくりと生きがい対策に努めます。

また介護予防*は元気なうちから取り組むことが重要であることから、生活習慣病などの疾病予防・重症化予防についても介護予防*と一体的に実施していきます。

5 目標指標

指 標	単 位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
高齢者見守りネットワーク協定締結事業者数	事業者	7	10
認知症サポーター*養成数(累計)	人	2,835	3,500
平泉いきいき百歳体操活動団体数	団体	18	21
介護職員研修奨励金事業利用者数(累計)	人	1	5

6 関連する分野別計画

平泉町高齢者福祉計画

介護保険事業計画(一関地区広域行政*組合)

7 関連する SDGs のゴールと町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)



- ▶ 介護予防*や健康教室などに積極的に参加し、健康づくりに取り組みましょう。
- ▶ 社会活動などに積極的に参加し、生きがいを持つようにしましょう。
- ▶ 住み慣れた地域で安心して暮らせるように、普段から挨拶や声かけをするなど地域で見守り合いましょう。

基本目標2 いつまでも健やかに暮らし続けられるやさしいまち

基本施策 4 障がい者(児)福祉の充実

1 現 状

本町では、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、「平泉町障がい者福祉計画」に基づき、様々な障がい者(児)福祉サービスを推進しています。

令和6年10月には、障がい者の高齢化や親亡き後を見据えた地域における支援体制の構築を目的とした地域生活支援拠点を圏域で整備し、令和7年4月から運用されています。

令和7年度には、障がい者の職業生活における自立を図るため、就業面及び生活面における一体的な相談支援等を行う障害者就業・生活支援センターが圏域で整備されました。更には、障がい児に対する療育体制を充実させるため、圏域における児童発達支援センターの整備に向けた協議が進められています。

今後も引き続き、障がいのある人が地域で安心して生活が継続できるよう、すべての分野におけるバリアフリー*の推進、利用者及び地域の実情に合わせた福祉サービスの充実と相談体制の強化と、障がいのある子どもの健やかな育成のため、関係機関との連携によるライフステージ*に応じた切れ目のない支援を提供する体制の構築が求められています。

2 課 題

- 主体性や自主性を尊重した社会参加の促進や就労機会の創出
- 地域で様々な支援を切れ目なく提供するためのサービス基盤の整備
- 高齢化・重症化を見据えた住まいの場の確保や家族の介護負担軽減等の支援
- 地域資源を活かした連携体制の強化
- 障がいに対する理解の促進

3 基本方針

- 障がいのある人の社会参加が図れるよう、働く機会や活動の場を充実させるとともに、コミュニケーション支援や移動支援等を充実させ、自立した生活を支援します。
- 障がいのある子どもの健やかな育成が図れるよう、地域の保育、教育等の環境の充実に努め、地域社会への参加や包容(インクルージョン*)を推進します。
- 障がいに対する町民の理解を深め、障がいのある人の社会参加を促進します。

4 主要施策(主な取り組み)

(1)障がい者(児)福祉サービスの充実

障がいの種別、程度、ライフステージ*に応じた変化に対応できるよう、関係機関や一関地区自立支援協議会と連携して福祉サービスに対する理解の促進を図るとともに、障害者総合支援法に基づくサービスを軸とした体制強化に取り組みます。

また、緊急時に適切な支援が行えるよう、地域生活支援拠点の利用の周知や拠点登録事業所と連携して事業を推進します。併せて、障がい者の高齢化や症状の重度化に伴い、今後利用の増加が見込まれる成年後見制度については、一関地方成年後見支援センター及び関係機関と連携・対応強化に努めます。

(2)障がいのある人への生活支援

住み慣れた地域で個々に応じた生活が選択できるよう、障がいのある人に対する相談体制の充実を図るとともに、日常生活用具の給付・貸付、コミュニケーション支援、日中一時支援などの地域生活支援事業の実施及び周知に努めます。

また、障がい児に対する相談、療育体制を充実させるため、圏域における児童発達支援センター整備に向けた協議を関係機関と進めます。

(3)就労支援と社会参加の推進

障がい者が必要なスキルを身に付け、就労していくための支援として、就労継続支援事業所の利用及び就業面・生活面を一体的に支援を行い職業生活の自立をサポートする障害者就業・生活支援センターの活用を推進します。

(4)障がいのある人への理解と差別のない社会の実現

研修会や啓発事業の実施を通して、障がいがあることを理由に差別を受けることのないよう、地域の理解を深め、障がいの有無にかかわらず人権が尊重される社会の実現を推進します。

5 目標指標

指 標	単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
地域生活支援拠点の設置数	箇所	0	6
障がいを理解するための啓発事業開催回数	回	3	5
福祉施設等から一般就労への移行者数	人	0	1
児童発達支援センター設置数	箇所	-	1

6 関連する分野別計画

平泉町障がい者福祉計画

平泉町障がい福祉計画

平泉町障がい児福祉計画

7 関連する SDGs のゴールと町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)



- ▶ 障がいのある人に対する偏見をなくし、就労や社会参加で活躍できるような環境づくりに協力しましょう。
- ▶ 障がいのある人やその家族が安心して地域で暮らしていけるように、障がいについての理解を深め、交流し、地域で見守りましょう。

基本目標2 いつまでも健やかに暮らし続けられるやさしいまち

基本施策 5 保健・医療の充実

1 現 状

本町では、「いつまでも健やかに暮らし続けられるやさしいまち」の実現に向け、栄養・食生活、身体活動・運動、こころの健康、たばこ健康、飲酒、歯・口腔の健康に関する取り組みを通して、生活習慣病の発症及び重症化を予防し、誰一人取り残さない実効性のある健康づくりの推進に努めています。

近年、新型コロナウイルス感染症等、新たな感染症が発生していることから、感染症の流行状況も視野に入れながら、町民が安心してがん検診や健康診査を受診し、自ら健康づくりに取り組めるような環境を整えることが望まれます。

そして、生涯を通じて健康に暮らすため、人の一生を丸ごと捉えるライフコースアプローチの考え方を踏まえた健康づくりを推進し、町民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図ることが求められています。

2 課 題

- 町民の健康づくり意識の高揚と自主的な健康づくりの促進
- こころの健康に関する正しい知識の普及と相談機関の周知
- 各ライフステージ*に応じた継続的な健康管理
- 生涯にわたる望ましい食習慣の形成と食育*の推進
- 多様化する医療ニーズに対応した地域医療体制の確保と充実
- 保健推進員や食生活改善推進員など、住民組織活動の維持
- 新たな感染症の発生を踏まえた対策の推進

3 基本方針

- 生涯にわたる健康の保持増進を図るため、家庭や地域、学校、職域等と連携を図り、望ましい食生活や運動習慣などに関する正しい知識の普及に努めます。
- 各種がん検診・健康診査、健康教室等の機会を通じて、疾病の早期発見や生活習慣病の発症及び重症化予防に努めます。
- ライフステージ*に応じ、こころの健康に関する正しい知識を普及するとともに、悩みを抱えている人に気づき、必要な支援に繋ぐことができるよう関係機関との連携を図ります。
- 将来にわたって、安心して適切な医療が受けられるよう、地域医療体制の確保に努めます。
- 感染症に関する正しい情報を発信し、感染症の発症予防とまん延防止に努めます。

4 主要施策(主な取り組み)

(1)ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの推進

健康寿命の延伸を目指し、「がん」、「循環器病(脳血管疾患、心疾患)」、「糖尿病」、「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「飲酒」、「たばこ健康」、「歯・口腔の健康」、「こころの健康」の9つを重点分野と定め、疾病の早期発見や生活習慣病の発症及び重症化予防に努めます。

また、人の一生を丸ごと捉えるライフコースアプローチの考え方を踏まえた健康づくりを推進し、生涯にわたる健康の保持増進を図ります。

(2)地域医療体制の確保

多様化する医療ニーズに対応するため、広域的な連携を強化し、休日や夜間における適正な医療の確保に努めます。

また、かかりつけ医や医療機関への適正受診について意識啓発を図るとともに、急な病気やケガで迷ったら電話で相談できる#7119(15歳以上)や#8000(15歳未満)を周知し、地域医療体制の維持に努めます。

(3)感染症対策の推進

感染症の発症予防とまん延防止のため、感染症や予防接種に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

また、近年の新型コロナウイルス感染症の流行拡大を踏まえ、国や県における感染症の発生動向を注視しながら、適切な情報の提供に努めます。

5 目標指標

指 標	単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
胃がん検診受診率	%	24.3	50
大腸がん検診受診率		35.9	
肺がん検診受診率		32.3	
子宮頸がん検診受診率		41.0	
乳がん検診受診率		47.2	
特定健診受診率	%	56.5	60
特定保健指導*実施率	%	11.3	29
ゲートキーパー*養成数(累計)	人	601	680
高齢者インフルエンザ予防接種率	%	50.6	60
休日及び夜間における診療の充足率	%	100	100

6 関連する分野別計画

健康ひらいずみ 21

平泉町保健事業実施計画

平泉町特定健康診査*等実施計画

平泉町新型インフルエンザ等対策行動計画

平泉町自死対策計画

7 関連するSDGsのゴールと町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)



- ▶ 健康に関する意識を高め、日頃から規則正しい生活や食習慣を心がけるとともに、運動やスポーツを通して自主的に健康づくりに取り組みましょう。
- ▶ 各種健（検）診を受診し、健康づくり事業へ参加しましょう。
- ▶ うがい、手洗いの励行や予防接種を受けるなど、感染症対策に努めましょう。
- ▶ かかりつけ医やかかりつけ薬局を持ち、適正な受診を心がけましょう。

基本目標2 いつまでも健やかに暮らし続けられるやさしいまち

基本施策 6 社会保障制度の充実

1 現 状

本町では、医療保険制度の適正な運営とともに、子どもや心身に障がいを持つ方などへ幅広く福祉医療助成を実施し、町民が安心して医療を利用できるよう、経済的負担の軽減を図ってきましたが、人口減少に伴う被保険者数の減少による税収の減少や高齢化等による一人当たりの医療費の増加を背景に、国民健康保険制度はより一層安定的な運営を行っていくことが求められています。

令和 12 年以降に予定している県内の国保税水準の統一に向けて、国保税の賦課方式を変更し、税率改正に伴う激変緩和措置を講じています。

社会・経済情勢の急速な変化に伴って、経済的に困窮する世帯が増えていることから、関係機関との連携のもと、必要に応じて生活保護等による自立の支援や生活意欲の高揚に向けた取り組みを継続していくほか、若年層を中心とした将来の生活基盤の確保のため、国民年金制度の周知と加入促進を一体的に推進していく必要があります。

2 課 題

- 医療保険制度の安定的運用に向けた医療費の適正化や国民健康保険税の徴収率向上
- 各種医療保険、国民年金等の各種制度に対する正しい理解の普及促進
- 関係機関との連携による生活困窮者への包括的支援の提供
- 医療費助成対象者の適切な医療機関の受診
- 国民健康保険税の県内標準化に向けた税率の設定

3 基本方針

- すべての町民が健康で文化的な暮らしを営み、安心して生活を送ることができるよう、社会保障制度の適正な運用に努めます。
- 国民健康保険が安定的に運営できるよう適正な賦課、徴収を行うとともに、医療費の増加を抑制するための取り組みを推進します。
- 安心して年金を納付できるよう適切な情報提供と周知活動に努めます。

4 主要施策(主な取り組み)

(1)国民健康保険事業の適正な運営

保健事業の推進による被保険者の健康づくり意識の向上、国民健康保険制度の広報・啓発活動やレセプト*点検の強化、医療費通知の活用などによる適正受診の促進に努め、医療費の適正化を図ります。

また、国民健康保険税滞納者に対する納付相談・指導等を適切に行い、徴収率の向上を図ります。

(2)福祉医療の充実

妊婦や子ども、心身に障がいを持つ方などへ幅広く医療費の助成を実施し、全ての町民が安心して医療を利用できるよう、経済的負担の軽減を図ります。

また、制度について窓口や広報紙等で周知するほか、受給資格者への申請勧奨を行い、未申請者防止と利用促進に努めます。

(3)国民年金制度の普及促進

日本年金機構等との連携により、国民年金制度の広報と啓発、相談業務を推進し、制度に関する正しい理解と認識を図るとともに、未加入者の加入促進に努めます。

また、未納者対策として、口座振替、免除制度の活用などを推進します。

(4)生活保護制度の適正な運用

民生児童委員*や関係機関との連携によって、被保護世帯の実態把握と自立や生活意欲の向上に向けた相談支援を行いながら、生活保護制度の適正な運用に努めます。

5 目標指標

指 標	単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
国民健康保険税徴収率(現年度及び滞納繰越分)	%	93.7	93.7
生活保護から自立した世帯数(累計)	世帯	3	5
国民年金制度の広報等 PR	回	4	12
国民健康保険の年間療養諸費	円	548,068,199	500,000,000

6 関連する分野別計画

平泉町保健事業実施計画

平泉町特定健康診査*等実施計画

7 関連する SDGs のゴールと町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)



- ▶ 日頃から健康づくりを心がけ、医療機関は適正に受診しましょう。
- ▶ 医療保険制度を正しく理解し、保険料を適切に納付しましょう。
- ▶ 国民年金制度を正しく理解し、将来に備えて国民年金の未納がないようにしましょう。

基本目標3 新たな時代の流れをつかみ、にぎわいと活力を生み出すまち

基本施策 Ⅰ 農業の振興

1 現 状

本町は豊かな自然に育まれた立地条件を活かし、稲作やりんごの生産を中心とした農業が観光とともに「世界遺産*のまちづくり」の柱の一つとして発展してきましたが、依然、農業従事者の高齢化や後継者不足によって担い手の確保が急務となっており、かつ、消費者の生活様式の変化などに伴う農産物消費の変動や、夏季の異常高温といったこれまでにない天候不順による作柄への影響も拡大、世界情勢の影響による燃料価格や資材費、肥料代等価格高騰の長期化といった「農業」をとりまく環境は一層厳しさを増しています。

こうした中でも、平泉町を含む束稲山麓地域が、自然災害に強い伝統的な土地利用システムと地域の協働による保全活動が評価され、令和5年1月に日本農業遺産*に認定されました。

また、国においては、産地交付金を含む水田政策について令和9年度から抜本的に見直す方針が示される予定であり、今後の状況を注視する必要があります。

2 課 題

- 担い手の育成・確保と農地の集積・集約化
- 効率的な農業生産基盤の整備と気候変動などに対応した持続可能な農業生産
- 集落における営農組織の設立の推進
- 地域計画(目標地図)における白地農地(受け手が位置付けられていない農地)の解消
- 国の水田政策見直しによる農業者の営農に対する支援
- 日本農業遺産*に認定された束稲山麓地域を活用した農業振興
- 地域の特性を活かした付加価値の高い農産物の生産と販路の確保
- 「いわて南牛*」のブランド*化に向けた取り組みの強化

3 基本方針

- 多様な担い手の確保・育成と担い手への農地の集積・集約を促進します。
- 農地の基盤整備に加え、遊休農地*の発生防止や解消に努めます。
- 地域で農業を支える地域営農組織の設立支援を推進します。
- 地域農業の担い手を確保するため、新規就農者*の受け入れ体制を整備し、定着支援と技術支援を推進します。
- 親元就農者や第三者継承希望者への経営資源の円滑な継承に向けた取り組みを支援します。
- 道の駅*平泉、学校、地域との連携によって地産地消*を推進し、町産農作物の需要と販路の拡大を図ります。
- 日本農業遺産*に認定された束稲山麓地域を活用した農産物のブランド*化を推進します。
- 「いわて南牛*」の消費者へのPRなどにより、ブランド*牛の産地化を推進します。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)担い手の育成・確保

持続的な営農体制を構築するため、情報提供や地域計画見直しによる話し合いを通じ、新規就農者*や認定農業者*、地域における中心経営体の育成・確保を図るとともに、集落における営農組織の設立を支援します。

(2) 農業経営の安定化と生産性の向上

農業の生産性の向上を図るため、地域の状況に応じ、ICT*を活用したスマート農業*の推進、圃場整備や農業用施設の維持、長寿命化への事業支援とともに、農業経営の安定化を図るため、農地中間管理機構*を活用し、地域の中心となる経営体への農地集積を進めます。

また、土地利用型作物や園芸作物の安定生産と品質向上を図るため、機械導入等の支援を行います。

(3) 農産物の魅力化の促進

道の駅*平泉を地域農業振興の拠点施設と位置付け、誰もが農産物を出荷できる体制と生きがいや楽しみを持ちながら農業に取り組める環境を整備し、岩手県オリジナル水稲品種「金色の風」やりんご、黄金メロンなどの特産品の生産振興と、日本農業遺産*に認定された束稲山麓地域を活用した農産物の特産化を進め、平泉ブランド*を町内外に幅広く情報発信します。

また、首都圏などへのPR活動を通じて、農産物の魅力化の促進と販路の拡大に取り組みます。

(4) 地産地消*の推進

地域食材の活用や郷土の食文化を継承していくために、地域食材を提供する農業者や、その食材を積極的に取り扱う店舗の推奨などの取り組みと合わせて、学校給食や給食施設のある福祉施設における地元産の農産物の利用を促進するなど、地産地消*を推進します。

(5) 「いわて南牛*」のブランド*力強化

いわて南牛*振興協会及びJAいわて平泉等の関係機関と連携し、補助制度の活用促進による生産体制の維持に努めるとともに、イベントの開催などによる消費者へのPRを通じて、ブランド*牛の産地化を推進します。

5 目標指標

指 標	単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
新規就農者*数(累計)	人	9	15
道の駅*平泉への町内農産物出荷登録者数	人	94	100
地産地消*推進の店舗等の認定数	件	24	25
いわて南牛*のPR活動	回	5	6

6 関連する分野別計画

平泉農業振興地域整備計画

7 関連する SDGs のゴールと町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)



- ▶ 就農に意欲のある方を積極的に支援しましょう。
- ▶ 農業関連廃棄物の適正処理やリサイクルを行い、環境負荷の少ない農業を目指しましょう。
- ▶ 平泉町産の農産物の購入（消費）に努めましょう。
- ▶ 郷土料理や地産地消*を通して、農業への関心を高めましょう。

基本目標3 新たな時代の流れをつかみ、にぎわいと活力を生み出すまち

基本施策 2 農山村環境の保全

1 現 状

本町の中山間地域は、私たちの食を支えるだけでなく、国土や美しい景観の保全、災害の抑制、伝統文化の継承といった様々な役割と機能を担っています。

しかし、近年では高齢化による農業就業人口の減少に加え、鳥獣被害による生産意欲低下や適切に管理されていない森林の増加などによって農地や山林の保全管理が困難となりつつあることや、令和5年1月の束稲山麓地域の日本農業遺産*認定も踏まえて、地域や関係団体等との連携のもと、耕作放棄地*の解消や鳥獣被害対策の徹底、森林経営管理制度*の推進等によって、農山村環境を適切に維持していく必要があります。

2 課 題

- 束稲山麓地域における農林業システムの継承
- グリーン・ツーリズム*受け入れ機会の維持
- 農地及び山林の環境保全管理と活用
- 鳥獣被害防止対策の推進
- 森林環境の保全と適切な管理
- 日本農業遺産*である束稲山麓地域と世界かんがい施設遺産*である照井堰用水の活用推進

3 基本方針

- 日本農業遺産*である束稲山麓地域と世界かんがい施設遺産*の照井堰用水を活用した地域の活性化を推進します。
- 農家との協働によるグリーン・ツーリズム*を推進します。
- 中山間地域の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、農村集落との連携による環境の保全と活用に努めます。
- 各主体での役割分担を明確にし、鳥獣被害対策を効果的に推進します。
- 森林の有する公益的機能の維持・増進を図ります。
- 西行桜の森周辺の環境及び各種施設を適切に整備します。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)束稲山麓地域における農林業システムの継承と活用

束稲山麓地域において、中山間地域を中心に伝統的な農業・農法を核として生物多様性や優れた景観等が一体的に保全・活用されている農林業システムの継承を推進するとともに、世界かんがい施設遺産*に認定されている照井堰用水と併せ、新たな取り組みが生み出す波及効果によって地域の活性化を図ります。

(2)都市と農村との交流の推進

緑豊かな農村地域における都市と農村の交流の推進に向けて、学校や旅行エージェントに対し農業・農村体験のPR活動を展開しながら、教育旅行によるグリーン・ツーリズム*を維持していくとともに、個人旅行者や外国人旅行者の農家民泊による受け入れを推進します。

(3)農地の保全と集落機能の維持

多面的機能支払交付金制度*や中山間地域等直接支払制度*等により、地域力*を高め、農地の適切な保全管理と良好な農村環境の維持を図ります。

また、地域の農業や生活を支え、世界かんがい施設遺産*にも登録された「照井堰用水」を後世に守り伝えていくため、適切な維持管理を支援します。

(4)鳥獣被害防止対策の推進

関係機関との連携により、町民からの捕獲要請に的確に対応するとともに、侵入防止柵・緩衝帯の設置及び放任果樹の伐採等、捕獲と防除を基本とした鳥獣被害対策を推進します。

(5)適正な管理による森林資源の保全

森林環境譲与税*を有効活用し、森林所有者の合意形成を図りながら、森林組合を中心とした森林施業の共同化や委託、私有林の管理受託を促進するとともに、森林病虫害等の防除と合理的な森林整備を行う体制の確立に努めます。

(6)西行桜の森の適切な維持管理

西行桜の森周辺一帯の環境を桜の成長に適切な状態に維持します。また、木工芸館やキャンプ場、西行桜の森ウォーキングルートの整備を行い、多くの人が快適に利用できる環境を整えます。

5 目標指標

指標	単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
グリーン・ツーリズム*受入学校数	校	2	5
多面的機能支払交付金取組面積	ha	902	908
中山間地域等直接支払制度*取組面積	ha	420	420
野生鳥獣による農作物被害額	円	10,835,000	8,297,000
森林経営管理制度*に基づく森林整備面積(累計)	ha	18	80
西行桜の森施設利用者数	人	2,910	3,500

6 関連する分野別計画

平泉農業振興地域整備計画

平泉町鳥獣被害防止計画

平泉町森林整備計画

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

7 関連するSDGsのゴールと町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)



- ▶ 東稲山麓地域における農林業システムについて学び、地域の取り組みを盛り上げましょう。
- ▶ 都市部との交流を通して、平泉地域の文化や伝統の魅力を伝えましょう。
- ▶ 体験農業や生産者との交流イベントに積極的に参加しましょう。
- ▶ 有害鳥獣を目撃した場合は、関係機関に通報しましょう。
- ▶ 美しい農山村環境を保つために、ゴミ拾いなどの美化活動を積極的に行いましょう。

基本目標3 新たな時代の流れをつかみ、にぎわいと活力を生み出すまち

基本施策 3 観光の振興

1 現 状

本町では、平成23年の世界遺産*登録から、多様な連携と広域的な交流を図りながら国内外における観光プロモーション*を積極的に展開してきたことにより、観光客の入込数は年間200万人台で推移してきました。

しかし、コロナ禍以降、本町の観光客入込数は減少しており、コロナ禍以前の8割程度の回復となっています。一方で、インバウンド*観光客については、仙台空港の定期便の新規就航などもあり、増加傾向が見られます。

こうした状況を踏まえて、国際交流の推進や国際交流協会と連携した町民の国際理解を深める機会の提供により、交流人口の拡大やグローバル人材*の育成を図る取り組みを進めているほか、ウォーキングトレイル*やフットパス*など平泉ならではの魅力あるプログラムの開発を進めていますが、依然、体験コンテンツが少なく、特に冬季の誘客につながる観光コンテンツが乏しい状況にあり、引き続き持続可能な新たな平泉観光の構築が求められています。

2 課 題

- 町民、事業者等との協働による通年型・滞在型の観光地づくり
- 多様な連携による効果的なプロモーション*活動の充実とSNS*など効果的な情報発信方法の検討
- 既存観光資源のブラッシュアップ*と社会情勢に合った新しい観光メニューの構築と魅力化
- 教育旅行の受入態勢強化とともに、SDGsなど時代のニーズに応じた教育コンテンツの充実
- 道の駅*平泉や浄土の館などを活用した町民と観光客との交流機会の創出
- 町民の国際理解を深め、多様性や異なる価値観を尊重し合うための意識の醸成と取り組みの実施及び体制整備・強化
- 観光資源として平泉4つの遺産(世界遺産*、日本遺産*、世界かんがい施設遺産*、日本農業遺産*)の活用充実

3 基本方針

- 観光資源のブラッシュアップ*と掘り起こしを図り、平泉の観光の価値を高めます。
- 観光関連事業者と連携し、観光客の周遊促進と消費拡大を促す仕組みや体制を構築します。
- 町民と観光客との交流による顔の見える観光地づくりを促進し、リピーター*の獲得を目指します。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)観光推進体制の強化

「平泉町観光振興計画」に基づき、観光関係機関や町民、企業、団体と一体となって町内のあらゆる地域資源を活用しながら、体験・交流・回遊による「滞在型観光*」を推進し、持続可能な地域社会づくりに取り組みます。

また、観光協会と連携し、長期的・戦略的に観光施策を推進できるよう、観光資源の磨き上げや観光事業の活性化に取り組みます。

(2)プロモーション*活動の推進

世界遺産*登録15周年を契機とし、平泉観光推進実行委員会や観光まちづくり団体による観光プロモ

ーション*活動とともに、効果的なSNS*での情報発信を積極的に行い、観光関連自治体との連携のもと、広域観光の促進による相乗的・効果的な活動を実施します。

(3)あらゆる地域資源を活用した観光の推進

平泉の文化遺産を中心に、町内を歩いて散策するモデルルートのブラッシュアップ*を図るとともに、既存の体験コンテンツの磨き上げと新たな体験プログラムを構築しながら、訪れる観光客の満足度向上に努めます。

また、平泉ウォーキングトレイル*と西行桜の森ウォーキングルートの魅力化によって、ウォーキングと多様なコンテンツを結び付けた体験プログラムを構築します。

(4)観光客受入環境の整備

観光客の視点に立った案内板の整備や既存看板の更新を行うとともに、インバウンド*観光の推進に向けて、飲食店のメニューや店内の案内表示など、細部にわたる多言語の整備を図ります。

また、平泉スマートインターチェンジ*を活用した新たな観光客流入の受入態勢を整備しながら、周遊観光ルートの構築を検討します。

さらに、町内の企業や町民の観光客に対するおもてなしの姿勢を醸成し、ガイドの会を充実させることによって、リピーター*の増加に取り組みます。

(5)地域間交流・国際交流の促進

平泉の文化遺産など、本町の特性や文化財などを活かしながら、ゆかりのある都市との交流事業を通じて相互理解を深め、交流人口の拡大を図ります。

また、国際交流事業を推進するとともに、国際交流協会等と連携し、国際交流員*等を通じて町民の国際理解への意識を高め、グローバル人材*の育成や多文化共生社会の実現に向けた地域づくりに取り組みます。

5 目標指標

指 標	単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
観光客入込数	人	1,630,280	2,200,000
観光客宿泊者数	人	30,574	38,000
外国人観光客入込数	人	52,200	100,000
観光客体験コンテンツ数	個	12	12
姉妹都市等との交流回数	回	11	15
国際交流、国際理解を促す事業数	回	2	5

6 関連する分野別計画

平泉町観光振興計画

平泉町ウォーキングトレイル*魅力化計画

7 関連する SDGs のゴールと町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)



- ▶ 平泉の歴史と文化を学び、理解を深め、その魅力を積極的に発信しましょう。
- ▶ 一人ひとりが平泉の顔としての意識をもち、おもてなしの心を持って迎え入れましょう。
- ▶ 平泉の伝統行事などに参加し、地域の理解を深めましょう。
- ▶ 国際化への意識を高め、外国人観光客への対応力を高めましょう。

基本目標3 新たな時代の流れをつかみ、にぎわいと活力を生み出すまち

基本施策 4 商工業の振興

1 現 状

本町では、人口減少や少子高齢化の進展による需要の縮小などにより、町内の事業者数は年々減少しています。

コロナ禍以降の個人消費や観光需要の持ち直しなどにより地域経済に一定の活気が戻った一方で、原材料費やエネルギー価格の高騰、円安の長期化などによるコストの増加が続き、事業者にとって依然、厳しい経営環境が続いています。

引き続き商工会をはじめとする関係機関と連携し、商工業者の経営が持続的に発展するよう、伴走型の支援を強化するとともに、創業希望者の創出や後継者の育成、事業承継の促進など切れ目のない支援を展開していくことによって、地域経済の維持と活性化を図っていくことが求められています。

2 課 題

- 商業の再生、活性化による魅力ある観光地づくりの推進
- 商工業者の事業継続及び経営力向上のための支援
- 創業及び事業承継に関する相談支援体制の充実
- 特産品や土産品等の開発促進と町内外へのPR
- 事業者が主体的に行うにぎわいづくり活動の創出

3 基本方針

- 平泉商工会等と連携し、商工業者の経営の持続的発展に資する取り組みを推進します。
- 販路開拓や新商品、新技術開発等の生産性・付加価値向上の取り組みに向けた支援を推進します。
- 事業者が主体的に取り組むにぎわいづくりやイベント等の活動を支援します。
- 空き店舗等の利用促進を図り、地域の活性化及び町内の観光振興に寄与する取り組みを推進します。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)商業の再生・活性化

商工会と連携した支援体制により、中小企業の振興と経営の安定に努めるとともに、経営環境改善の一助となる店舗リフォームや空き店舗に出展した場合の家賃・改修費用の支援制度、各種融資制度等の周知と活用を促進し、地元に着した魅力ある商店づくりや商業活動の発展を目指します。

また、中尊寺通りなど中心市街地の再生・活性化を目指し、事業者等と連携しながら、空き店舗対策に取り組めます。

(2)創業と事業承継の促進

商工会等と連携し、創業支援事業の実施や創業後の経営相談などの支援を実施し、町内における創業と事業継続を促進します。

また、「平泉町創業支援ネットワーク会議」において、各々の創業支援施策を共有し、相談窓口のワンストップ化*による創業の円滑化を図るとともに、創業希望者とのマッチングによる事業承継の促進に取り組めます。

(3)新たなビジネスモデルの創出支援

販路開拓、技術開発、販売方式、商品開発及びサービス提供等への取り組みを支援するため、特産品開発支援事業、取引支援促進事業等を継続的に実施するとともに、体系的な支援体制の構築を進め、販路開拓を推進します。

また、企業懇談会の開催を通じて、町内企業の異業種交流を積極的進め、新たな技術開発や販売方法、サービス提供等につなげます。

(4)中心街路のにぎわいづくり

商工会や事業者等が主体的に行う集客につながるイベント開催などの活動を支援し、中心街路のにぎわい創出を目指します。

また、世界遺産*平泉・一関DMO等と連携し、中心街路の周遊を促進する活動を検討します。

5 目標指標

指 標	単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
創業・事業承継数	件	3	3
空き店舗改修件数(累計)	件	-	2
新商品開発件数	件	1	3
商工業者や立地企業との懇談回数	回	13	15
事業者主体のにぎわい創出事業活動件数	件	3	3

6 関連する分野別計画

- 平泉町経営発達支援計画(平泉商工会との共同策定)
- 平泉町事業継続力強化支援計画(平泉商工会との共同策定)
- 平泉町創業支援等事業計画
- 平泉町導入促進基本計画

7 関連する SDGs のゴールと町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)



- ▶ 町内での消費（買い物・食事など）を心がけましょう。
- ▶ 平泉町産の製品や特産品に関心を持ちましょう。
- ▶ 消費活動やイベントを通して、町内の事業者と積極的に交流しましょう。

基本目標3 新たな時代の流れをつかみ、にぎわいと活力を生み出すまち

基本施策 5 働く場の充実

1 現 状

本町では、進学や就職を機に若者世代が町外へ流出することによって生産年齢人口が減少し、事業継続または拡大のための人材確保が困難な状況にあります。

また、継続的な物価高騰や賃上げ、働き方改革など、企業を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、企業誘致を行う工業団地には空きが無く、新たな企業進出に向けた工業団地の造成が求められています。

引き続き既存企業への支援や新たな企業の誘致によって、魅力ある仕事と安定的な雇用の確保及び拡充を図るとともに、性別、年齢、障がいの有無に関わらず地元で就業できるよう、就労環境の多様化と充実を促進していくことが求められています。

2 課 題

- 人件費・物価・原材料高騰による企業進出判断の停滞
- 長期的に働くことができる魅力的な雇用機会の創出と確保
- 事業活動の発信による地元企業の情報紹介
- 移住定住施策と連動した地元就職及びUIターン*の促進
- 女性、高齢者及び障がいのある人等の雇用促進
- 新しい働き方への支援

3 基本方針

- 企業や商工会と連携し、多様な就業機会の拡大を図ります。
- 地元企業の情報を発信し、町民の雇用と地元就職の促進につなげます。
- 女性、高齢者及び障がいのある人等が働きやすい環境の普及に努めます。
- 地元企業の「働き方改革」を支援します。
- IoT*活用に向けた人材育成に取り組むとともに、地元就職や起業・事業承継等の雇用創出につなげます。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)企業誘致の推進

平泉スマートインターチェンジ*の利便性を活かし、新たな企業立地の場の確保を検討するとともに、立地企業や関連会社への訪問、ふるさと平泉会や県と連携した情報収集活動によって、雇用の創出と地域経済の活性化に向けて、将来を見据えた企業誘致活動に取り組みます。

また、国際リニアコライダー*(ILC*)の動向を注視し、近隣市町とともに関連施設や住居等の誘致に積極的に取り組みます。

(2)地域雇用の確保と地元就職の促進

企業訪問や企業懇談会等を通じて企業間の情報交換を積極的に推進し、町内企業との情報共有を図りながら、地域の雇用確保に努めます。

また、雇用要請活動や地元就職に関する新規高等学校卒業者へのガイダンス、インターンシップ*による企業との交流の場を提供するとともに、地域雇用と地元就労者への支援を推進するため、企業及び就労者への助成制度の創設を検討します。

(3)多様な雇用環境の促進

女性、高齢者及び障がいのある人も働きやすいワーク・ライフ・バランス*の取れた職場環境の整備を支援し、育児・介護休暇の普及、短時間勤務制度の導入などの多様な働き方を推進します。

また、就業を希望する高齢者の雇用を拡大するため、定年制の延長や再雇用制度の普及、シルバー人材センターの充実によって、安心して働きやすい環境の実現に努めます。

(4)新しい働き方への支援

立地やネームバリュー*といった本町の特性を活かし、IT*関連企業や在宅勤務が可能な企業など、新たな分野の企業進出を促進し、新しい働き方の浸透に取り組みます。

(5)町内企業の人材確保と育成

誘致企業等への地元就職を促進するため、関係団体等と連携し、広報紙等による地元企業の活動状況の見える化を進めるなど、情報提供の充実を図ります。

また、企業が求める技術を取得した人材を確保・育成するため、県及び職業訓練センターと連携し、社会情勢や企業側のニーズに応じた職業能力開発を支援します。

5 目標指標

指 標	単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
誘致企業数(累計)	社	5	7
誘致企業における町民の新規採用数(累計)	人	18	30
いわて働き方改革推進運動参加企業数	社	6	10
シルバー人材センター研修等開催回数	回	2	3
テレワーク*等の実施企業数	社	4	7
町内企業の情報交換会等の開催回数	回	3	5

6 関連する分野別計画

平泉町特定事業主行動計画

7 関連する SDGs のゴールと町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)



- ▶ 就業意欲を持ち、働くことで地域経済に貢献しましょう。
- ▶ 誰もが働きやすく、働きがいのある職場づくりを目指しましょう。
- ▶ 新しい知識や技術を学び、スキルアップに努めましょう。

基本目標4 支え合いの心でつくる安全・安心なまち

基本施策 Ⅰ 消防・救急体制の充実

1 現 状

本町では、地域や一関西消防署平泉分署との緊密な連携によって消防・救急体制を構築し、知識の普及と消防団活動に対する理解を促進するとともに、各種講習会等を通じて地域の消防力向上を図っています。

高齢化の進展など、社会環境や生活環境の変化とともに、頻発化・激甚化する気象災害や大型地震への備えなど、消防・救急需要は多様化していることから、生涯にわたって安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるため、引き続き様々な災害に迅速かつ的確に対応できるよう、町民や地域、事業者等との連携・協力による消防防災体制の強化が求められています。

2 課 題

- 消防・救急に関する情報及び知識の普及啓発
- 人口減少と高齢化による消防団の団員確保
- 消防施設・設備の充実と計画的な更新

3 基本方針

- 消防団や婦人消防協力隊等と連携し、消防活動の強化に努め、火災予防と地域の安全確保に努めます。
- 消防団協力事業所*制度の活用により消防団員を確保するとともに、消防団活動の負担軽減と消防団員の待遇の改善を図ります。
- 機能別団員制度*の拡充を図りながら、女性消防団員の確保に努めます。
- 救急の正しい知識や適切な救護方法など、救助知識と技術の普及を図ります。
- 計画的な消防施設の整備と充実を図ります。

4 主要施策(主な取り組み)

(1)救急・救命体制の充実

一関西消防署平泉分署をはじめとする消防関係機関との連携強化を図るとともに、普通救命講習会などを通じてAED*の使用を含めた応急手当方法の普及を促進し、救急・救命体制の迅速化を図ります。

(2)消防団の体制強化

消防団との情報共有や、消防団協力事業所*の増設、各種施策制度の拡大・優遇制度を創設しながら、団員確保に努めるとともに、各種訓練や研修会への参加促進を図り、消防団の体制強化を推進します。

(3)消防施設及び設備の整備

無水利地域への消火栓や防火水そうの整備に努めるとともに、防災活動の安全性向上に配慮しつつ、消防車両などの既存消防施設・設備の適切な維持管理と計画的な更新を行います。

5 目標指標

指 標	単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
消防団員の充足率	%	85	87
人口に占める普通救命講習等受講者数の割合	%	6.1	7.0
消防水利(消火栓等)の更新、新設及び修繕数(累計)	箇所	27	35
消防団協力事業所*数	件	1	3
消防団員資格取得制度利用者数(累計)	人	0	5

6 関連する分野別計画

平泉町地域防災計画

7 関連する SDGs のゴールと町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)



- ▶ 地域の消防団や婦人消防協力隊、自主防災組織に協力し、その活動を支援しましょう。
- ▶ 応急手当講習会などに積極的に参加し、適切な救護方法を身に付けましょう。
- ▶ 火の取り扱いには十分に注意し、火災予防に努めましょう。

基本目標4 支え合いの心でつくる安全・安心なまち

基本施策 2 地域防災力*の強化

1 現 状

本町では、「地域防災計画」等に基づき、防災体制の充実に努め、避難場所や災害情報を掲載した防災マップや避難行動要支援者*名簿を作成し、防災意識の高揚を図るとともに、災害時における支援体制の充実に取り組んでいます。

急激な気候変動などの影響はより深刻化しており、全国的に地震や集中豪雨による激甚災害が多発していることから、DX を活用した防災情報伝達の迅速化及び安全な避難体制の確立や災害防止に向けた施設の計画的な整備等、地域防災体制のより一層の充実が求められています。

2 課 題

- 町民と関係機関が一体となった総合的な防災体制の確立
- 災害発生想定区域の周知徹底
- コロナ禍以降も続く、未知のウイルス感染症などの感染症対策を踏まえた災害対応
- 頻発する豪雨災害に備えた河川等の管理
- デジタルツールの利活用によるリアルタイムで気象・災害情報等を町民に伝達できる仕組みづくり

3 基本方針

- 消防団や自主防災組織の防災活動を支援し、防災組織の活性化や地域住民による自主的な防災の取組を促進します。
- 他の自治体や民間企業等との防災協定により、連携訓練等を通じた相互協力体制を構築します。
- 総合的な防災訓練に取り組み、町民一人ひとりの防災意識の高揚を図ります。
- 災害に対する即時対応力を高めるため、町災害対策本部の機能強化と各対策部の横断的な連携による行政の対応力向上を図ります。
- 災害に備えて、河川・水路の巡視を定期的実施します。

4 主要施策(主な取り組み)

(1)防災・危機管理体制の充実

頻発化・激甚化する災害に備え、地域防災計画等の見直しを行いながら、防災関連計画の指針等に沿って地域防災体制の充実を図ります。

また、大規模災害に備えて食料品や飲料水などの防災備蓄品の整備を進めるとともに、民間企業等との防災関連協定の締結により、相互協力体制の構築に努めます。

消防防災関係機関・団体の連携を図り、大型災害に備えた地域の即応力を強化します。

(2)自主防災組織の育成と強化

自助*・共助*・公助の基本理念に基づき、自主防災組織活動の積極的な支援により、相互の連携強化を促進するとともに、防災士の育成や防災セミナーへの参加促進に努め、地域防災力*の強化を図ります。

(3)地域防災情報の普及啓発と情報伝達の充実

防災マップ等を活用した防災情報の普及啓発と防災訓練や研修会を実施し、町民の防災意識の高揚を図ります。

また、防災行政無線*の適切な維持管理を行うとともに、スマートフォンアプリなどの利活用や、SNS*等によるリアルタイムな防災情報伝達に努めます。

(4)河川等の管理

河川及び水路の巡視によって河道の土砂の堆積状況を把握し、河川氾濫危険箇所の土砂除去を適切に実施することで、河川及び水路の機能維持と災害防止に努めます。

5 目標指標

指 標	単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
防災関連協定締結数	件	13	15
防災士の育成数(累計)	人	4	10
自主防災組織を対象とした訓練・研修会の開催数	回	3	23
防災情報配信サービス登録者数(累計)	人	1,000	2,200
浚渫*を実施した河川数(累計)	河川	4	4

6 関連する分野別計画

平泉町地域防災計画

緊急浚渫*推進事業計画(平泉町河川堆積土砂管理計画)

7 関連する SDGs のゴールと町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)



- ▶ 災害用備蓄や住宅の耐震補強など、家庭での防災対策に取り組みましょう。
- ▶ 防災訓練に積極的に参加し、防災力を高めましょう。
- ▶ 防災マップなどの防災に関する情報を確認し、どのような災害が起こりやすいか確認しましょう。
- ▶ 地域の避難弱者の把握に努め、避難する体制を整えましょう。
- ▶ 排水などに留意し、日頃から河川環境の維持に努めましょう。

基本目標4 支え合いの心でつくる安全・安心なまち

基本施策 3 防犯・生活安全の向上

1 現 状

本町では、町民、地域、関係機関・団体等との協働による活動のもと、一人ひとりの防犯意識を高めることによって地域の防犯力向上に努めてきました。

近年、社会問題となっている特殊詐欺の手口は年々巧妙化・多様化しており、SNS*やインターネット等を悪用した詐欺被害が急増しているほか、闇バイトによる強盗や窃盗事件など、若年層が加害者となる犯罪も増加しています。また、女性や子ども、高齢者を標的とした犯罪も依然として後を絶たない状況にあります。

少子高齢化の一層の進行やデジタル化の急速な進展により、地域コミュニティの希薄化と新たな犯罪リスクが生じていることから、町民が犯罪被害に遭うことのないよう、地域防犯力の強化に加え、デジタル社会に対応した防犯対策の推進と共に、専門的な消費者相談・支援体制の構築が求められています。

2 課 題

- 町民の防犯意識の向上と特殊詐欺被害防止の強化
- 地域のニーズに応じた防犯施設の整備
- 消費者教育の推進と相談体制の充実

3 基本方針

- 町民の防犯意識向上のための啓発活動を実施します。
- 関係機関、団体等との連携による防犯体制づくりを推進します。
- 防犯灯などの防犯設備の設置と維持管理に努めます。
- 消費生活についての情報収集や関係機関との連携を図り、啓発活動を実施します。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)防犯意識の高揚

警察や防犯協会等の関係機関・団体と連携し、防犯体制を強化するとともに、防犯に関わる行事や広報・啓発活動等を通じ、町民の防犯意識の高揚に努めます。

(2)防犯設備の整備推進

犯罪の防止と夜間の通行者の安全を確保するため、防犯灯などの設置・改修を推進します。

(3)地域防犯力の強化

町内の「防犯連絡所」や「子ども女性 110 番の家」、「鍵かけ推進モデル地域」の継続的な周知徹底を図ることで地域防犯力を強化し、犯罪を未然に防止する取り組みを推進します。

(4)消費者の安全・安心の確保

消費生活相談体制の充実を図るため、パンフレット配布や広報等により、適切な消費生活情報の周知を図ります。

また、専門知識を有する消費生活相談員による広域相談窓口を設置し、消費者の安全・安心の確保を促進します。

5 目標指標

指 標	単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
犯罪発生率(人口1千人当たりの発生件数)	件	2.26	2.10
防犯灯の設置箇所数	箇所	652	675
消費生活に関する情報の周知回数	回	12	15
特殊詐欺被害防止の啓発回数	回	-	3

6 関連する分野別計画

なし

7 関連する SDGs のゴールと町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)



- ▶ 自宅、自動車、自転車への施錠を実施し、防犯意識を高めましょう。
- ▶ 地域やPTA等が行う防犯活動に参加し、地域の見守り体制の強化に積極的に協力しましょう。
- ▶ 消費者トラブルに巻き込まれないように、消費生活に関する知識を身につけましょう。

基本目標4 支え合いの心でつくる安全・安心なまち

基本施策 4 交通安全の推進

1 現 状

本町では、交通事故の防止・抑制に向け、警察や交通安全協会、交通指導隊、交通安全母の会など、関係機関・団体との連携による街頭指導や交通安全教室など各種活動を行うことで対策を行ってきました。

岩手県内の交通事故発生件数と負傷者数は令和6年まで21年連続で減少傾向にありますが、交通安全対策の重要性は依然として高く、継続的な対応が求められています。

県内で発生した交通事故において高齢者が原因となったものが多く、高齢化が進む本町においても、高齢者の交通安全の確保が交通安全対策の最重要課題の1つであることに変わりありません。

町民の安心・安全を守るため、町民の交通安全思想の更なる高揚と、高齢運転者への交通安全に向けたサポートとともに、計画的な道路や交通安全施設の整備・更新に引き続き取り組んでいく必要があります。

2 課 題

- 地域ぐるみで意識を高めるための交通安全教育の実施
- 高齢運転者の事故防止対策の推進
- 老朽化した交通安全施設の更新

3 基本方針

- 関係機関・団体等と連携し、交通安全の啓発活動や街頭指導などに取り組みます。
- あらゆる世代が交通安全について学べる機会を創出します。
- 歩行者や自転車が安全に通行するための交通安全施設を整備します。

4 主要施策(主な取り組み)

(1)交通安全普及啓発活動の推進

警察や交通安全協会、交通安全母の会など、関係機関・団体との連携により、交通安全に関する行事や広報・啓発活動の充実を図るとともに、保育所、学校、地域及び職場などで交通安全教育の徹底に努めます。

また、道路交通法の改正による自転車運転時のルールの周知等に向けた取り組みを行うとともに、観光客等への事故防止啓発活動に努めます。

(2)交通安全施設等の整備

町道等の交通安全を確保するため、地域からの要望や通学路交通安全推進連絡協議会などからの情報をもとに、カーブミラーやガードレール等の交通安全施設の充実と歩道の整備及び更新に努め、国道及び県道については、道路管理者に整備を要請します。

(3)高齢運転者に対する交通安全活動の推進

高齢運転者に対し、交通安全教室等の啓発活動を行い、交通事故防止を推進します。

また、免許返納者に対する支援とともに、交通環境の整備を推進します。

5 目標指標

指 標	単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
交通事故発生件数(5年平均)	件	13	11
交通事故死者数	人	0	0
交通安全教室実施回数	回	9	20

6 関連する分野別計画

平泉町交通安全計画

平泉町通学路交通安全プログラム

7 関連する SDGs のゴールと町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)



- ▶ 交通ルールを正しく理解し、遵守することによって、交通事故のないまちづくりに努めましょう。
- ▶ 交通安全教室などに積極的に参加し、交通安全について理解を深めましょう。
- ▶ 高齢者、子ども、障がいのある人などが事故に巻き込まれないように普段から見守りましょう。

基本目標4 支え合いの心でつくる安全・安心なまち

基本施策 5 道路の整備

1 現 状

本町では、町民の暮らしの利便性や安全性の向上のため、地域のニーズに応じて町道を整備するとともに、国や県との連携を図りながら道路網の整備を計画的に進めており、令和3年12月に平泉スマートインターチェンジ*が開通したことから、町内外からのアクセス向上が期待されています。

また、積雪による路面の凍結及び急勾配の影響による大型車のスタックや速度低下に伴う交通混雑が発生しているため、4車線拡幅整備と合わせ、国道4号平泉バイパスの安全安心な交通確保を図る整備を国に要望しました。さらに岩手県に対しては、見通しの悪い急カーブや幅員の狭小等により、近年交通事故が多発している区間の早期解消について要望してきました。

環境と人にやさしい道路空間づくりとして、観光ルートと連動した歩行区間であるウォーキングトレイル*の活用を進めています。

誰もが安全で快適に移動できる道路環境づくりを推進していくため、道路及び橋梁等の計画的な点検と修繕による適切な維持管理に努めながら、道路の利用実態に応じた効果的な整備を進めていくことが求められています。

2 課 題

- 広域的な幹線道路から身近な生活道路に至る、町内道路網の計画的な整備
- 環境と人にやさしい道路空間づくり
- 国道、県道等の要望箇所の早期実現

3 基本方針

- 主要幹線道路及び生活道路等の計画的な道路整備を推進します。
- 安全・安心な道路利用に向け、適正な維持管理に努めます。

4 主要施策(主な取り組み)

(1)町道等の整備

町民の暮らしの利便性や安全性の向上のため、要望路線を生活道路整備評価により優先順位を定め、計画的な道路整備を推進します。

また、道路環境を維持するため、町道等の草刈りや除雪作業等、適切な維持管理に努めます。

(2)安全でやさしい道路環境の整備

舗装道路の効率的な維持管理と橋梁の修繕コストの縮減、さらに長寿命化を図るため、道路舗装及び橋梁修繕を計画的に進めます。

また、道路を安心・安全な利用に資する道路環境の適正な維持管理を行います。

5 目標指標

指 標	単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
町道改良率(全路線)	%	76.8	78.0
町道舗装率(全路線)	%	63.1	65.0
早期措置及び緊急措置を要する橋梁数 (判定区分Ⅲ以上)	橋	0	0

6 関連する分野別計画

平泉町町道舗装個別施設計画
平泉町社会資本総合整備計画
平泉町橋梁長寿命化修繕計画
平泉町都市計画マスタープラン*

7 関連する SDGs のゴールと町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)



- ▶ 道路清掃や草刈り等を行い、良好な道路環境の維持に取り組みましょう。
- ▶ 道路の補修が必要な箇所を発見した場合は、速やかに町に報告しましょう。

基本目標5 環境と調和した快適で美しいまち

基本施策 Ⅰ 上下水道の整備

1 現 状

本町の水道事業については、区域の拡張事業が終わり、本格的な維持管理の時代となっています。管路と施設の更新には多額の費用と時間を要するため、更新の優先順位を決定し、漏水防止対策とともに重点事業として効率的かつ効果的な実施が求められています。

また、平泉上水道の水源は渇水時期に取水量が不安定になるため、水を安定的に供給するため、年間を通じ一定の量と質を確保できる新たな水源が必要になります。

下水道については、町民の健康で快適な居住環境づくりや公共用水域の水質保全等の多面的な機能を持ち、町民の暮らしに大きな役割を果たすことから、今後さらに接続率の向上を促進していく必要があります。

2 課 題

- 水道施設の計画的な更新と災害対策の実施
- 給水人口の減少に伴う料金収入の減少による財源の確保
- 水需要に応じた新たな水源の確保
- 下水道への接続促進

3 基本方針

- 水道施設の更新・耐震化を進め、適切な維持管理を行います。
- 水道事業の健全な運営に必要な収益の確保と経営基盤の強化を図ります。
- 平泉上水道に係る水源確保策について検討します。
- 下水道等の意義や必要性を啓発し、接続を促進します。

4 主要施策(主な取り組み)

(1)水道事業の健全な運営

給水人口の減少に伴う使用水量の減少と、今後の更新需要の増大に備え、適正な水道料金の設定によって水道事業の健全な運営に努めるとともに、「水道事業基本計画」に基づいた長期財政計画により、安定して持続する水道事業を目指します。

(2)計画的な水道施設の整備

老朽化した施設と管路の更新を継続しながら耐震化を図り、安全・安心かつ安定した水の供給に努め、「水道事業基本計画」に基づき計画的・効果的な更新を図っていきます。

また、管路の更新と鉛製給水管の更新により有収率*の向上を図ります。

平泉上水道の水源について、水需要や水処理施設を考慮し、更新又は開発について検討します。

(3)水洗化の普及促進

水環境保全に関する広報、普及啓発活動や補助等を通じて、公共下水道への接続と合併処理浄化槽*設備の整備促進に努めます。

(4) 下水道事業の健全運営

公共下水道及び農業集落排水施設の適正な維持管理を図るとともに、事務事業の効率化や経費の節減などを進め、受益者負担の適正化の観点から、事業運営に必要な使用料水準への改定を検討し、下水道事業の健全な運営に努めます。

5 目標指標

指 標	単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
有収率*(上水道、簡易水道)	%	78.1	80.0
鉛製給水管残存数	箇所	79	0
水洗化率(公共下水道、農業集落排水事業*)	%	84.6	91.5
合併処理浄化槽*設置数	基	431	510

6 関連する分野別計画

平泉町上水道事業基本計画
平泉町簡易水道事業基本計画
鉛製給水管更新計画
磐井川流域関連平泉町公共下水道全体計画
磐井川流域関連平泉町公共下水道事業計画
平泉町生活排水処理基本計画
戸河内辺地総合整備計画

7 関連する SDGs のゴールと町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)



- ▶ 水の無駄使いをしないようにしましょう。
- ▶ 安定した水の供給が維持できるよう、水道料金を適切に納付しましょう。
- ▶ 生活排水等による水質汚濁に留意し、水源と水質の保全に努めましょう。

基本目標5 環境と調和した快適で美しいまち

基本施策 2 住宅地・市街地・公園の整備

1 現 状

本町は、少子高齢化の急速な進行や若年層の流出などにより人口減少が続いています。これまで、定住を促進するにあたり、町営住宅の管理や宅地の整備、空き家バンクの実施によって住まいの量的な確保を行ってきましたが、町民の生活に身近な交流や憩いの場、子どもの遊び場としての公園の整備は十分とは言えず、子育て世代の多くが町外の公園を利用している状況です。

このように、住宅を取り巻く環境は、家族構成の変化や生活スタイル、居住ニーズの多様化などによって大きく変化していることから、平泉スマートインターチェンジ*周辺の土地活用も見据えながら、新たな住宅地や生活に身近な公園・緑地を整備し、多世代に魅力的な住環境づくりを推進していく必要があります。

2 課 題

- 市街地整備や住宅建設の促進等を通じた新たな住宅地の形成
- 町営住宅の適正な維持管理と有効活用
- 平泉スマートインターチェンジ*周辺の土地利用の具体化
- 子どもたちが安心して利用できる公園・緑地の整備

3 基本方針

- 魅力的かつ快適な住環境を整備し、定住人口の増加に努めます。
- 町営住宅を適正に維持管理し、ニーズに合った有効活用を図ります。
- 町民のニーズに合った公園・緑地の整備を推進します。

4 主要施策(主な取り組み)

(1)総合的な住環境の整備

町民の快適な住環境を守るため、都市計画区域内の無秩序な開発の防止を図り、計画的な土地利用を推進します。

また、地域の実情を踏まえながら、適正な時期に必要な応じた見直しを行い、生活水準の向上に努めます。

(2)住宅建設の促進

遊休町有地の分譲宅地の販売、民間開発の誘導による宅地整備や住宅建築を促進し、土地の有効活用と合わせて移住・定住のための住宅及び宅地の供給促進を図ります。

(3)町営住宅の適正管理

町営高田前団地の水洗化を推進するとともに、「平泉町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、適切な住宅管理に取り組みます。

また、地域の活性化と町営住宅ストックの有効活用を図るため、「平泉お試し居住体験事業」や「町営住宅活用促進事業」などを引き続き取り組んでいきます。

老朽化している町営住宅については、用途廃止に向け集約を進めていきます。

(4)平泉スマートインターチェンジ*周辺の土地活用

平泉スマートインターチェンジ*の周辺の土地を活用し、官民の連携によって商業施設等を集積し、本町の新たな魅力の創出と活力ある産業振興を目指します。

(5)公園・緑地の整備

町民の生活に身近な交流や憩いの場、子どもの遊び場としての公園の整備を検討します。

また、北上川の平泉地区水辺プラザの親水広場や多目的広場としての活用方法を検討するとともに、地内の町民農園については自主的な維持管理を支援します。

5 目標指標

指 標	単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
平泉お試し居住体験事業利用者数(累計)	人	2	8
町営高田前団地の水洗化率	%	80	100
平泉スマートインターチェンジ*周辺の 開発計画エリアにおける整備率	%	0	50
公園の整備数	箇所	0	1

6 関連する分野別計画

平泉町都市計画マスタープラン*
平泉町公営住宅等長寿命化計画
平泉町公共施設等総合管理計画

7 関連する SDGs のゴールと町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)



- ▶ 自然や街並みに配慮した土地利用に努めましょう。
- ▶ 公園が整備された際は、積極的に利用するとともに、行政と連携して維持管理に努めましょう。
- ▶ 町営住宅の適切な利用に努めましょう。
- ▶ 住宅の耐震化や定期的な補修を行い、長く住み続けられる環境をつくりましょう。

基本目標5 環境と調和した快適で美しいまち

基本施策 3 地域公共交通の充実

1 現 状

本町では、人口減少や自家用車の普及によって公共交通の利用者は減少していますが、高齢者や子ども等の交通弱者*の通院や買い物、通学時の交通手段として重要な役割を担っていることから、交通事業者との連携を図りながら運行を維持するとともに、町独自で「平泉コミュニティバス」を運行し、町内の交通空白地域の解消を図ってきました。

一方で、町外から訪れる観光客が利用する二次交通は十分とは言えない状況であることから、令和7年3月に策定した「平泉町地域公共交通計画」に基づき、引き続き、地域における公共交通の維持と町民及び観光客等の利便性向上に資する、持続可能で効果的な公共交通体系を構築することが求められています。

2 課 題

- 公共交通の利用促進に向けた利用環境の整備
- 交流人口や観光客の増加に向けたサービスの提供
- 町民の不安解消に向けた移動手段の確保
- 持続可能な公共交通の構築に向けた施策の展開

3 基本方針

- 乗り継ぎや待ち時間など、公共交通を利用する際に感じる負担を和らげ、より便利で利用したいと思える公共交通を目指します。
- 多様な移動サービスや徒歩を組み合わせながら、ゆったりと観光やまちあるきができ、やすらぎを感じながら利用できる満足度の高い公共交通を目指します。
- 自動車を運転しない高齢者、子どもたちなど、誰もが日常的に利用できる交通手段を確保し、いつまでも安全・安心な暮らしを支え続ける公共交通を目指します。
- 身近な公共交通に愛着を持ち、行政や交通事業者のみならず、町民や企業、学校などが連携して、守り・育てる公共交通を目指します。

4 主要施策(主な取り組み)

(1)利用ニーズに応じた運行サービスの提供

公共交通による移動に目的を見出せるよう、利用ニーズに応じた運行ルートや時間帯等の変更について検討します。

(2)デジタル技術を用いたサービスの活用

交通系ICカードの普及推進を図り、JR平泉駅を起点とした利用エリア拡大のほか、新たなデジタル技術の活用を図ります。

(3)モビリティマネジメント*の推進

公共交通の乗り方教室や出前講座などのモビリティ・マネジメント*を実施し、身近な移動手段として公共交通利用を選択してもらえるよう、町民全体の公共交通を守り育てる意識を育みます。

5 目標指標

指 標	単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
路線バスの年間利用者数	人	104,130	104,130
交通系 IC カード等の普及 km 数	km	21	104
モビリティ・マネジメント*の実施回数	回	-	5

6 関連する分野別計画

平泉町地域公共交通計画

7 関連する SDGs のゴールと町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)



- ▶ 地域公共交通の役割について理解し、積極的に利用しましょう。
- ▶ 普段の買い物などに公共交通を利用してみましょう。
- ▶ 公共交通を利用する際は、乗車マナーを守りましょう。

基本目標5 環境と調和した快適で美しいまち

基本施策 4 環境保全の推進

1 現 状

本町は、中尊寺や毛越寺をはじめとする多くの歴史的文化遺産とともに豊かな自然環境を有しており、町全体で未来に向けた環境保全の取り組みを推進しています。加えて、近年の気候変動の影響により夏季の高温化が進行していることから、町民の健康を守るため、更なる熱中症予防対策に取り組んでいく必要があります。

地域の生態系や農業への影響が懸念される特定外来生物対策については、外来種の早期発見、在来種保全の取り組み、町民への情報提供・啓発活動を強化し、関係機関との連携によって持続可能な生物多様性の保全が求められています。

ごみ処理については、一関地区広域行政*組合において広域的に収集と処理を行っており、本町では広報・啓発活動によるごみの減量化や分別排出を推進し、町民や企業、団体等が主体となって適正処理やリサイクルに努めながら、町内の環境美化活動にも積極的に取り組んでいます。

また、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる豊かな環境を保持するため、新エネルギー*の積極的な導入や町民の環境意識の向上など、あらゆる主体が協働して環境負荷の少ない循環型社会*の構築を目指していくことが求められています。

さらに、福島第一原発事故による放射能影響については、引き続き町民の安全・安心を確保するため、放射線量の定期的な測定等、適切な放射線対策を継続していく必要があります。

2 課 題

- 町民や企業等の環境意識の向上
- 集団回収活動の活性化
- 新たなエネルギー活用の促進
- 広域のごみ処理体制の充実

3 基本方針

- 5R運動*の促進によって廃棄物の発生を抑制し、循環型社会*の構築を推進します。
- 自然環境を守るため、公害が発生しないよう事前監視や対策を行います。
- クールビズ*等を推進し、温室効果ガス*排出の抑制に努めます。
- 新エネルギー*の普及と活用を推進します。
- 町内の放射線量を定期的に測定し、結果を公表します。

4 主要施策(主な取り組み)

(1) 廃棄物処理対策の充実

広報・啓発活動によって分別排出の徹底を図るとともに、ごみの排出動向や関連法等に即した分別収集体制、町民との協働によるごみ集積所の管理、一関地区広域行政*組合との連携による廃棄物の収集運搬・処理・最終処分体制、リサイクル体制の充実に努めます。

また、集団回収に取り組みやすい体制を整備し、実施回数の増加を図りながら、ごみの減量、分別の促進及びリサイクル率の向上に努めます。

(2) 公害防止対策の推進

河川の水質汚濁をはじめ、騒音・悪臭・振動等の公害発生時は関係機関と連携して適切に対応し、広報・啓発活動を通じて町民、企業等の協力のもと、未然防止に努めます。

また、町民との協働により、不法投棄の防止に努めるとともに、監視体制の強化を図ります。

(3)地球温暖化対策*の推進

広報・啓発活動を通じて温室効果ガス*等の排出の抑制を図るとともに、ひらいずみ地球温暖化対策*協議会との連携により、町民・企業・行政等が協力して地球温暖化防止に向けた実践活動を推進します。

熱中症予防対策として、暑さ指数*(WBGT)に基づいた注意喚起の強化、クーリングシェールター*の設置等に取り組みます。

(4)環境負荷の少ないエネルギー施策の推進

公共施設や公用車等において新エネルギー*等を率先して導入するとともに、家庭や企業等に対しては設備等の設置を支援し、新エネルギー*等の導入を促進することによって、環境に配慮したまちづくりを推進します。中でも、住宅用太陽光発電・蓄電池の普及は脱炭素社会の実現に向けた重要な柱と位置付け、設置費用の補助を強化するなど、積極的な支援を行い、町民一人ひとりの取り組みを後押しします。

(5)循環型社会*の形成

町民や企業の自主的な5R運動*による、ごみの発生抑制及び分別再資源化を促進するとともに、地域が一体となって環境美化活動に取り組むことによって町内の環境保全に努めます。

また、行政では環境負荷の少ない資材やサービスの活用を図り、環境負荷の低減に努めながら、環境教育活動等を通じて持続的な循環型社会*の形成を推進します。

(6)適切な放射線対策の実施

定期的に放射線量を測定し、町民の安全・安心の確保に努めるとともに、国・県等の関係機関と連携して適切な放射線対策を推進します。

また、原子力損害賠償紛争解決センター等の関係機関と連携し、引き続き東京電力に対して放射線対策事業に係る損害賠償請求を行います。

5 目標指標

指 標	単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
1日1人当たりの生活系ごみ排出量	g	562	500
一般廃棄物*リサイクル率	%	11.7	25
集団回収の実施回数	回	1	20
不法投棄発生箇所数	箇所	2	1

6 関連する分野別計画

平泉町環境基本計画

平泉町分別収集計画

平泉町地球温暖化対策*実行計画

平泉町循環型社会*形成推進地域計画

7 関連するSDGsのゴールと町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)



- ▶ ごみの分別や収集に協力しましょう。
- ▶ エコバッグ*の使用など、ごみの抑制とリサイクルを心がけましょう。
- ▶ 清掃活動や草刈り活動などの地域の環境美化活動に積極的に参加しましょう。
- ▶ 環境保全に関する学習会に参加し、環境に対する意識を高めましょう。
- ▶ 二酸化炭素や温室効果ガス*の排出削減を行いましょう。

基本目標5 環境と調和した快適で美しいまち

基本施策 5 空き家対策の推進

1 現 状

本町では、地域における人口及び世帯数の減少や既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、使用されていない住宅や建築物が年々増加しています。この状況から、令和4年度に空家等実態調査を行い、「平泉町空家等対策計画」を策定し、実態に合わせた空き家等対策を推進しています。

空き家の適切な管理が行われていない結果として、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことから、利活用を含めた早急な対策の実施が求められています。

2 課 題

- 防災、防犯、安全の確保
- 周辺地域の生活環境、景観の保全
- 所有者への啓発と相談体制の充実
- 地域活性化や移住・定住促進につながる利活用の推進
- 修繕や解体費用負担の問題

3 基本方針

- 空き家所有者に適切な管理を促し、地域の生活環境と景観を守ります。
- 空き家・空き地ポータルサイト*による空き家等の活用を支援します。

4 主要施策(主な取り組み)

(1)空き家等の実態把握と適正な管理の推進

定期的な実態調査により空き家等の実態を把握するとともに、防災・防犯・安全の確保の観点から、衛生上著しく有害であるものや倒壊の危険性のある空き家等について、所有者による適正管理の促進に努めます。

(2)空き家等の予防対策

広報紙やホームページへの情報掲載等を通じ、普及啓発に努めるとともに、ワンストップ相談窓口を設置し、所有者等が安心して相談できる体制を整備し、空き家等予防対策の円滑化を図ります。

(3)空き家等の活用促進

空き家等の有効活用の促進及び移住・定住人口の増加に向けた支援として、ポータルサイトの活用や空き家・空き地バンク*事業の推進により、空き家の活用に努めます。

また、空き家に関するセミナー等での相談受付や制度チラシの送付・周知を通じて、空き家所有者等に対する空き家の利活用の普及啓発に努めます。

5 目標指標

指 標	単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
特定空家*数	戸	0	0
空き家・空き地バンク*登録件数(累計)	件	10	20

6 関連する分野別計画

平泉町空家等対策計画

7 関連する SDGs のゴールと町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)



- ▶ 空き家となる場合は、町に事前に相談し、適切に管理しましょう。
- ▶ 空き家の有効活用に積極的に協力しましょう。

基本目標5 環境と調和した快適で美しいまち

基本施策 6 情報環境の充実

1 現 状

近年の高度情報化の急速な進展に伴い、インターネットに加え、携帯電話網等によるモバイルICT*利用の増加などによって、情報通信基盤の確保は経済活動や町民の生活に欠かせないものとなっています。本町では、戸河内地区の光ファイバー*敷設工事が完了し、町内の普及率が100%に達したことを踏まえ、行政サービスの一層の向上と行政運営の高度化・効率化に向け、デジタル化・ネットワーク化を基盤とする地域情報化を積極的に推進する必要があります。

また、全国的な行政サービスのオンライン化が進む中、その提供手段としてICT*が担う役割の重要性が増していることから、情報資産の適切な管理や個人情報流出防止を図るため、本町においても行政サービス提供手段の多様化に対応するため、マイナンバーカード*を利用した住民票等のコンビニ交付サービスの体制整備を行っており、引き続き業務システムの適正化と情報セキュリティ*対策の強化への取組が求められています。

2 課 題

- 情報セキュリティ*対策のさらなる強化
- 個人情報に配慮した情報公開制度の運用
- 行政サービス提供手段の多様化への対応
- マイナンバー制度*の理解とマイナンバーカード*活用の促進

3 基本方針

- 高度情報化社会に対応したまちづくりを推進し、町民の生活の利便性向上に努めます。
- 個人情報保護の対策を強化し、職員のセキュリティ意識の醸成を図ります。

4 主要施策(主な取り組み)

(1)地域 DX の推進

デジタル技術を活用して地域課題を解決することで、町民の日常生活の利便性向上や地域産業の活性化を促進し、持続可能な社会基盤の構築に努めます。

(2)情報セキュリティ*対策の強化

職員の個人情報の取扱いに関する意識を高め、適正かつ厳正な運用を図るとともに、個人情報の流出を防止するため、情報セキュリティ*対策のさらなる強化に努めます。

(3)開かれた町政の推進

情報公開制度の適正かつ円滑な運営によって、公正で透明な開かれた町政を推進します。

また、本町が保有するデータのオープンデータ*化を推進し、データの活用によって、行政の効率化や町民及び企業等との協働による地域活性化につなげます。

(4)公共サービスにおけるICT*利活用の推進

公共サービスにおけるデジタル技術とAIの戦略的な活用を推進し、町民一人ひとりの暮らし、仕事、学びにおける利便性と質の向上を図るとともに、地域課題の解決と誰一人取り残さないデジタル社会の実

現に取り組めます。

また、ICT*の導入によって、業務の効率化と職員の負担軽減を図ります。

(5)マイナンバー制度*の普及促進

マイナンバーカード*やマイナポータル*を利用することによって、自治体間の情報連携と行政手続きの簡素化による行政サービスの効率化と利便性の向上が図られることから、引き続きマイナンバー制度*の普及啓発に努めます。

5 目標指標

指 標	単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
情報セキュリティ*に関する会議・研修会の開催 (職員向け)	回	4	5
オープンデータ*の掲載数	件	6	20
ICT*を活用した行政サービスの実施数	件	14	20
住民票等のコンビニ交付利用率	%	18	20

6 関連する分野別計画

なし

7 関連する SDGs のゴールと町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)



- ▶ ICT*やAIなどの新しい情報技術を学び、生活の中で活用しましょう。
- ▶ 個人情報の保護など、情報に関する正しい知識を身につけましょう。
- ▶ 積極的に町の情報を収集し、町政への関心を高めましょう。
- ▶ マイナンバーカード*を取得し、生活の利便性を向上させましょう。

基本目標6 歴史と文化を継承し、交流と創造が花開くまち

基本施策 Ⅰ 世界文化遺産の保存と活用

1 現 状

本町は、中尊寺や毛越寺に代表される世界文化遺産をはじめとして、貴重な歴史文化遺産が数多く残されており、調査・保存に取り組みながら世界遺産*を活かしたまちづくりを推進しています。

世界遺産*の拡張登録は、柳之御所遺跡を追加する資産候補として、拡張登録にむけた作業を進めています。また、世界遺産*の構成資産と関連資産を「ひらいずみ遺産」として新たに位置づけ、連携した普及啓発を図ることを目的に「いわて平泉歴史文化観光地域計画」を策定し、各資産の魅力の増進及び連携強化のための事業を展開しています。

史跡の整備では、無量光院跡の池跡の復元整備が完了し、池周辺の復元整備や便益施設の整備などを計画的に推進しています。

平泉文化遺産センターでは、幅広い年齢に対応した学習機会の創出、国内外から訪れる幅広い来訪者の受入れにも対応し、平泉の歴史文化を伝える拠点施設として、県立平泉世界遺産*ガイダンスセンターと連携しながら情報発信を行っています。

今後も「世界遺産*のまち」の責務として、「平泉の文化遺産」を未来に継承していく取り組みを推進するとともに、全容が明らかになっていない史跡地の調査や調査成果に基づく史跡公園等の整備・修復をしていくことによって新たな魅力を発信していく取り組みが求められています。

2 課 題

- 世界遺産*登録 15 周年を契機とした「平泉の文化遺産」の本質的な価値の再発信
- 県立平泉世界遺産*ガイダンスセンターとの連携
- 平泉文化遺産センターの老朽化に伴う施設の補修や機器の更新
- 最新技術等を活用した来訪者に分かりやすい復元整備の推進
- 保存活用計画の策定と計画的な発掘調査の実施
- 世界遺産*拡張登録に向けた関係機関との連携
- インバウンド*に対応した多言語化による情報発信や展示内容の理解促進の工夫

3 基本方針

- 文化遺産や史跡の適切な整備、維持管理及び活用を推進します。
- 文化遺産の保存に対して、町民からの理解が得られるよう、情報提供及び幅広い年代への学習機会を創出します。

4 主要施策(主な取り組み)

(1)平泉の文化遺産の調査・保全

「平泉の文化遺産」の適切な保護に取り組むとともに、全容が明らかになっていない浄土庭園の発掘調査を推進し、適切な保護を図りながら復元整備を行い、その価値の伝達に努めます。

また、柳之御所遺跡及び達谷窟の世界遺産*への追加登録に向けた調査研究を関係機関と連携しながら推進します。

(2)平泉の文化遺産の理念の普及

町内外の人々が平泉の歴史文化を感じ、学習する場として、平泉文化遺産センターのさらなる充実を図

るとともに、県立平泉世界遺産*ガイダンスセンターをはじめとする関係施設と連携し、平泉の文化遺産の理念とその価値に触れる機会の創出に努めます。

(3) 史跡地の調査・整備、史跡公園の整備・活用

全容が分かっていない文化遺産の調査研究を進め、成果の公表と価値の伝達に取り組みます。

無量光院跡については、調査成果を反映し、かつVR*等の復元映像を活用することによって、双方の相乗効果による来訪者に分かりやすい整備を推進します。

観自在王院跡については、整備完了から40年が経過していることから、将来の再修復時における史跡情報の取得を目的とした内容確認調査を実施し、修復計画に反映させます。

5 目標指標

指 標	単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
世界文化遺産構成資産に関する調査報告書等の刊行数(累計)	冊	16	28
文化遺産センター入館者数(累計)	人	635,899	850,000
企画展の実施及び展示品の更新(累計)	回	16	33
史跡公園の整備数	箇所	3	4

6 関連する分野別計画

平泉の文化遺産 包括的保存管理計画

いわて平泉歴史文化観光地域計画

特別史跡無量光院跡整備実施計画

名勝旧観自在王院庭園整備計画

国指定名勝おくのほそ道の風景地「金鶏山・高館・さくら山」保存活用計画

7 関連する SDGs のゴールと町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)



- ▶ 平泉の文化遺産について学び、保全に協力するとともに、その魅力をPRしましょう。
- ▶ 一人ひとりが平泉のガイドであるという気持ちをもって、平泉の文化遺産への理解を深めましょう。
- ▶ 「世界遺産*のまち」で暮らしていることに誇りを持ち続けましょう。

基本目標6 歴史と文化を継承し、交流と創造が花開くまち

基本施策 2 文化財の調査研究の推進

1 現 状

中尊寺や毛越寺に代表される「平泉の文化遺産」の裾野には数多くの有形・無形文化財及び埋蔵文化財が残されており、これらの文化財は平泉の歴史を語る上で欠かせないものです。奥州藤原氏によって繁栄した12世紀のものだけでなく、縄文時代から現在までの歴史を知り、その証でもある文化財は、平泉の歴史を重層的で厚みのあるものにするためにも必要不可欠です。

未指定の文化財を含めた調査研究を継続的に実施し保全に努めながら、平泉の新たな魅力として活用するとともに、更なる情報発信を行い、町民が文化財を通して地域を知り、歴史を学ぶことで郷土への愛着と誇りが育まれることが望まれます。

2 課 題

- 地域における未指定文化財の実態把握
- 埋蔵文化財包蔵地*の周知
- 個人が所有する文化財の調査・保全
- 町民への文化財愛護の啓発

3 基本方針

- 未指定を含む文化財の調査研究を継続的に実施し、新たな平泉の魅力として発信します。
- 有形・無形文化財及び埋蔵文化財の適正な保護に努めます。
- 地域に即した保全・活用及び情報発信を推進し、文化財に対する町民の理解を促進します。
- 発掘調査の成果を還元するため、現地説明会や発掘調査報告会の実施に努めます。

4 主要施策(主な取り組み)

(1)有形・無形文化財の調査研究と保全

「平泉の文化遺産」の裾野に広がる建造物や石碑、天然記念物などの文化財を町民の財産として将来にわたって継承していくため、専門家の指導を得ながら適正な調査を実施します。

また、個人が所有する文化財については、その所有者に対して保全に必要な支援を行います。

(2)埋蔵文化財の保護

遺跡分布図等によって埋蔵文化財包蔵地*を周知啓発するとともに、開発行為等に際しては事前協議を行い、必要に応じて立会調査による指導及び発掘調査等を適切に実施し、埋蔵文化財の保護を図ります。

(3)文化財の情報発信

現地説明会等による調査成果の公表や発掘出土品を展示公開等の情報発信を強化し、町民の理解を深めるとともに、発掘体験学習やウォーキング等を通じて遺跡・史跡に親しむ機会を提供し、文化財に対する愛護の心を育みます。

5 目標指標

指 標	単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
未指定文化財の調査件数(累計)	件	3	10
調査報告書等の刊行数(累計)	冊	106	117
体験講座の開催数(累計)	回	-	10
町内遺跡発掘調査報告会・発掘調査現地説明会の 参加者数	人	95	140
住宅用事業者向け説明会の開催数	回	-	5

6 関連する分野別計画

国指定名勝おくのほそ道の風景地「金鷄山・高館・さくら山」保存活用計画

7 関連する SDGs のゴールと町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)



- ▶ 現地説明会やイベント等を通じて文化財に親しみましょう。
- ▶ 郷土の歴史文化に関心を持ち、地域にある文化財を知りましょう。
- ▶ 文化財の保存と活用、埋蔵文化財の発掘に協力しましょう。

基本目標6 歴史と文化を継承し、交流と創造が花開くまち

基本施策 3 芸術・文化の振興

1 現 状

本町では、町民や地域を主体とした芸術文化団体の活動によって、地域の歴史に根差した個性豊かな芸術文化が育まれ、その活動を通じた交流がまちづくりの活力となってきました。

先人たちがそれぞれの地域で守り伝えてきた伝統を次世代に継承し、芸術文化活動を持続的に発展させていく取り組みとして、田頭譚念仏の継承に向けた後継者育成のため、長島小での出前授業や、小中学生を対象とした体験講座を開催しています。

芸術文化活動を持続的に発展させていくためには、担い手となる人材の育成が急務となっていることから、その支援活動や、多くの町民が芸術文化や伝統に身近に触れられる環境づくりを推進するとともに、その魅力を積極的に発信していく取り組みが求められています。

2 課 題

- 芸術や伝統文化に身近に触れることのできる環境づくり
- 地域における伝統芸能等の実態把握
- 町指定文化財への適切な支援
- 各団体の情報や活動状況の発信と人材の確保支援
- 団体や指導者の育成支援と後継者不足により活動が休止している団体への活動支援

3 基本方針

- 町民や団体による主体的な芸術文化活動を支援します。
- 指導者の育成や伝統文化の保存と継承を支援するとともに、発表と鑑賞の機会の提供を行います。
- 様々な人が自らの興味や関心に応じて、芸術文化や伝統に親しむことができる環境づくりに努めます。

4 主要施策(主な取り組み)

(1)地域の伝統文化の保存と継承

地域に伝承される郷土芸能の後継者育成と伝統文化の継承のためには、町民の理解が不可欠であることから、継承機会の創出を目的とした郷土芸能体験講座や出前授業による後継者育成を図るとともに、発表と鑑賞機会の充実に努めます。

また、各団体の活動を後押しするため、町指定文化財補助金の活用を促進します。

(2)芸術文化に触れることができる環境づくり

優れた芸術文化に触れる機会の充実に図るとともに、各団体の主体的な取組を支援します。

また、芸術文化団体と連携し、芸術文化祭をはじめとする自己の取り組みを発表する機会の確保に努めます。

(3)芸術文化団体と担い手の育成

伝統芸能の指導者と後継者の確保と育成を図り、芸術文化団体の活動継続を支援するとともに、町民の自主的な芸術文化活動の一層の活発化を促進し、担い手となる人材づくりを支援します。

また、活動休止団体への活動再開に向けた協議や支援に努めます。

5 目標指標

指 標	単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
芸術文化発表事業参加者数(累計)	人	1,652	4,000
町指定文化財補助金対象事業実施件数(累計)	件	7	12
郷土芸能体験講座の実施件数(累計)	件	9	15

6 関連する分野別計画

なし

7 関連する SDGs のゴールと町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)



- ▶ 芸術や伝統文化の活動に関わり、親しむ生活を送りましょう。
- ▶ 取り組んだ成果は発表し、芸術・伝統文化で得られた感性を大切にしましょう。

基本目標6 歴史と文化を継承し、交流と創造が花開くまち

基本施策 4 景観の保全・整備

1 現 状

本町には、世界文化遺産に登録された「平泉の文化遺産」などの歴史文化的景観のほか、山々や河川などの自然、適切に管理された農村など、豊富な景観資源を有しています。これらの景観は、町の財産として今後も守り続けるとともに、後世に残さなければならないものです。

このため、「平泉町の自然と歴史を生かしたまちづくり条例」、「平泉町景観計画」等に基づき、貴重な景観に配慮した整備を町民、地域及び企業等との協働で推進していくため、景観保全点検と景観形成を促進するための普及啓発活動を実施し、景観づくりの理念を理解・共有することによって、平泉の歴史と調和した美しい景観形成に向けて、町全体が一体となって取り組んでいく必要があります。

2 課 題

- 景観の保全と町民生活、事業活動との共生
- 町民、地域及び企業等の景観意識の向上
- 景観意識を醸成する活動の実施

3 基本方針

- 本町特有の歴史文化資源と自然が調和した美しい景観の整備を推進します。
- 景観形成のための普及啓発活動を積極的に推進し、町民や企業等との共通理解を深めます。

4 主要施策(主な取り組み)

(1)美しい景観づくりの推進

世界文化遺産である「平泉の文化遺産」などの歴史文化的景観と自然、農村等の豊富な景観資源を守るため、景観に関する条例に基づき、建築物、工作物及び広告物等を適正に規制・誘導します。

「平泉町景観計画」は、平成27年の計画の改定から10年が経過し、時代の変化に即した見直しを適宜実施します。

町民の日常生活や企業等の事業活動との共生は、景観を形成するための重要な要素であることから、専門家の意見を活用しながら、町民、地域及び企業等とともに「世界遺産*のまち」にふさわしい景観形成を推進するための支援を行います。

(2)景観意識の醸成

町民、地域及び企業等との協働による「世界遺産*のまち」にふさわしい景観づくりをさらに推進していくため、多様な普及啓発の取り組みによって関心を高めながら、景観に対する理念の共有と意識の向上に努め、自発的な景観形成活動を促進します。

5 目標指標

指 標	単位	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
景観普及啓発活動回数	回	2	3
景観阻害要因撤去数(累計)	件	5	10
住宅用事業者向け説明会の開催数	回	-	5

6 関連する分野別計画

平泉町景観計画

7 関連する SDGs のゴールと町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)



- ▶ 景観形成の取り組みに関心を持ち、理解を深めましょう。
- ▶ 家屋や庭先の個人空間を綺麗に保ち、道路等の公共空間の美化活動に参加しましょう。
- ▶ 建築物等については、周辺と調和のとれたデザイン・色彩の設定に努めましょう。

資料編

◇策定経過

令和7年度平泉町総合計画審議会開催経過(計画策定)

年月日	会議名	主な審議事項
令和7年9月26日	第1回総合計画審議会	(1)令和7年度政策評価結果について (2)令和7年度地方創生推進事業について (3)第6次平泉町総合計画後期基本計画の策定について
10月30日	第2回総合計画審議会	(1)第6次平泉町総合計画第6期実施計画(令和8~10年度)(案)について (2)第6次平泉町総合計画後期基本計画について (3)平泉町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び平泉町人口ビジョンの改訂について
12月16日	第3回総合計画審議会	(1)第6次平泉町総合計画後期基本計画について
令和8年1月19日	第4回総合計画審議会	(1)第6次平泉町総合計画後期基本計画(案)について(諮問) (2)平泉町まち・ひと・しごと創生総合戦略2026及び平泉町人口ビジョン2026について)
2月19日	第5回総合計画審議会	(1)第6次平泉町総合計画後期基本計画(案)について(答申) (2)平泉町まち・ひと・しごと創生総合戦略2026(案)及び平泉町人口ビジョン2026(案)について
3月23日	第6回総合計画審議会	(1)第6次平泉町総合計画第6期実施計画(令和8~10年度)(案)について (2)平泉町まち・ひと・しごと創生総合戦略2026及び平泉町人口ビジョン2026について (3)地方創生推進事業について

◇ 諮問・答申

諮問

平 ま 第 210 号
令 和 8年1月19日

平泉町総合計画審議会
会 長 齋 藤 清 壽 様

平泉町長 青 木 幸 保



第6次平泉町総合計画後期基本計画（案）について（諮問）

今後5年間の新たな本町のまちづくりの基本方向を明らかにし、計画的かつ持続的な行財政運営を目指していくための指針となる第6次平泉町総合計画後期基本計画（案）について、平泉町総合計画審議会条例第2条第1号の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和 8年 2月19日

平泉町長 青木 幸保 様

平泉町総合計画審議会
会長 齋藤 清 壽



第6次平泉町総合計画後期基本計画（案）について（答申）

令和8年1月19日付け平ま第210号で本審議会に諮問がありました第6次平泉町総合計画後期基本計画（案）について、慎重に審議した結果、別添計画原案が今後の本町の行政指針として適切である旨答申します。

なお、総合計画の着実な推進が図られるよう、下記事項に十分に配慮して取り組まれるよう要望します。

記

町の将来像である「輝きつむぐ理想郷ーいにしへの歴史と希望ある未来、そして人を育むまちー」の実現に向けて、町全体が一つとなって取り組んでいくため、町民からの意見及び提言を踏まえながら施策や事業を実施すること。

また、総合計画の進捗管理及び評価については、町民が継続的に関心を持つことができるように広く周知を図ること。

◇平泉町総合計画審議会

平泉町総合計画審議会委員名簿

任期:令和7(2025)年4月1日～令和9(2027)年3月31日

委員区分	所属・役職	氏名	備考
(第1号) 町の執行機関である 委員会の委員	平泉町教育委員会 委員	千葉義信	
	平泉町農業委員会 委員	千葉三智枝	
(第2号) 公共的団体等の役員 及び職員	いわて平泉農業協同組合 代表理事組合長	佐藤一則	
	平泉商工会 副会長	千葉直樹	
	平泉町社会福祉協議会 事務局長	石津博子	
	(一社)平泉観光協会 会長	千葉力男	副会長
	平泉町地域婦人団体協議会 副会長	小松代玲子	
(第3号) 知識経験を有する者	一般 (前平泉町副町長)	齋藤清壽	会長
	一般	石川圭	
	一般	千葉和宏	

平泉町総合計画審議会条例

昭和 51 年 10 月 5 日

条例第 21 号

(設置)

第1条 平泉町総合計画(以下「総合計画」という。)の策定及び推進に関する重要事項について審議するため、町長の諮問機関として平泉町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌)

第2条 審議会は、諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) 総合計画に基づく施策等の取組状況及び成果の検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める重要事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町の執行機関である委員会の委員 2人以内
- (2) 公共的団体等の役員及び職員 5人以内
- (3) 知識経験を有する者 3人以内

2 委員の任期は、2年とし、再任することを妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が任命する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、町長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 57 年条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年条例第2号)

この条例は、平成 11 年4月1日から施行する。

附 則(平成 12 年条例第 18 号)

この条例は、平成 12 年4月1日から施行する。

附 則(平成 13 年条例第1号)

この条例は、平成 13 年4月1日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年4月1日から施行する。

附 則(平成 28 年条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年4月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第2号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

◇平泉町総合計画策定委員会

令和7年度平泉町総合計画策定委員会委員名簿

職 務	職 名	氏 名
委員 長	町 長	青 木 幸 保
副委員 長	副 町 長	菅 原 幹 成
副委員 長	教 育 長	吉 野 新 平
委 員	総務課長	岩 淵 嘉 之
//	町民福祉課長	伊 藤 正 幸
//	税務課長兼出納室長	村 上 可 奈 子
//	観光商工課長	菊 地 隆 一
//	建設水道課長	小 野 寺 敏 彦
//	農林振興課長 兼農業委員会事務局長	佐 々 木 元
//	子育て支援課長	千 葉 光 祉
//	保健センター所長	菅 野 文 子
//	教育委員会事務局教育次長	千 葉 数 馬
//	平泉文化遺産センター館長 兼世界遺産推進室長	高 橋 国 博
//	平泉町立幼稚園長 兼平泉保育所長	千 葉 真 由 美
//	長島保育所長	小 野 寺 崇
//	議会事務局長	小 原 真 弓
事務局	まちづくり推進課長	松 本 英 雄
//	まちづくり推進課課長補佐	平 沢 梢 枝

平泉町総合計画策定委員会設置要綱

令和2年8月24日

訓令第16号

(設置)

第1 平泉町総合計画(以下「総合計画」という。)を策定するにあたり、策定事務の円滑な推進と総合的な調整を図るため、平泉町総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会の所掌する事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 総合計画策定の事務の調整及び推進
- (2) その他総合計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は町長を、副委員長は副町長及び教育長をもって充てる。

3 委員は、課長職の者をもって充てる。

(職務)

第4 委員長は、委員会を代表し、委員会を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を認め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(補則)

第7 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

制定文 抄

令和2年4月1日から適用する。

◇用語解説

あ行

ILC

International Linear Collider の略。国際リニアコライダー。

IT

Information Technology の略。情報技術。

IoT

様々な「モノ（物）」がインターネットに接続され（単に繋がるだけではなく、モノがインターネットのように繋がる）、情報交換することにより相互に制御する仕組み。

ICT

Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

空き家・空き地バンク

町内にある空き家または空き地の所有者が物件に関する情報を登録し、移住や定住を希望する方に情報を提供する制度。

空き家・空き地ポータルサイト

地方公共団体が運営する情報掲載サイトで、空き家の所有者や民間事業者向けに様々な情報を提供している。

暑さ指数

体と外気との熱のやりとりに影響を与える「気温」、「湿度」、「日射・放射」、「風」の要素を基に算出された指標。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。家庭ごみと事業系ごみに分かれ、市町村に処理責任がある。

いわて南牛

岩手県の最南端に位置する一関市・平泉町・藤沢町で最長期間飼養された黒毛和牛。

インクルージョン

あらゆる人材がその能力を最大限発揮でき、やりがいを感じられるようにすること。包容、包摂、包含ともいう。

インターンシップ

学生が一定期間、企業や団体等で働き、経験を積む就業体験のこと。

インバウンド

外国人が訪れてくる旅行のこと。また、外国人旅行者。

ウォーキングトレイル

歩くことを通じた健康・福祉活動を支援するとともに、魅力ある地域づくりを行うため歩行者空間。

AED

Automated External Defibrillator の略。自動体外式除細動器。

SNS

Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービス。

NPO

Non Profit Organization の略。営利を目的としない団体や組織。

LGBT

Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性別越境者）の頭文字をとった単語。性的マイノリティの総称の一つ。

営農継続農業機械支援事業

農業機械の更新費用を支援するためのプログラム。

エコバッグ

レジ袋に対し、買い物客が持参する繰り返し利用できる買い物袋。マイバッグとも呼ばれる。

オープンデータ

機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ。人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とする。

温室効果ガス

大気中の赤外線を吸収し、地表付近の大気を温める効果を持つ二酸化炭素、メタン等の気体。

か行

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、実質的に排出をゼロにする状態。

介護予防

介護を受けるような状態とならないために、予防すること。

学校支援ボランティア

様々な段階の学校において行われるボランティア活動、またはそれを担う人材。

合併処理浄化槽

家庭や施設から出る生活排水を浄化する装置。

ガバメントクラウドファンディング

自治体が主導するクラウドファンディング型のふるさと納税で、地域のプロジェクトを支援する仕組み。

機能別団員制度

消防団の多様な役割に対応するために設けられた制度。

共助

共助は、地域等で助け合っで行うこと。なお、自助は、個人や家族で自ら行うこと。公助は、公的機関が行うこと。

行政評価

政策や事業等の行政活動について、その必要性や効率性、成果等について評価を行うこと。

近代的エネルギー

主に電気、液化天然ガス（LPG）、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマスなど）を含む、持続可能で環境に優しいエネルギー源を指す。

クーリングシェールター

気候変動適応法に基づき、適当な冷房設備を有する施設として市町村が指定した施設。

クールビズ

室温の適正化とその温度に適した軽装等を促す取り組み。

グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

グローバル人材

グローバルな視点や経験を活かしつつ、地域社会や地域経済の発展に貢献できる人材。

グローバル・パートナーシップ

国や企業、NGO、国際機関などが協力して共通の目標を達成するための国際的な協力関係。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

広域行政

県や市町村等の従来の行政区域を越えて行政事務を共同で広域的に処理すること。

実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

耕作放棄地

以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地。

交通弱者

車社会において移動を制約される人、あるいは交通事故の被害にあいやすい人。

コーホート変化率法

各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

国際交流員

ETプログラムにより地方自治体に配置され、地域の国際交流や語学教育を支援する外国青年。

国際リニアコライダー

国際協力によって設計開発が推進されている次世代の直線型衝突加速器。電子とその反粒子である陽電子の素粒子を、電気や磁気ので光速近くまで加速して超高エネルギーで正面衝突させる実験を行う。

国土強靱化

地震や津波、台風などの自然災害に対して強い国や地域を作るための取り組みを指す。

子育て支援センター

主に0歳から6歳の子どもを育てる親子が交流し、育児の不安や悩みを相談できる施設。

コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度。学校が保護者や地域住民とともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える制度。

5類感染症

日本の感染症法に基づく感染症の分類の一つで、感染力や重篤性が比較的低いとされる疾患。

さ行

再生可能エネルギー

太陽光、水力、風力、地熱、バイオマスなどの、枯渇せずに繰り返して永続的に利用できるエネルギー

サミット

1975年にフランスで第1回が開かれた主要国首脳会議（Summit conference）を指すが、首脳会議の意味でも用いられる。

ジェンダー

生物学的な性別に対して、社会的・文化的につくられた性別。

自助

災害時や日常生活において自分自身を守るための取り組み。

児童クラブ

保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、放課後や学校休業日に遊びや生活の場を提供し、健全な育成を支援する施設。

社会教育施設

家庭や学校の外で、児童から青年、成人、高齢者に至るまですべての年齢の人が、学習や研修、スポーツや趣味に興じたり、楽しむ機会を提供されることが出来る生涯学習のための施設。

循環型社会

廃棄物の発生を抑制し、再使用・リサイクルを行い、廃棄量を少なくし資源として循環利用する社会。

浚渫

川底の土砂やヘドロを取り除くこと。災害を防止し、水質を改善する効果がある。

情報セキュリティ

情報通信環境が安全で信頼できるようにするための対策や安全性を守ること。

消防団協力事業所

消防団活動に積極的に協力している事業所を認定する制度。

食育

食料の生産方法やバランスのよい摂取方法、食品の選び方、食文化等、広い視野から食について教育すること。

新エネルギー

太陽光発電や風力発電、バイオマス等、自然の力や今まで使われずにいた資源を有効利用する新しいエネルギー。

新規就農者

学生及び他業種から新たに農業に従事する者。

森林環境譲与税

個人に課税された森林環境税の税収の全額が、都道府県・市区町村に譲与されるもの。都道府県・市区町村が、それぞれの地域の実情に応じて森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源として活用される。

地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業。NPO等の多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力の向上を目指す。

森林経営管理制度

適切な経営管理を実施していない森林について、市町村が森林所有者の意向を確認後、森林所有者の委託を受け、民間の林業経営者に再委託したり、市町村が自ら森林の管理を行う制度。

スパルタキャンプ

プログラミング学習を目的とした短期集中型の合宿イベント。

スマートインターチェンジ

ETC専用の簡易型インターチェンジ。従来の料金所と比較して建設・管理コストの削減が可能となる。

スマート農業

ICT や AI、IoT、ロボット技術などの先端技術を活用して農作業の効率化や品質向上を目指す新しい農業の形。

性的マイノリティ

生物学的な性と性自認が一致しない、性的指向が同性や男女両方に向かう等、性的に少数者となる人。

世界遺産

ユネスコが認定する、未来に残すべき文化や自然の遺産。

世界かんがい施設遺産

灌漑の歴史や技術的価値を認識し、適切な保全を促進するために国際かんがい排水委員会（ICID）が設立した制度。

総合型地域スポーツクラブ

子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

Society5.0

日本政府が提唱する未来社会のコンセプト。

た行

滞在型観光

1箇所に滞在し、体験型レジャー等を楽しむこと。または、そこを拠点に周辺の観光を楽しむレジャー形態のこと。

多面的機能支払交付金制度

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援する制度。

地域おこし協力隊

都市部から地方へ住民票を移した人が、地域協力活動に従事することで地域に定着することを目的とした制度。

地域福祉計画

地域住民の参加を得て地域の生活課題を明らかにし、その解決に向けた施策を策定する計画。

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための支援を提供する仕組み。

地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメント等を総合的に行う機関。

地域防災力

住民・自主防災組織・消防団・行政などが連携して地域全体の災害対応能力を高める総合的な力。

地域力

住民や事業者をはじめとした地域の構成員が、自立的、かつ、その他の主体と協働しながら、地域課題の解決や地域としての価値を創造していくための力。

地球温暖化対策

平成4年の国連環境開発会議（地球サミット）で地球温暖化防止条約が締結され、平成9年12月に開かれた地球温暖化防止京都会議では、先進国に温暖化ガス削減目標を課す議定書が採択された（京都議定書）。先進国に二酸化炭素（CO₂）等、6種の温室効果ガスの法的拘束力を持つ排出削減目標を定めている。

地産地消

「地元生産・地元消費」を略した言葉で、地元で生産されたものを地元で消費すること。

中山間地域等直接支払制度

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め（協定）に基づき、農業生産活動等の面積に応じて一定額を交付する制度。

農地中間管理機構

全都道府県に設置された農地の中間的受け皿。

地域福祉活動

住民一人ひとりが担い手となり、地域全体で支え合い、助け合う福祉活動。

通過型観光

ある地域に留まることなく、観光名所をスポットで巡ること。

定住自立圏共生ビジョン

中心市と周辺市町村が連携して地域資源を活かし、安全・安心で魅力ある地域社会を形成するための中長期的な計画。

デジタルトランスフォーメーション（DX）

デジタル技術を活用してビジネスプロセス、企業文化、顧客体験を革新し、競争力や価値創出を高める取り組み。

テレワーク

ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。

特定空家

放置されることで安全・衛生・景観・生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある空き家。

特定健康診査

生活習慣病予防のために医療保険者が40歳から74歳を対象として実施するメタボリックシンドロームに着目した健康診査。

特定保健指導

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い人に対し、生活習慣を見直すために行う保健指導。

都市計画マスタープラン

1992年（平成4年）の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第18条の2）に基づく計画。

な行

二地域居住

主たる生活拠点とは別の地域に新たな生活拠点を設け、都市部と地方の両方で日常かつ定期的に生活するライフスタイル。

日本遺産

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを日本遺産として文化庁が認定するもの。

日本農業遺産

社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性などが相互に関連して一体となった、我が国において重要な伝統的農林水産業を営む地域（農林水産業システム）であり、農林水産大臣により認定される。

認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人。

認定こども園

就学前の子どもに対して教育と保育を同時に行う施設で、保護者の就労状況に関わらず利用可能。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人。担い手農業者とも呼ばれる。

ネームバリュー

世間での知名度。名前そのものの価値。

農業集落排水事業

農業振興地域内（及び一体的に整備可能な周辺地域）の農業集落における下水等整備事業。

は行

パッケージ化

個別の施策を相互に整合・連動させることで高い効果をあげられるようにすること。

バリアフリー

障壁となるものを取り除くことで生活しやすくしようという考え方。物理的な障壁をはじめ、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁の除去する考え方。

PDCAサイクル

業務改善や品質管理で広く使われる継続的改善のためのフレームワーク。

光ファイバー

光通信の伝送路に使用するガラス繊維でできたケーブル。

避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する方のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。

5R運動

リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生使用）の3Rにリフューズ（拒否）、リペア（修理）加え、さらに廃棄物の発生を抑制する取組。

VR

「Virtual Reality（バーチャル・リアリティ）」の略で、コンピュータによって作られた仮想空間を、まるで現実のように体験できる技術。

フットパス

自然や地域文化を楽しみながら歩くための小道や散策路

ブラッシュアップ

磨きをかけ、さらによくすること。

ブランド

独自性を強調し、他と区別させることを意図してつくり出され、地域内外からその価値を評価される商品やサービス等のこと。

ふるさと応援寄付金

自分の生まれ育った地域や応援したい自治体に寄付を行い、地域活性化や住民生活の向上を目的とした特定のプロジェクトに使われる寄付金。

ふるさと住民制度

実際に居住していない地域でも「住民」として登録し、地域との継続的な関わりを持てる

プロモーション

商品・サービスの存在を多くの人に認知させ、購買のための動機付けをする販売促進活動。

放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

防災行政無線

県や市町村がそれぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、併せて、平常時には一般行政事務に使用できる無線局。

ま行

埋蔵文化財包蔵地

埋蔵文化財が埋もれている土地。

マイナポータル

政府が運営するオンラインサービス。子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受け取ることが可能。

マイナンバーカード

マイナンバーが記載されたプラスチック製の IC チップ付きカード。券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示される。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax 等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにも利用できる。

マイナンバー制度

行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤。

道の駅

安全で快適に道路を利用するための道路交通環境の提供、地域のにぎわい創出を目的とした施設。

民生児童委員

地域住民の福祉を支援するボランティア。

モバイル

外出先に持ち運んで使用することができる小型の情報端末。

モビリティ・マネジメント

個人や地域の移動行動を社会的・個人的に望ましい方向へ自発的に変化させるための、コミュニケーションを中心とした持続的な取り組み。

や行

UIJ ターン

地方からどこか別の地域へ移り住み、その後また元の地方へ戻り住む U ターン、生まれ育った地域（主に大都市）からどこか別の地方へ移り住む I ターン、地方からどこか別の地域（主に大都市）に移り住み、その後生まれ育った地方近くの（大都市よりも規模の小さい）地方大都市圏や、中規模な都市へ戻り住む J ターンの 3 つの人口還流現象の総称。

遊休農地

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、またはその農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地。

有収率

浄水場等から供給した水量（配水量）に対する、水道料金の対象となった水量（有収水量）の割合を示す数値。

ら行

ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣等を含めた個人の生き方。

ライフステージ

誕生から、就学、就職、結婚、出産、子育て、退職等、節目による生活スタイルの変化に着目した、年齢にともなって変化する生活段階のこと。

リピーター

特定の施設や場所に繰り返し訪れる人。

レセプト

患者が受けた診療について、医療機関が保険者（市町村や健康保険組合等）に請求する診療報酬明細書。

ローリング方式

毎年度修正や補完等を行うことで、社会情勢や経済の変化に柔軟に対応し、計画と現実の乖離を防ぐやり方。

わ行

ワークショップ

参加者同士で話し合いながら、理解を深めたり、案をつくり上げるための会議の進め方。

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。

ワンストップ化

従来複数に分かれていた窓口を一元化すること。

第 6 次平泉町総合計画後期基本計画

発行:令和8年3月／岩手県平泉町まちづくり推進課

〒029-4192 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山 45-2

電話:0191-46-5578 FAX:0191-46-3080

<https://www.town.hiraizumi.iwate.jp/>

